

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月24日
【事業年度】	第12期（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）
【会社名】	株式会社トライアルホールディングス
【英訳名】	TRIAL Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永田 洋幸
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
【電話番号】	092 - 626 - 5550（代表）
【事務連絡者氏名】	上席執行役員グループ経営財務部長 桐島 一寿
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦三丁目16番16号
【電話番号】	03 - 6435 - 6308
【事務連絡者氏名】	上席執行役員グループ経営財務部長 桐島 一寿
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2022年6月	2023年6月	2024年6月	2025年6月	2026年6月
売上高 (百万円)	595,500	653,112	717,948	803,829	1,347,109
経常利益 (百万円)	12,687	14,358	19,789	22,200	20,186
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	7,135	8,084	11,439	11,752	3,522
包括利益 (百万円)	7,446	8,673	12,110	11,879	6,474
純資産額 (百万円)	59,707	68,020	118,187	129,028	134,369
総資産額 (百万円)	185,730	200,639	283,627	300,283	807,824
1株当たり純資産額 (円)	594.29	677.00	948.64	1,031.30	1,066.23
1株当たり当期純利益 (円)	73.46	82.90	109.77	96.23	28.76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	108.79	95.52	28.55
自己資本比率 (%)	31.2	32.8	40.8	42.0	16.2
自己資本利益率 (%)	13.0	13.1	12.6	9.7	2.7
株価収益率 (倍)	-	-	22.93	24.01	104.04
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	22,344	18,445	59,497	4,446	92,055
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	13,494	16,765	26,005	35,892	405,015
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,318	5,192	34,503	20,770	309,392
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	27,432	23,898	91,947	72,325	68,901
従業員数 (人)	5,629	5,993	6,529	7,080	9,434
(外、平均臨時雇用者数)	(14,581)	(15,751)	(16,936)	(19,144)	(35,308)

- (注) 1. 第8期及び第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。なお、第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、2024年3月21日付で東京証券取引所グロース市場に上場したため、新規上場日から2024年6月期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
2. 第8期及び第9期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
3. 従業員数は当社及び連結子会社から当社及び連結子会社外への出向者を除き、当社及び連結子会社外から当社及び連結子会社への出向者を含む就業人員数であります。従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間の平均雇用人員であります。なお、臨時従業員には、契約社員、嘱託及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
4. 当社は、2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 2025年7月1日付で、(株)西友の全株式を取得し、同社及びその子会社2社を連結の範囲に含めております。そのため、第12期の連結経営指標等は第11期以前と比較して大きく変動しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 8 期	第 9 期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2022年 6 月	2023年 6 月	2024年 6 月	2025年 6 月	2026年 6 月
営業収益 (百万円)	1,901	4,740	4,617	4,843	13,084
経常利益又は経常損失 (百万円)	145	2,494	1,430	1,399	8,398
当期純利益又は当期純損失 (百万円)	641	2,294	1,486	1,534	5,023
資本金 (百万円)	100	100	19,777	19,812	20,237
発行済株式総数 (株)	488,452	97,690,400	122,318,300	122,373,300	122,848,400
純資産額 (百万円)	29,157	31,211	70,882	71,376	65,082
総資産額 (百万円)	31,484	73,388	127,478	166,669	561,067
1 株当たり純資産額 (円)	298.97	320.72	581.25	583.63	530.10
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当 額) (円)	- (-)	13.00 (-)	15.00 (-)	16.00 (-)	17.00 (-)
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (円)	6.61	23.52	14.31	12.56	41.02
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益 (円)	-	-	14.18	12.47	-
自己資本比率 (%)	92.6	42.5	55.6	42.8	11.6
自己資本利益率 (%)	2.2	7.6	2.9	2.2	7.4
株価収益率 (倍)	-	-	175.89	183.93	-
配当性向 (%)	-	55.3	104.8	127.3	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	49 (-)	47 (2)	77 (14)	117 (26)	113 (14)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	93.0 (104.1)	120.8 (149.1)
最高株価 (円)	-	-	3,180	3,685	4,840
最低株価 (円)	-	-	2,136	1,794	1,996

(注) 1. 第 8 期における 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

2. 第 8 期及び第 9 期における潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。なお、第10期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、2024年 3 月21日付で東京証券取引所グロース市場に上場したため、新規上場日から2024年 6 月期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

3. 第 8 期及び第 9 期までの株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 従業員数は当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人員数であります。従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間の平均雇用人員であります。なお、臨時従業員には、契約社員、嘱託及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

5. 当社は、2023年 1 月 4 日開催の取締役会の決議により、2023年 1 月31日付で普通株式 1 株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第 8 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。

6. 2024年 3 月21日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、第 8 期から第10期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。

7. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。

なお、2024年3月21日付で同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

8. 2025年7月1日付で、(株)西友の全株式を取得しております。当該株式の取得及び取得に係る借入関連費用の発生により、第12期の経営指標等は第11期以前と比較して大きく変動しております。
9. 第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
10. 第12期の株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
11. 第12期の1株当たり配当額17.00円のうち、期末配当額17.00円については、2026年9月25日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

2【沿革】

当社の母体である㈱トライアルカンパニーの前身は、1974年4月に家電製品販売業「あさひ屋」として福岡市博多区において創業しました。1984年10月に「㈱トライアルカンパニー」に商号変更して以降、家電量販店の店舗拡大を経て、ディスカウント業態店舗の多店舗化を推進しました。

2015年9月に㈱トライアルカンパニーを中核事業会社とする企業グループ群の事業活動を管理することを目的に、㈱トライアルホールディングスとして純粋持株会社体制に移行しました。2018年11月にタブレット決済機能付きのレジカートであるSkip Cartの開発やカメラソリューションの提供を行うためグループ内のシステム関連会社を再編し、リテールAI事業を担う子会社として㈱Retail AIを設立しております。

なお、当社設立までの沿革については、2015年9月に単独株式移転により当社の完全子会社となった㈱トライアルカンパニーの沿革を記載しております。

年月	概要
1974年4月	屋号「あさひ屋」として創業
1981年7月	㈱あさひ屋に改組
1984年10月	㈱トライアルカンパニーに商号変更
1992年10月	ディスカウントストア トライアル1号店となる南ヶ丘店（福岡県大野城市）を開店し、ディスカウントストアへの転換を図る
1993年4月	本社を福岡県福岡市中央区高砂に移転
1994年3月	柳川店（福岡県柳川市）を開店し、本格的に郊外型総合ディスカウントストアによる多店舗展開を開始
1996年11月	スーパーセンター1号店となるスーパーセンタートライアル 北九州空港バイパス店（北九州市小倉南区）を開店
	1989年4月から開発を行っていた自社開発PC-POSシステムを完成
2003年8月	本社を福岡県福岡市東区多の津に移転
2003年12月	中華人民共和国でのソフトウェア開発業を目的として、煙台創迹軟件有限公司を設立（現：連結子会社）
	フランチャイズ店舗の運営会社である㈱ナカヤを完全子会社化
2004年1月	物流機能の内製化を目的として㈱下田屋（現：㈱MLS、現：連結子会社）を株式交換により完全子会社化
2008年2月	九州・中国地方の物流拠点となる白鳥物流センター（福岡県田川市）を開設し、プロセスセンターの稼動を開始
2008年9月	北海道地区に小売店舗を展開していた㈱カウボーイとの業務提携により、北海道地区にトライアルが初出店
2009年6月	㈱カウボーイを子会社化
2010年1月	㈱カウボーイを吸収合併
2014年7月	日本国内への貿易事業を目的として上海翔迹企業管理有限公司（現：連結子会社）を設立
	白鳥プロセスセンター（福岡県田川市）にてISO9001認証取得
2014年10月	店舗開発業務の効率化を図るため、㈱トライアル開発（現：連結子会社）を設立
2015年6月	生鮮事業を行うことを目的として、㈱トライアルフレッシュシステム（注1）を設立
	本部事務を行うことを目的として、㈱トライアル・シェアードサービスを設立
2015年7月	システム部門の機動性及び専門性を高めることを目的として㈱ティー・アール・イー（注2）を設立
2015年9月	㈱トライアルホールディングスを単独株式移転により設立、持株会社体制へ移行
2016年2月	㈱トライアルスーパーセンター（現：㈱トライアルストアーズ、現：連結子会社）、㈱トライアルメガセンターを設立
2016年4月	事業展開の迅速化を目的として㈱トライアルカンパニー（現：連結子会社）の28店の店舗運営業務を㈱トライアルスーパーセンター（現：㈱トライアルストアーズ、現：連結子会社）、3店舗の店舗運営業務を㈱トライアルメガセンターがそれぞれ分割承継
2016年9月	㈱トライアルフィナンシャルサービス（現：㈱SU-PAY、現：連結子会社）を設立
2016年10月	「食」の強化を目的として㈱明治屋（現：㈱こはく本舗、現：連結子会社）を子会社化
2018年2月	タブレット決済機能付きのレジカートであるSkip Cartや棚状況の監視等のためのカメラ等のIoTデバイスを導入し、新しい買い物体験ができる日本初のスマートストア（注3）（当社調べ）である「スーパーセンタートライアル アイランドシティ店」（福岡市東区）を開店

年月	概要
2018年 9 月	主にスーパーセンターの運営会社であった㈱トライアルオペレーションズ（現：㈱トライアルストアーズ、現：連結子会社）が主にメガセンターの運営会社であった㈱トライアルメガセンターを吸収合併 ㈱トライアルカンパニー（現：連結子会社）、㈱トライアルオペレーションズ（現：㈱トライアルストアーズ、現：連結子会社）及び㈱トライウェル（注４）の生鮮部門を㈱メガ生鮮が分割承継
2018年10月	オートピット㈱（現：㈱トライアルカーズ、現：連結子会社）を設立
2018年11月	㈱Retail AI（現：連結子会社）を設立
2019年 3 月	㈱トライアルカンパニー（現：連結子会社）のプロセスセンター惣菜製造事業を㈱明治屋（現：㈱こはく本舗、現：連結子会社）が分割承継 ㈱トライアルカンパニー（現：連結子会社）のプロセスセンター精肉事業・包材サービス事業を㈱メガ生鮮が分割承継
2019年 4 月	トライアルグループの基幹店舗である新宮店（福岡県糟屋郡新宮町）をスマートストアに改装し、「メガセンタートライアル 新宮店」として開店
2020年 4 月	㈱トライアル・インシュアランス・サービス（現：連結子会社）を設立
2020年 6 月	リゾート事業を取り込むにあたり、リゾート事業の不動産を保有する㈱エヌ・ジー・ティー不動産管理（注５）を子会社化
2020年 9 月	㈱河村佐藤デザイン（現：連結子会社）を設立 ㈱河村佐藤デザインが建築事業を㈱河村デザインより譲受
2020年10月	プライベート・ブランド（PB）商品である『阿蘇くじゅうの天然水』を生産する飲料由布工場（大分県由布市）を稼働開始
2020年12月	リゾート事業の統括を目的として、㈱トライアルリアルエステート（現：連結子会社）を設立し、㈱neri resort（現：㈱トライアルゴルフ&リゾート、現：連結子会社）を子会社化 ㈱トライアルベネフィット（現：連結子会社）を設立
2021年 7 月	日本最大のリテールDX（小売のIT/AI化）の最先端基地を目指し、産官学のまちづくりとして「リモートワークタウン ムスブ宮若」プロジェクトが本格始動
2022年 4 月	㈱トライアルオペレーションズ（現：連結子会社）が㈱メガ生鮮を吸収合併及び㈱トライアルクイックの小売店舗運営事業の権利義務の一部を分割承継 ㈱トライアルオペレーションズを㈱トライアルストアーズに商号変更 ㈱トライアルカンパニー（現：連結子会社）が㈱トライアルクイックを吸収合併 ㈱トライアルホールディングスの子会社として、㈱Fieldman（現：連結子会社）を設立 最先端のIT技術を導入した次世代型スマートストアとしてTRIAL GO脇田店（福岡県宮若市）を開店
2022年 6 月	㈱トライアルリアルエステート（現：連結子会社）が㈱サンリゾート（注６）を子会社化
2022年11月	㈱トライアルカンパニー（現：連結子会社）から㈱白鳥ロジスティックシステム（現：連結子会社）を新設分割により設立
2023年 7 月	店舗の資源物の回収・運搬を目的として㈱トライアルチャレンジド（現：連結子会社）を設立
2023年 9 月	㈱青森トライアル（現：連結子会社）を設立
2023年10月	㈱Retail AI（現：連結子会社）が㈱Retail AI X、㈱Retail AI Engineering及び㈱Retail SHIFTを吸収合併 ㈱Retail AI（現：連結子会社）の主力製品であるスマートショッピングカートグループ外へ本格販売・導入していくにあたって、製品名称を「Skip Cart」へ刷新 ㈱青森トライアル（現：連結子会社）及び㈱トライアルカンパニー（現：連結子会社）が㈱佐藤長及び㈱青森食研から一部事業を承継
2024年 2 月	㈱トライアルリアルエステート（現：連結子会社）がTGR大分㈱（現：㈱ティージェーアール大分、現：連結子会社）及びTGR阿蘇㈱（現：㈱ティージェーアール阿蘇、現：連結子会社）を子会社化
2024年 3 月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2024年 7 月	㈱トライアルGO（現：連結子会社）を設立
2025年 1 月	㈱トライアルカンパニー（現：連結子会社）が㈱トライアル・シェアードサービスを吸収合併
2025年 2 月	㈱魚寅（現：連結子会社）を設立

年月	概要
2025年 4 月	(株)トライアルストアーズ（現：連結子会社）の鮮魚事業を(株)魚寅が分割承継 永田洋幸が代表取締役社長に就任
2025年 7 月	(株)西友（現：連結子会社）を子会社化 (株)STリテール（現：連結子会社）を設立
2025年 9 月	(株)トライアルツアーズ（現：連結子会社）を設立
2025年11月	(株)TRIALS（現：(株)トライアルテクノロジー、現：連結子会社）を共同株式移転により設立 (株)明治屋を(株)こはく本舗に商号変更し、(株)明治屋（現：連結子会社）を単独株式移転により設立
2025年12月	(株)TRYU（現：連結子会社）を設立
2026年 4 月	(株)トライアルスーパーセンター（現：連結子会社）を設立 (株)RIALT（現：連結子会社）を設立 (株)トライアルヒューマンベース（現：連結子会社）を設立
2026年 5 月	(株)こはく本舗（現：連結子会社）が(株)Le Petit Nicoisを吸収合併
2026年 6 月	(株)トライアルゴルフ＆リゾート（現：連結子会社）が(株)熊本リゾート（現：連結子会社）を子会社化

- （注）１．(株)トライアルフレッシュシステムは、2016年 9 月に(株)メガ生鮮に商号変更し、2022年 4 月に(株)トライアルオペレーションズ（現：(株)トライアルストアーズ）を存続会社として吸収合併され解散しました。
- ２．(株)ティー・アール・イーは、2015年 7 月に設立され、2020年 7 月に(株)Retail AI Xに商号変更し、2023年 10月に(株)Retail AIを存続会社として吸収合併され解散しました。
- ３．「スマートストア」とは、タブレット決済機能付きのレジカートであるSkip Cartや棚状況の監視等のためのカメラ等が導入された店舗であります。
- ４．(株)トライウェルは、2013年 2 月に設立され、2019年 9 月に(株)トライアルクイックに商号変更し、2022年 4 月に(株)トライアルカンパニーを存続会社として吸収合併され解散しました。
- ５．(株)エヌ・ジー・ティー不動産管理は、2020年 7 月に(株)サンリアルエステートに商号変更し、2024年 6 月に保有する事業用不動産を、事業内容に応じた当社子会社へ吸収分割にて承継させた後、当社を存続会社として吸収合併され解散しました。
- ６．(株)サンリゾートは、2023年 6 月に(株)トライアルゴルフ＆リゾートに商号変更し、2024年 7 月に(株)neri resortを存続会社として吸収合併され解散しました。なお、当該吸収合併と同日付で(株)neri resortは(株)トライアルゴルフ＆リゾートに商号変更しました。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は持株会社制を導入し、純粋持株会社である当社並びに各事業を担う連結子会社38社及び関連会社7社（2026年6月30日現在）から構成されており、「流通小売事業」、「リテールAI事業」等の事業を営んでおります。当連結会計年度より、株式会社西友（以下、西友）を完全子会社化したことにより、事業規模が飛躍的に拡大いたしました。今後は、当社が強みとする「食」と「テクノロジー」を駆使した店舗運営ノウハウと、西友が有する店舗網、商品・ブランド力、顧客基盤等の経営資源を融合することで、新たなシナジー創出を推進してまいります。

当社は、中期経営計画及び年度事業計画に基づき、グループ各社の自主性を尊重するとともに、事業の発展及び経営改善に積極的に協力し、関係会社の育成を促進して企業グループとしての経営効率の向上を目指すことを目的として指導及び助言を行うことを基本方針としております。

当社の事業区分である「流通小売事業」及び「リテールAI事業」は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であり、報告セグメントに含まれていない事業及びこれらに附随する事業を「その他」に区分しております。

当社グループの事業内容は、次のとおりです。なお、主な関係会社の詳細については「4 関係会社の状況」に記載のとおりです。

(1) 流通小売事業

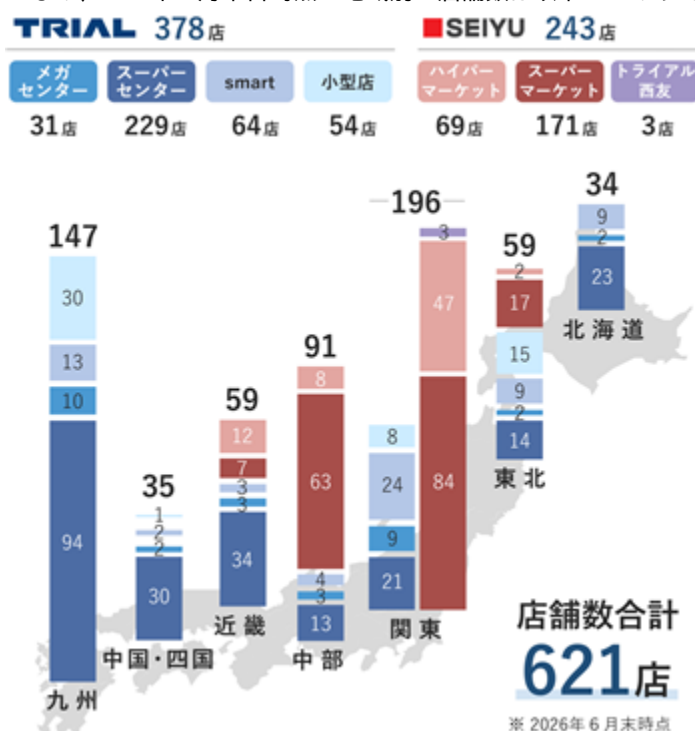
多様な店舗フォーマットと「食」を中心に生活必需品を提供する豊富な商品ラインナップ

中核事業会社である㈱トライアルカンパニーを中心に、流通小売事業は、『あなたの「生活必需品」。』をコンセプトとするトライアル店舗の運営及び『「西友が身近にあるしあわせ」をめざして』を使命に掲げる西友店舗の運営を行っております。店舗フォーマットは、トライアルはメガセンター、スーパーセンター（SuC）、smart及び小型店の4種、西友はハイパーマーケット、スーパーマーケット及びトライアル西友の3種を展開しております。当連結会計年度より西友店舗がグループ入りしたことで、従来の九州・地方エリア中心の展開から、西友が強みを持つ首都圏・中部・関西圏の都市部へと拡大し、商圏人口や立地、店舗面積等を考慮して、各エリアでのドミナント展開と収益の最大化を進めております。

業態名	売場面積 (㎡)	主な出店 エリア	業態の概要	主要販売品 及びアイテム数	店舗数 (2026年6月 末現在)
メガ センター	約8,000㎡	地方都市	食品から趣味嗜好品までフルライン で商品を取り揃える大型店	生鮮食料品、一般食料 品、日用雑貨、家電品、 衣料品、園芸・DIY用品、 ペット用品、スポーツ用 品、インテリアなど約10 万点	31店舗
スーパ ーセン ター (SuC)	約4,000㎡	郊外	生鮮食品や加工食品をはじめとする 食品及び日用消耗品などの生活必需 品を商品構成の中心としながら、家 電製品や衣料品などの非食品を取り 揃える中型店	生鮮食料品、一般食料 品、日用雑貨、家電品、 衣料品、園芸・DIY用品、 ペット用品、スポーツ用 品、インテリアなど約 6～7万点	229店舗
smart	約1,400㎡	都市部・ 小商圏	加工食品や弁当、惣菜を含む生鮮食 品など、食品を中心とする商品構成 で、メガセンター、SuCが出店困難 な都市部・小商圏エリアへの出店が 可能なフォーマット	生鮮食料品、一般食料 品、日用雑貨、衣料品な ど約3万点	64店舗
小型店	～約1,000㎡	都市部・ 小商圏	食品を中心とする商品構成で、SuC など既存店舗からの高頻度配送によ り新鮮な生鮮食品、惣菜を提供。自 動値下げソリューションや顔認証決 済などのテクノロジーを活用した高 い生産性を実現する次世代型スマ ートストア「TRIAL GO」等の小型店	一般食料品を中心とし て、日用雑貨など約7 千～2万点	54店舗
業態名	売場面積 (㎡)	主な出店 エリア	業態の概要	主要販売品 及びアイテム数	店舗数 (2026年6 月末現在)

ハイパー マーケット	約2,000～ 17,000㎡	都市型/ 郊外型	食品から趣味嗜好品までフルライン で商品を取り揃える大型店	生鮮食料品、一般食料 品、日用雑貨、家電品、 衣料品、ペット用品など 約10万点	69店舗
スーパー マーケット	約2,000㎡	都市型	加工食品や弁当、惣菜を含む生鮮食 品など、食品を中心とする商品構成 で、都市部を中心に展開するフォー ーマット	生鮮食料品、一般食料 品、日用雑貨、衣料品な ど約6～7万点	171店舗
トライアル 西友	約3,500㎡	都市型/ 郊外型	食品から趣味嗜好品までフルライン で商品を取り揃える大型店。トライ アルと西友両社の強みを融合した新 フォーマット	生鮮食料品、一般食料 品、日用雑貨、家電品、 衣料品、園芸・DIY用品、 ペット用品、スポーツ用 品、インテリアなど約10 万点	3店舗

なお、2026年6月末日時点の地域別の店舗数は以下のとおりです。



また、商品ラインナップは、生鮮食品などの「食」を強みとして、日用消耗品などの生活必需品から家電製品、アパレル用品からホビー用品などの非食品まで、豊富な品揃えを有しており、24時間営業（一部店舗を除く。）で、何でも・いつでも・欲しいものがお得に買えるワンストップショッピングストアとして、利便性や価格優位性を特徴としております。

また、当社グループ内に弁当・惣菜製造や生鮮食品の加工を行うプロセスセンターやセントラルキッチン、飲料製造工場を有しており、商品製造のノウハウを増強しております。ナショナルブランド商品を調達して販売するスタイルが主流である一方、プライベート・ブランド（PB）商品も展開しております。トライアルのPB商品においては、「ロースかつ重」などの惣菜、ナチュラルミネラルウォーターやお茶などの飲料、菓子類、フリースなどの衣料品が人気商品であり、いずれも高品質で低価格であることが、人気の理由であると考えております。また、消費者テストをクリアしたこだわりの品質とファン層を持つ「みなさまのお墨付き」に代表される西友のPB商品が加わることで、双方の強みを補完し合ったラインナップを構築しております。

ローコストオペレーションによる独自の店舗運営

1992年にトライアル1号店となる南ヶ丘店（福岡県大野城市）を開店して以来、当社は30年を超えるディスカウントストアの運営ノウハウを蓄積しており、当社グループにてアライアンス先との物流網の共有化を通じた自社物流による最適化等、効率的な仕入れの確立と徹底したコスト管理、後述するリテールテックを活用した省力化によって、ローコストオペレーションを実現しております。

また、当社はグループ内に店舗の設計や建築を担う子会社を有しており、新規出店時における新築コストや店舗の改装コストを抑えることができるほか、居抜きによる出店も活用しており、新規出店時による一時的なコスト増加についても低位に抑える戦略が確立されております。

当社グループはEDLP（Every Day Low Price）（注１）を価格戦略における基本方針としております。EDLPが実現できる背景はEDLC（Every Day Low Cost）、すなわちローコストオペレーションであります。生鮮食品などの生活必需品を中心に、競争力のある価格提案を行い、欲しいものがいつでも安い、地域一番の生活必需品店として、お客様に寄り添った店舗運営を確立しております。

リテールテックを活用した独自のビジネスモデル

当社グループが属する流通小売業をはじめ、あらゆる産業・分野においてデジタルトランスフォーメーション（DX）が浸透しており、様々な企業がIoT（注２）/AI（注３）などのデジタル技術を活用することで新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通じた価値の創出に取り組んでおりますが、当社は、「テクノロジーと、人の経験知で、世界のリアルコマースを変える。」をビジョンとして、常に革新的な技術開発に取り組んできた企業であり、現在も流通小売業（リテール）のデジタルトランスフォーメーション（DX）を実現する「リテールDX」を牽引する先駆者として、業界の改革に取り組んでおります。

当社グループは1996年のスーパーセンター１号店であるスーパーセンタートライアル 北九州空港バイパス店（北九州市小倉南区）の開店以降、自社開発のPC-POSシステム（注４）によって顧客データの蓄積と活用をはじめており、現在は各メーカー企業とお客様の購買情報がスムーズに連携できるデータベースエンジンの運用や商品の自動発注等を可能にする独自のPACER（注５）を活用した効率的な店舗オペレーションを実現しております。

また、当社のシステム開発等を所管する㈱Retail AIを中心に、お客様のさらなる買い物体験の向上と店舗運営の省力化をはじめとする流通小売業界全体のDXを企図とした取り組みを加速しております。

2015年には決済手続きを省力化するスマートショッピングカート（現：Skip Cart）の導入を開始したほか、お客様の動線や商品の在庫を記録するAIカメラや商品の販促等に活用するインスタサイネージを導入するなど、リテールテックを活用した独自性のあるビジネスモデルを構築できているものと考えております。特に、Skip Cartの利用によってお客様のレジ待ち時間が大幅に改善され、お客様の利便性向上につながっております。今後、これらのリテールテックソリューションにつきましては、トライアル店舗への標準実装を進めるとともに、西友店舗においては店舗フォーマットや地域特性に応じて展開する計画です。

（注）１．「EDLP」とは、Every Day Low Priceの略で、特売や限定販売ではなく、数量を限定せず、毎日お値打ち価格で販売することを指します。

２．「IoT」とは、Internet of Thingsの略で、あらゆるモノがインターネットに接続する技術を指します。

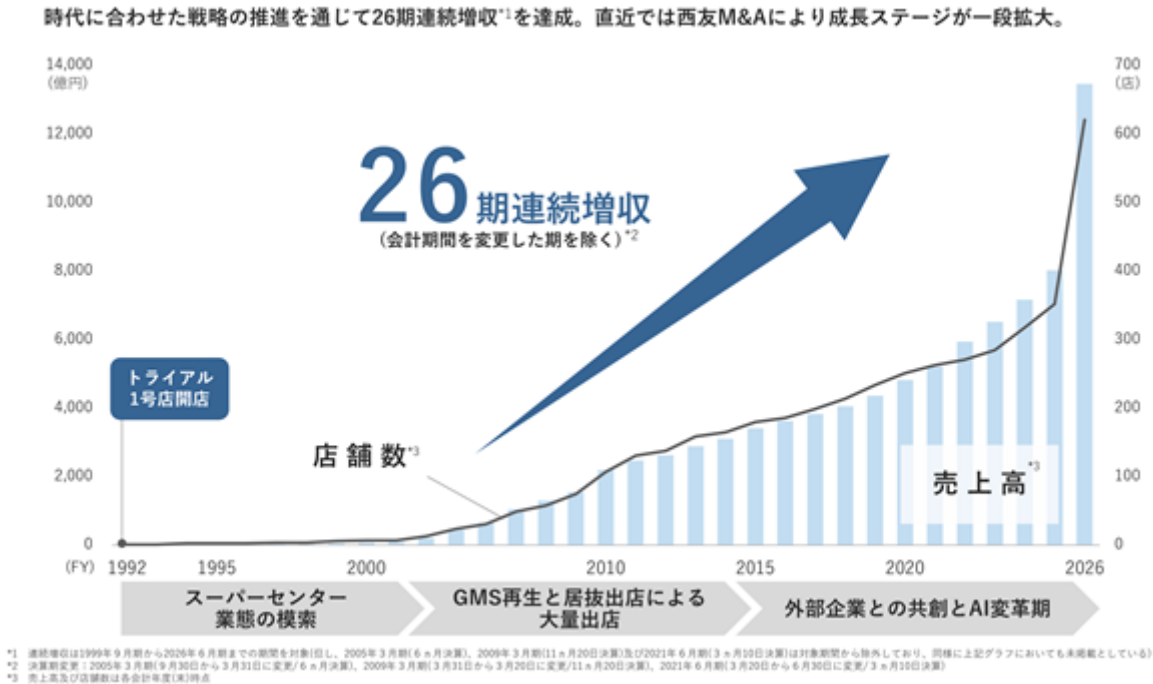
３．「AI」とは、Artificial Intelligenceの略で、人工知能のことを指します。

４．「PC-POSシステム」とは、販売時の商品情報を読み取り売上管理や商品管理を担う機器であり、PCを内蔵したものを指します。

５．「PACER」とは、Plan・Action・Check・Education・Recoveryの略で、当社グループで開発した店舗運営業務における商品管理の各アプリケーションがインストールされたモバイル端末になります。

当社の特徴である 多様なフォーマットと豊富な商品ラインナップ、 EDLCが支える店舗運営、そして リ
テールテックを活用したビジネスモデルは既存店の安定的な客数及び客単価の成長に貢献しており、順調な事業
規模の拡大を実現できております。

トライアル1号店開店以降の売上高と店舗数の推移は以下のとおりです。



< 既存店売上高（トライアル、前期比） >

既存店売上高（注）	2025年6月期	2026年6月期
前期比（％）	103.6	102.1

（注）「既存店売上高」とは、開店から満12ヵ月経過した店舗（対象月又はその前年同月に月間5日以上改装等により閉店した店舗は除く。）のPOS売上の合計であります。「POS」とは、Point of Salesの略称であり、小売店において商品が購入された店舗や日時、数量等の把握が可能となる仕組み・システムを指しております。「POS売上」とは同仕組み・システムにおいて計上された売上高であります。以下同じです。

< 既存店売上高（トライアル、前年同月比） >

既存店売上高	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月
前年同月比（％）	101.4	98.3	99.8	101.7	105.5	99.8

既存店売上高	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月	2026年6月
前年同月比（％）	105.6	102.1	100.3	102.8	107.2	101.6

トライアル店舗における月次の既存店売上高は、日本チェーンストア協会が公表している既存店ベースのチェーンストア総販売額（全国の食品スーパーやGMSなど）と比べ、前年同月比で高い成長を実現しております。

既存店売上高の前年同月比成長率^{*1}

長期にわたってチェーンストア販売統計(全国の食品スーパーやGMSなど)を上回る既存店売上高成長を実現。

2025年6月より全店で、価格の表示方法変更(外税価格の併記)や、価格の適正化などのプライシング戦略(粗利上昇戦略)を本格導入。既存店の客数が一時的に影響を受けるも、一品単価の向上による客単価の上昇が既存店売上高成長を下支えし、2026年6月期既存店売上高は通期2.1%増と、計画を上回って着地。

生鮮強化や売場活性化、イベント施策などで需要を取り込み、2026年6月期第4四半期においては既存店客数は前年同期比でフラット圏まで改善し、好調に推移。



出所 当社データ

^{*1} 既存店売上高: 開店から満12ヵ月経過した店舗(対象月またはその前年同月に月間5日以上改築等により開店した店舗は除く)のPOS売上合計

^{*2} 「チェーンストア販売統計既存店売上高」とは、日本チェーンストア協会が公表している。同協会に加盟する会員企業(全国の食品スーパーマーケットやGMSなど)の総販売額における既存店ベース(当該月の販売額とその前年同月の販売額のうち、新規開店して売上増となった店舗と売上減となった店舗の異動による影響を除いて比較)での前年同月比であります。

(注)「チェーンストア販売統計既存店売上高」とは、日本チェーンストア協会が公表している、同協会に加盟する会員企業（全国の食品スーパーマーケットやGMSなど）の総販売額における既存店ベース（当該月の販売額とその前年同月の販売額のうち、新規開店して売上増となったり閉店して売上減となったりする店舗の異動による影響を除いて比較）での前年同月比であります。

さらに当社グループでは、当社グループのみならず流通業界全体が活性化するような仕組みを『リテールDX』を通じて実現させることに注力しており、自社のみならず業界全体を巻き込んだ改革に取り組んでおります。

当該改革の一環として、2021年7月には、当社と福岡県宮若市、九州大学が連携し、産官学協働で『リテールDX』を軸にしたまちづくり「リモートワークタウン ムスブ宮若」プロジェクトを開始しました。同プロジェクトは、『リテールDX』を推進する当社グループと、宮若市及び九州大学が協働して推進する地方創生・まちづくり構想の一つであり、産官学による「リテールDXの拠点づくり」を目指し、リテール企業とメーカー企業が共同で実証実験を行っております。業界全体を巻き込んだ改革意識の醸成として、食品・消費財メーカーの担当者が全国から集まり、『リテールDX』を学び、実践する「宮若ウィーク」や、リテール企業やIT企業など、流通業に関わる様々な企業がオープンな環境で共にSmart Store Technologyを探究し、新たな購買体験と店舗効率化の共創を進める「Smart Store Consortium」というイベントを開催しており、当社グループでは、既成概念にとらわれない、自由な発想を取り入れたイノベーションを誘発する仕組みを設けることで、よりスピード感のある開発を実現し、リテールDXの最先端拠点を目指しております。具体的には取引先である食品・消費財メーカーやIT企業とともに、共同学習としてリテールAI専門家による講義の提供やリテールDX人材の育成プログラムを開発するほか、DX実践としてSkip Cartやインスタアサイネージを活用したマーケティング改革、MD-Linkを活用したデータの共有・可視化によるサプライチェーン全体の最適化について協働しております。

(2) リテールAI事業

小売事業者や食品・消費財メーカーに対して、お客様の買い物体験の向上やリアル店舗のオペレーション改善、広告・販売促進活動の効率化、在庫・物流などサプライチェーンの効率化等に資するプロダクトやソリューションを提供しております。当社では実店舗の運営で発生する現場のニーズを速やかに開発に活かすことができ、また、開発した技術を速やかに現場で実証実験できる体制が最大の特徴であり、実際の小売店舗という現場や流通サプライチェーンのステークホルダーの営業活動などの場面で実活用できるプロダクトやソリューションを開発する「オペレーション・ドリブン」のコンセプトのもと、流通小売事業と連携を図りながら、実店舗で実利用され、効果を生み出すことのできるプロダクトを開発しております。西友との融合により、当社グループの店舗網が拡大したことで、購買データを獲得する顧客タッチポイントも広がりました。地方・首都圏を含む様々な立地でソリューションを展開することにより、リテールAI事業をさらに強固なものとしてまいります。

主力プロダクトであるSkip Cartは、セルフスキャンによるレジ待ちの解消及びレジ入時（注1）の削減やクーポン・レコメンドを活用した実店舗におけるワン・トゥ・ワンマーケティング（注2）など、新しい価値をお客様、小売事業者、食品・消費財メーカーに提供しております。なお、Skip Cartやその他のプロダクトの月額利用料・ライセンス利用料等の収入を得ております。

<当社グループが開発したセルフレジ機能付きのショッピングカート>



●レジ待ちを「Skip」する

お客様が店舗でのお買い物の中で最もストレスを感じる「レジ待ち」を解消する

●「Skip」したくなるお買い物体験

AIを活用し、お客様一人ひとりに合わせた商品レコメンドやクーポン等を提案することで、お買い物体験をより楽しいものにする



トライアル専用のプリペイドカード
又は決済アプリ(SU-PAY)で、会員
情報をSkip Cartに登録



商品のバーコードをリーダー
にかざしてスキャンし商品を入
れる



お客様毎に最適化されたクー
ポンやお買い物合計金額を見
ながらお得に楽しくお買い物



Skip Cart専用の決済ゲート
を通し、自動発行のレシ
ートを受け取る

メディアになる！



タブレット

スキャン済みの商品データ
(商品名、値段、個数)や
合計金額を表示
お客様の購買情報等に合
わせてレコメンドやクー
ポンを表示

収納部

まとめ買いにも対応可能な
大容量デザイン
センサーによるスキャン漏
れ防止機能搭載

スキャン漏れ防止

センサーでスキャン漏れを
検知すると、アラートで通
知

着脱式バーコード スキャナー

重い・大きい商品を持ち上げず、
簡単にバーコードの
スキャンが可能

一体型バーコード スキャナー

スキャン後そのまま収納部へ
商品を入れることで
シームレスなお買い物体験が可能

充電

ネスティング時の自動充電により、
店舗オペレーション負荷を低減
省スペース設計
(最大20台まで接続可能)



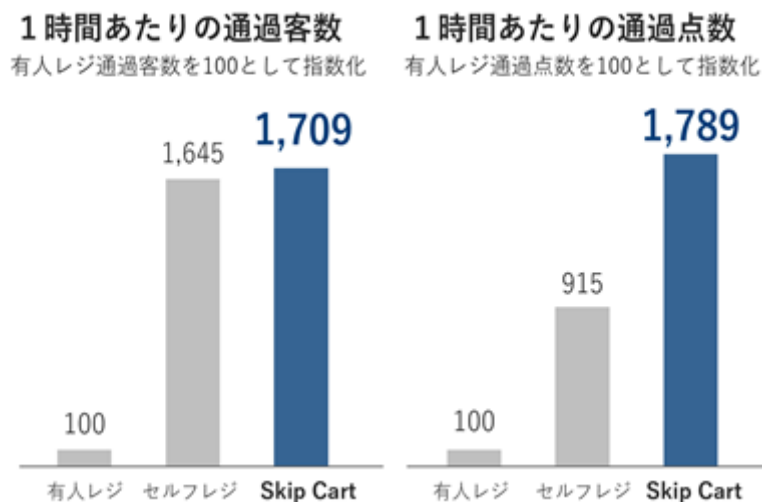
買上点数別の平均利用率

- 10点以上：37.9%
- 20点以上：46.2%

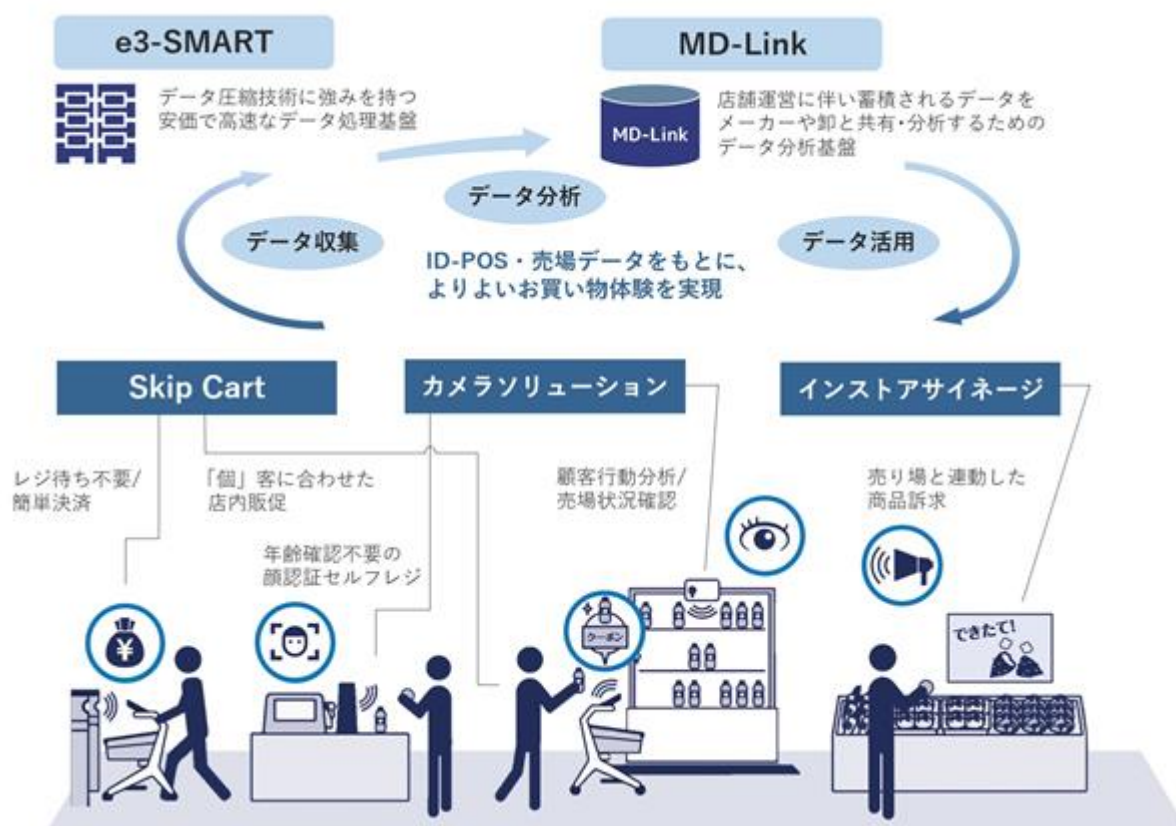


レジ入時削減





<リテールAIが提供するプロダクト>



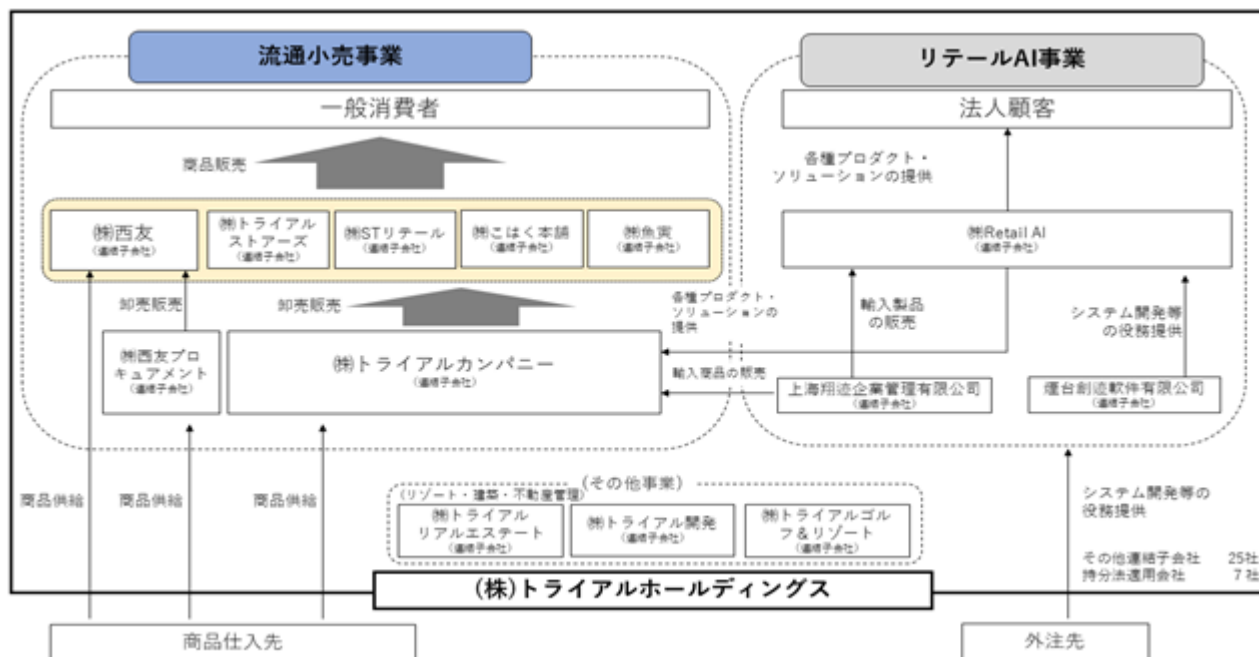
2026年6月末現在で、Skip Cartの当社グループ外での導入も含む導入店舗数は288店舗、導入台数は24,031台となっております。マンスリーユーザー数（注3）は530万人となっております。他にもPOS（注4）やID-POS（注5）等のデータ分析プラットフォームの「MD-Link」（2026年6月末時点で305社が利用）及びそのインフラ基盤である「e3-SMART」、棚状況の監視等を行う「カメラソリューション」、店頭における広告・販売促進ツールである「インスタサイネージ」などのプロダクトやソリューションの開発を行うとともに、グループ内の基幹システムや各種業務システムの開発・運用・保守を行っております。

- （注）1．「レジ人時」とは、会計時の精算業務1時間あたりに必要な従業員数のことを指します。
- 2．「ワン・トゥ・ワンマーケティング」とは、お客様個人の嗜好や属性、購買履歴等に応じて、個別に行うマーケティング活動です。マスマーケティングと比較した際、より深い顧客理解と広告等の出し分けを行う仕組みの構築が必要となります。
- 3．「マンスリーユーザー数」とは、2025年7月1日から翌年6月30日におけるSkip Cartの延べ月間利用者数（グループ外を除く）の平均を指します。
- 4．「POS」とは、Point of Salesの略称であり、小売店において商品が購入された店舗や日時、数量等の把握が可能となる仕組み・システムを指します。
- 5．「ID-POS」とは、（注）4の「POS」にIDデータが組み合わされたものであり、商品が購入された店舗や日時、数量だけでなく、ID単位でどのお客様が何の商品を購入したのかを把握することができる仕組み・システムを指します。
- 6．「平均利用率」は、2025年7月1日から翌年6月30日にSkip Cartの稼働実績のあった当社グループのスーパーセンター212店舗における、2025年7月1日から翌年6月30日の9時から21時のカート利用可能な時間帯における延べ客数のうち、Skip Cartの延べ利用者数の割合であります。
- 7．「1時間当たりの通過客数」及び「1時間当たりの通過点数」は、スーパーセンターであるアイランドシティ店の2026年4月29日から同年5月6日におけるPOSデータから算出しております。なお、当該店舗を対象とした理由は、一般的にSkip Cartの導入直後は不自然に利用者が増加する傾向があるため、Skip Cartの導入後期間が最も長い同店を対象としたものであり、また当該期間を対象とした背景は、顧客数が多い方がより実態に即したデータになるという考えから、繁忙期であるゴールデンウィークを選んだためです。

(3) その他

当社グループは、「食」のブランディングを通じて本業である流通小売業における「ロイヤルカスタマー」を確立するため旅館施設である「久織亭（くおりてい）」、「虎の湯」、「古民家煉り（ねり）」や2024年2月1日付で東急不動産株式会社より取得した大分及び阿蘇のゴルフ場を含むゴルフ場運営などのリゾート関連事業及び建築・不動産管理等を行っております。各事業の連携を通じて、会員サービスの拡充及び周遊性を高めることを目指しております。

当社グループ全体のビジネスを俯瞰した図は以下のとおりです。



なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱トライアルカンパニー (注)3.	福岡市東区	2,123	流通小売事業	100.0	経営指導 役員の兼任あり CMS取引
㈱トライアルストアーズ (注)3.5.8.	福岡市東区	50	流通小売事業	100.0 (100.0)	経営指導 役員の兼任あり CMS取引
㈱青森トライアル (注)5.	福岡市東区	10	流通小売事業	100.0 (100.0)	経営指導 CMS取引
㈱トライアルGO (注)5.	福岡市東区	10	流通小売事業	100.0 (100.0)	経営指導 役員の兼任あり CMS取引
㈱魚寅 (注)5.	福岡市東区	10	流通小売事業	100.0 (100.0)	経営指導 CMS取引
㈱白鳥ロジスティックシステム (注)5.	福岡市東区	10	流通小売事業	100.0 (100.0)	経営指導 資金の貸付 CMS取引
㈱西友 (注)3.5.8.	東京都武蔵野市	100	流通小売事業	100.0 (100.0)	経営指導 役員の兼任あり CMS取引
㈱西友プロキュアメント (注)5.	東京都武蔵野市	100	流通小売事業	100.0 (100.0)	-
㈱西友サービス (注)5.	埼玉県川越市	20	流通小売事業	100.0 (100.0)	-
㈱STリテール (注)5.	東京都武蔵野市	100	流通小売事業	100.0 (100.0)	経営指導 役員の兼任あり CMS取引
㈱トライアルスーパーセンター (注)5.	福岡市東区	10	流通小売事業	100.0 (100.0)	-
㈱RIALT (注)5.	東京都港区	10	流通小売事業	100.0 (100.0)	-
㈱明治屋	福岡市東区	10	流通小売事業	100.0	CMS取引

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(株)こはく本舗 (注)5.	福岡市東区	10	流通小売事業	100.0 (100.0)	経営指導 CMS取引
(株)トライアルフードパーク (注)5.	福岡市東区	10	流通小売事業	100.0 (100.0)	経営指導 役員の兼任あり CMS取引
(株)MLS	福岡県田川市	95	流通小売事業	34.2 (注)6.	経営指導 役員の兼任あり
(株)SU-PAY	福岡市東区	101	流通小売事業	100.0	経営指導 役員の兼任あり CMS取引
(株)トライアルカーズ	福岡市東区	10	流通小売事業	100.0	経営指導 CMS取引
(株)トライアル・インシュアランス・サービス (注)5.	福岡市東区	10	流通小売事業	100.0 (100.0)	経営指導 CMS取引
(株)トライアルテクノロジー	東京都港区	100	流通小売事業	100.0	役員の兼任あり CMS取引
(株)TRYU (注)5.	東京都港区	10	流通小売事業	100.0 (100.0)	経営指導 CMS取引
(株)Retail AI (注)5.	東京都港区	50	リテールAI事業	100.0 (100.0)	資金の貸付 役員の兼任あり
拓鋭安(上海)科技有限公司	中国上海市	CNY 16,347 千	リテールAI事業	100.0	-
煙台創迹軟件有限公司 (注)5.	中国煙台市	USD 2,000 千	リテールAI事業	100.0 (100.0)	-
上海翔迹企業管理有限公司 (注)5.	中国上海市	CNY 680 千	リテールAI事業	100.0 (100.0)	-
(株)トライアルリアルエステート	福岡市東区	100	その他事業	100.0	経営指導 資金の貸付 債務保証 CMS取引
(株)トライアル開発 (注)5.	福岡市東区	72	その他事業	100.0 (100.0)	経営指導 CMS取引

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(株)河村佐藤デザイン (注)5.	福岡市東区	10	その他事業	100.0 (100.0)	経営指導 CMS取引
(株)トライアルゴルフ&リゾート (注)5.	福岡市東区	5	その他事業	100.0 (100.0)	経営指導 資金の貸付 債務保証 CMS取引
(株)ティージャーアル阿蘇 (注)5.	福岡県宮若市	10	その他事業	100.0 (100.0)	CMS取引
(株)ティージャーアル大分 (注)5.	福岡県宮若市	10	その他事業	100.0 (100.0)	CMS取引
(株)トライアルツアーズ (注)5.	福岡市東区	10	その他事業	100.0 (100.0)	経営指導 CMS取引
(株)トライアルヒューマンベース (注)5.	福岡市東区	10	その他事業	100.0 (100.0)	-
(株)熊本リゾート (注)5.	熊本市中央区	0	その他事業	100.0 (100.0)	-
(株)南阿蘇ゴルフリゾート (注)5.	熊本県阿蘇郡 南阿蘇村	0	その他事業	100.0 (100.0)	-
(株)トライアルベネフィット	福岡市東区	10	全社共通	100.0	経営指導 資金の貸付 CMS取引
(株)トライアルチャレンジド (注)5.	福岡市東区	10	全社共通	100.0 (100.0)	経営指導 資金の貸付 CMS取引
(株)Fieldman	東京都港区	10	全社共通	100.0	経営指導 役員の兼任あり 資金の貸付

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(持分法適用関連会社)					
TRIAL.Korea Co.,Ltd. (注)5.	韓国釜山市	KRW 9,350 百万	流通小売事業	29.9 (29.9)	-
F&G Retail Co.,Ltd. (注)5.	韓国釜山市	KRW 190 百万	流通小売事業	29.9 (29.9)	-
(株)ムロオ	広島県呉市	430	流通小売事業	28.2	-
(株)サクラバ	秋田県北秋田市	50	流通小売事業	34.3	役員の兼任あり
(株)SalesPlus (注)5.	東京都港区	255	リテールAI事業	50.0 (50.0)	-
(株)Retail-CIX (注)5.	東京都港区	100	リテールAI事業	50.0 (50.0)	役員の兼任あり
GALILEI Media(株) (注)5.	東京都港区	100	リテールAI事業	50.0 (50.0)	役員の兼任あり

(注)1.「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2.有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3.特定子会社に該当します。

4.資本金は、百万円未満(外貨建てのものは表示単位未満)を切り捨て表示しております。

5.「議決権の所有割合」の()内は、間接所有割合で内数を記載しております。

6.持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

7.当社と一部の連結子会社は、効率的な資金活用のために、キャッシュ・マネジメント・システム(CMS)を導入しております。

8.(株)トライアルストアーズ及び(株)西友については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。2026年6月期の主要な損益情報等は次のとおりです。なお、(株)西友は、2025年12月1日付の臨時株主総会の決議により、決算期を12月31日から6月30日に変更しておりますので、2025年1月1日から2026年6月30日の18ヶ月決算の数値を記載しております。

	(株)トライアル ストアーズ	(株)西友
売上高 (百万円)	773,419	675,433
経常利益 (百万円)	29,334	23,656
当期純利益 (百万円)	19,847	15,390
純資産額 (百万円)	39,165	110,219
総資産額 (百万円)	132,883	202,954

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは以下の経営理念のもとに、事業を展開しております。

< Purpose (トライアルグループの存在目的) >

世界の誰もが「豊かさ」を享受できる社会をつくる。

< Vision (5 ～10年で実現したい自社と世界の姿) >

テクノロジーと、人の経験知で、世界のリアルコマースを変える。

< Value (ビジョン実現のための組織の価値観・行動指針) >

- ・効率化された店舗網で、モノを流通させる力
- ・データとIoTを駆使する力

流通小売業界には、食品の廃棄や欠品などによるムダや在庫・物流が最適化されていないことによるムラ、商慣習として古くから存在するリベート等のムリなど、サプライチェーンにおける各種工程の中に『ムダ・ムラ・ムリ』が多く存在すると考えております。当社グループはこの『ムダ・ムラ・ムリ』の削減を推進し、お客様への新しいお買い物体験の提供、メーカーや卸、物流、小売企業等と協業したサプライチェーン改革・マーケティング改革の推進、テクノロジーを活用したオペレーションの効率化などに取り組むことで、当社グループのパーパスの実現を目指しております。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、持続的な成長、収益性及び資本効率の向上並びに財務健全性の確保を経営上の重要な目標としております。その達成状況を判断するため、連結売上高、営業利益及びEBITDAを主要な経営指標とするとともに、資本効率を測る指標としてROE、財務健全性を測る指標として純有利子負債 / EBITDA倍率及び自己資本比率を重視しております。

(注) EBITDA = 営業利益 + 減価償却費 + のれん償却額

(3) 経営戦略等

当社グループは、流通小売事業を中核として、実店舗の運営を通じて蓄積する購買データや店舗オペレーションに関する知見と、リテールAI事業におけるテクノロジー及びデータ活用のノウハウを組み合わせることで、お客様の買い物体験の向上と店舗運営の効率化を図るとともに、流通小売業界全体の生産性向上に取り組んでおります。

2025年7月1日付で西友を完全子会社化したことにより、当社グループの店舗網及び顧客基盤は大きく拡大しました。当社グループは、トライアルと西友がそれぞれ培ってきた商品、店舗運営、物流・製造基盤、人材、ブランド及び顧客基盤等の経営資源を融合するとともに、当社グループが有するテクノロジー及びデータ活用のノウハウをグループ全体に展開することで、収益性及び生産性の向上を図ってまいります。

また、2026年2月に策定した中期経営計画において、2027年6月期から2029年6月期までの3年間を、長期ビジョンの実現に向けた「流通改革に向けた基盤づくりの3年」と位置づけております。流通小売事業とリテールAI事業の連携を一層強化するとともに、西友との融合によるシナジーの創出、既存事業の収益力向上及び財務基盤の強化を進め、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

各事業における重要な戦略は以下のとおりです。

< 流通小売事業 >

「食」及びPB商品の強化によるお客様支持の拡大

当社グループは、生鮮食品や惣菜を中心とする「食」を店舗への集客及びお客様支持を支える重要な商品カテゴリーと位置づけ、商品力及び価格競争力の強化に取り組んでおります。

トライアルで培ってきた生鮮食品・惣菜の商品開発力や店舗運営ノウハウと、西友が有する商品・ブランド及び都市部を中心とした顧客基盤を活用し、両社の商品及びノウハウの相互展開を進めております。また、「こはく本舗」や「みなさまのお墨付き」等のPB商品の相互販売、共同開発及び商品体系の最適化を進め、商品力の向上と収益性の改善を図ってまいります。

さらに、プロセスセンター及びセントラルキッチン等の製造・加工拠点を活用し、商品開発・製造から物流、店舗での販売までのサプライチェーンを効率化することで、品質と価格競争力の両立を図ってまいります。

多様な店舗フォーマットを活用した店舗網の拡大及び既存店の成長

当社グループは、地域の人口動態、商圈特性、店舗立地及び顧客ニーズ等に応じて、スーパーセンター、smart、TRIAL G0、スーパーマーケット、ハイパーマーケット及び「トライアル西友」等の多様な店舗フォーマットを展開しております。

新規出店に加え、既存店舗の改装や業態転換を推進することで、店舗ごとの競争力及び収益性を高めてまいります。また、特定地域に複数の店舗フォーマットを展開するドミナント戦略を推進し、大型店舗等を商品供給拠点として周辺の小型店舗へ商品を提供するなど、店舗網と物流網を一体的に活用することで、効率的な店舗展開を進めてまいります。

西友については、既存店舗の商品・売場・オペレーションの改善を進めるとともに、トライアルと西友双方の強みを取り入れた「トライアル西友」への業態転換等を通じ、お客様支持の拡大及び店舗収益力の向上を図ってまいります。

データ及びテクノロジーを活用した店舗運営の高度化

当社グループは、実店舗で蓄積される購買データや店舗運営に関する知見を活用し、商品構成、棚割り、価格設定、発注、在庫管理及び販売促進等の店舗運営の高度化に取り組んでおります。

Skip Cart、インスタアサイネージ、各種業務システム等のテクノロジーを活用し、お客様の利便性向上と店舗オペレーションの効率化を進めるとともに、データ分析を活用したカテゴリマネジメントの高度化や、お客様一人ひとりのニーズに応じた商品・サービスの提供を推進してまいります。

今後は、これらのテクノロジー及びデータ活用の仕組みを西友を含むグループ各社へ順次展開することで、グループ全体の生産性及び収益性の向上を図ってまいります。

<リテールAI事業>

流通小売の現場を起点としたプロダクト及びソリューションの開発

リテールAI事業では、小売事業者や食品・消費財メーカー等に対し、お客様の買い物体験の向上、店舗オペレーションの効率化、広告・販売促進活動の高度化及びサプライチェーンの効率化等に資するプロダクトやソリューションを提供しております。

当社グループは、自ら実店舗を運営することで把握した現場の課題やニーズを開発に反映し、開発したプロダクトやソリューションを実店舗において検証・改善できることを特徴としております。この「オペレーション・ドリブン」の考え方のもと、流通小売事業と連携しながら、Skip Cart、MD-Link、カメラソリューション、インスタアサイネージ等の機能向上及び導入拡大を進めてまいります。

また、西友のグループ入りによる店舗網及び顧客接点の拡大を活かし、多様な立地・店舗フォーマットにおいてプロダクトやソリューションの検証及び展開を進めることで、開発力及び提供価値の向上を図ってまいります。

データ活用の高度化及びグループ外への事業展開

流通小売業界では、メーカー、卸、物流事業者及び小売事業者等の各事業者が保有する情報やデータが分断されていることなどにより、サプライチェーンやマーケティング活動に非効率が存在していると当社グループは認識しております。

当社グループは、商品データ、購買データ、会員データ及び店舗内で取得されるデータ等を活用・分析することで、需要予測、商品構成、在庫・物流、販売促進及び広告等の高度化を図り、流通小売業界における「ムダ・ムラ・ムリ」の削減を目指しております。

これらの取り組みをグループ内で実践するとともに、そこで得られた知見やプロダクト、ソリューションをグループ外の小売事業者や食品・消費財メーカー等へ提供することで、リテールAI事業の収益基盤の拡大を図ってまいります。

(4) 経営環境

今後の当社グループを取り巻く経営環境は、国内における人口減少と少子高齢化の加速に伴い、より厳しさを増していくものと考えております。内閣府の令和8年版高齢社会白書によると、国内人口は2055年には約1億人まで減少し、生産年齢人口比率も50%に近づいていくと予測されております。国内全体における消費の拡大が見込まれない中で、当社グループが主力で取り扱う「食」や「日常生活消耗品」の消費は一定の規模を維持し、顧客属性や地域に応じた嗜好の細分化がより一層進んでいくものと認識しております。

小売業界においては、お客様の購買行動の変化への対応、働き手の確保、データ活用などの業界課題によって、従来型のビジネスモデルからの変革が強く求められております。また、国内外における金利上昇や為替の変動、商品の仕入価格の上昇、エネルギー価格の高騰などによるコスト上昇が企業業績に与える影響も深刻であり、それらを吸収し、収益を確保できる企業の選別が一層進んでいくものと思われます。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、流通小売事業においては、全国に店舗網を拡大するとともに、生鮮を中心とした「食」の強化や、店舗改装などによって店舗の集客力及び収益性を高めてまいります。また、リテールAI事業においては、プロダクトやソリューションの新規開発や既存プロダクトの機能改善により、小売企業、食品・消費財メーカー、ベンダー等への更なる提供価値の向上に努めてまいります。エネルギー価格や人件費の上昇による物価高に起因して消費者の節約志向が高まるなど、厳しい経営環境が続く状況にありますが、中長期的な成長を見据えた事業基盤を築いてまいります。

当社グループは、2025年7月1日付の西友の完全子会社化により、事業規模及び事業基盤が大きく拡大しました。一方、両社の経営資源の融合、グループシナジーの早期実現、既存事業の収益力向上、財務健全性の確保及び拡大した企業集団に対応する経営管理体制の構築が、重要な経営課題となっております。

こうした認識のもと、当社グループは、2026年2月に中期経営計画を策定し、2027年6月期から2029年6月期までの3年間で、長期ビジョンの実現のための「流通改革に向けた基盤づくりの3年」と位置づけています。

2029年6月期における定量目標として、売上高1.6兆円、EBITDA 1,000億円、営業利益640億円を掲げております。シナジーを軸としたキャッシュ創出力を向上させることで、財務健全性を高めるとともに、2030年6月期以降の飛躍的な成長に向けた、強固な土台づくりに取り組んでまいります。

これらを達成するため、当社グループは以下の5点を重点戦略として設定し、優先的に対応してまいります。

PMI推進によるグループシナジー最大化

西友との統合プロセスを迅速かつ着実に実行し、グループ全体の収益性と生産性の向上を図ってまいります。

- ・仕入れ・調達の最適化：仕入れ条件の統一及び帳合統合を進め、粗利押し上げ効果を創出いたします。
- ・PB強化とカテゴリマネジメントの高度化：「こはく本舗」や「みなさまのお墨付き」等の両社ブランドの再編・相互販売・共同開発を推進し、グループ全体のPB売上高構成比25%を目指します。併せて、AIやデータ分析による棚効率改善、プロセスセンターやセントラルキッチン運用の運用一体化を進めてまいります。
- ・システム統合の推進：西友の基幹システムをトライアルのシステムへ統合・一本化し、開発・運用・保守コストの削減を図ってまいります。

トライアルの収益性向上と成長の推進

高収益モデルの磨き上げと戦略的な店舗展開により、持続的な成長を牽引してまいります。

- ・出店戦略の加速：独自の商圈分析ツール「Retail Map」を活用した精度の高い出店により、主力のスーパーセンターを3年間で35店舗出店するほか、小型店フォーマット「TRIAL GO」の多店舗展開（3年間で100店舗）を進めてまいります。
- ・既存店売上高の継続的成長：積極的な店舗改装（3年間で累計45店舗）や「食」・PB商品の強化（惣菜売上構成比8%目標）を実施いたします。
- ・デジタルを活用した購買体験の向上：プライシングの精緻化に加え、Skip Cartやインスタサイネージ、会員アプリ等をフル活用した個客最適のアプローチを行い、「価格訴求」と「価値訴求」の両立を実現いたします。

西友の店舗改革とお客様支持の拡大

西友における抜本的な店舗改革を断行し、トップラインの伸長と圧倒的な顧客支持を獲得してまいります。

- ・売場づくりと改装の横展開：成功モデル店舗のノウハウを全店へ横展開し、店舗の底上げを図るとともに、スーパーマーケット60店舗の戦略的改装を実施いたします。
- ・新業態「トライアル西友」への展開：大型店（ハイパーマーケット）30店舗を、価格競争力を強みとする生鮮繁盛店モデル「トライアル西友」へと業態転換いたします。
- ・販管費率の低減：攻めの価格投資により一時的に売上総利益率は低下するものの、売上高の拡大による固定費の吸収とシステム統合等の効果により、大幅な販管費率の低減と増益体制を構築してまいります。

DX戦略の収益化フェーズへの移行

これまで構築してきたDX基盤を本格的な収益化へと移行させ、グループ全体の成長を後押ししてまいります。

- ・データとAIの全社活用：基幹システムの統合に合わせ、西友も含めたグループ全社でデータ及びAIの活用を推進いたします。
- ・新規事業基盤の構築：リテールメディアやECの事業基盤づくりを具体的に進め、将来の売上高・利益拡大に寄与する体制を確立してまいります。

持続的な成長を支える経営基盤の強化

成長投資と財務健全性のバランスを高度に両立させ、企業価値の最大化を図ってまいります。

・サステナビリティ経営の推進：当社グループのパーパスである『世界の誰もが「豊かさ」を享受できる社会をつくる。』のもと、当社グループ及び社会全体の発展・成長に取り組んでまいります。リアル店舗の運営を軸に、リテールDXの推進や、多様なパートナーとの連携を通じて持続可能な社会の実現を目指してまいります。

・適切なキャッシュアロケーション：営業活動から創出されるキャッシュを主財源として、成長投資（新店出店・業態転換・店舗改装等）へ1,300億円を優先配分いたします。

・財務基盤の正常化：西友の完全子会社化に伴う有利子負債の圧縮（3年間で1,150億円の返済）を規律をもって実行し、2029年6月期における「純有利子負債／EBITDA倍率3倍以内」「自己資本比率20%以上」の達成を目指します。

・人的資本・パートナーシップ・株主還元：人的資本の強化や業界変革につながる外部パートナーシップの構築を進めるほか、機動的なM&Aも検討してまいります。また、株主の皆様へは「累進配当」の方針に基づき、安定的かつ継続的な還元を行ってまいります。

当社グループは、これらの重点戦略を全社一丸となって推進し、次世代スマートストアの成功モデルを確立・横展開することで、世界をリードする「流通プラットフォーマー」への飛躍を目指してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティの基本方針

当社グループは創業以来、「流通小売業界のムダ・ムラ・ムリを削減し、ローコストを実現することで、お客様・社会の役に立つ」ことを企業経営の根幹(DNA)として受け継いできており、事業活動を通じて実践してまいりました。

2021年には、創業以来のDNAを継承するかたちで、パーパスとして『世界の誰もが「豊かさ」を享受できる社会をつくる。』、ビジョンとして「テクノロジーと、人の経験知で、世界のリアルコマースを変える。」を策定しております。

当社グループは、事業活動を通じた社会課題の解決と持続的な企業価値の向上は相互に関係するものであると考えております。創業以来培ってきたDNAのもと、パーパス・ビジョンの実現に向け、当社グループのみならず、企業の垣根を越えた協業を通じて流通小売業界全体の変革に取り組み、当社グループの持続的な発展・成長と、社会全体の発展・成長の双方の価値を最大化していくことを、サステナビリティの基本方針としております。

(2) ガバナンス

当社グループは、サステナビリティに関する取り組みを中長期的な企業価値の向上に関わる重要な経営課題と位置付けております。人的資本、地域社会との共生、環境負荷の低減等のサステナビリティに関する事項のうち、重要な事項については、マネジメントカンファレンスにおいて審議するとともに、その重要性に応じて取締役会に報告又は付議しております。

人的資本については、グループ横断のDEIB(Diversity, Equity, Inclusion & Belonging)推進委員会を設置し、グループ各社における方針の策定、施策の推進及び進捗状況のモニタリングを行っております。取締役会は、これらの報告等を通じて、当社グループのサステナビリティに関する重要な取り組みの状況を監督しております。

詳細は、「第4提出会社の状況 4コーポレート・ガバナンスの状況等(1)コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(3) リスク管理

当社グループは、サステナビリティに関連するリスク及び機会を、中長期的な企業価値に影響を及ぼす重要な経営課題として認識しております。

このうち、サステナビリティ課題を含む全社的なリスクにつきましては、「グループリスク管理規程」に基づき、グループリスクコンプライアンス委員会においてリスクの把握、評価及び対応状況の確認を行い、その状況を取締役に報告しております。取締役会は、当該報告等を踏まえ、当社グループ全体のリスク管理の状況を監督しております。

具体的なリスクの内容は「3.事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(4) 戦略

<人的資本>

当社グループにおける人材戦略に関する基本方針等は、「第4提出会社の状況 5従業員の状況等(1)人材戦略に関する基本方針等」に記載のとおりであります。

人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針

当社グループは、従業員一人ひとりの自律的な成長と持続的な挑戦こそがイノベーションの源泉であり、個の能力開花と成長がグループ全体の競争力を押し上げる原動力になるという認識のもと、人材投資を推進しております。

人材育成においては、従業員それぞれの役割、専門性及びキャリアに応じた能力開発に加え、将来の事業成長を担う管理職候補人材、次世代経営人材及び各領域の専門人材の計画的な育成に取り組んでおります。また、性別、年齢、国籍、採用経路その他の属性にかかわらず、能力、経験及び実績等に基づき、公平な育成・配置・登用の機会を提供することを基本としております。

社内環境整備については、従業員の声を企業活動に活かし、多様な人材が安心して長く働き続け、その能力を十分に発揮できる職場環境の整備に取り組んでおります。定期的な従業員エンゲージメントサーベイを通じて組織上の課題を可視化し、各種施策の改善につなげるとともに、ライフステージ(育児・介護等)の変化に直面した従業員がキャリア形成を諦めることなく自律的な働き方を選択できるよう、多様なサポート制度の拡充を進めております。さらに、誰もが自分らしく安心して挑戦し、その能力を最大限に高めていける組織風土の形成に向け、各種啓発・教育活動を推進しております。

多様な人材の育成と活躍に向け、主に以下の施策を推進しております。

- ・管理職を対象としたインクルーシブ・マネジメント研修（DEIBの浸透）の実施
- ・性別等の属性によらない公平な機会付与・配置・登用の仕組みの整備
- ・女性の採用強化と、管理職候補人材の計画的な育成
- ・育児・介護等との両立支援制度の拡充と、男性従業員の育児休業取得の推進
- ・グループイントラサイトにDEIBのサイトを設置し、制度・方針・取り組みを周知
- ・人事データ基盤の整備による多様性関連指標の継続的なモニタリング

(5) 指標及び目標

< 人的資本 >

当社グループは、上記の人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針に基づき、人的資本に関する取り組みの進捗及び実効性を把握するため、以下の指標等を継続的にモニタリングしております。

女性の管理職への登用

当社グループの正社員に占める女性の割合は21.8%（2026年6月末時点・グループ計）、女性管理職比率は9.4%（同時点）となっております。女性管理職比率の向上を人的資本における重要課題と位置づけ、目標として、2030年6月期末までにグループの女性管理職比率30%を掲げ、管理職候補層の計画的な育成を通じた人材パイプラインの形成、公平な配置・登用の仕組みづくり、仕事と育児等との両立支援制度の拡充と利用しやすい職場環境の整備に取り組んでおります。進捗については、人事データ基盤により定期的に把握し、DEIB推進委員会でモニタリングしております。

外国人の管理職への登用

当社グループは、国籍を問わず能力と意欲に基づく採用・評価・登用を行っており、外国籍従業員に対しても日本人従業員と同一の登用基準を適用しております。現時点で外国人の管理職登用に関する数値目標は設定しておりませんが、登用状況のモニタリングを継続し、必要に応じて目標設定を検討してまいります。

中途採用者の管理職への登用

流通小売業とテクノロジーの融合を推進する当社グループにおいて、社外で培われた専門性・経験を持つ中途採用者は重要な人的資源であると考えております。採用経路による処遇・登用の差は設けておらず、能力、経験及び実績等に基づく公平な評価及び登用を行っております。また、パート・アルバイト従業員についても、本人の意欲や能力等に応じた正社員登用・管理職登用を行うなど、多様なキャリア形成の機会を提供しております。

従業員エンゲージメントサーベイ

当社グループは、従業員一人ひとりが経営理念や事業の方向性を理解・共感し、自らの役割に意義を感じながら主体的に能力を発揮できる組織づくりが、持続的な企業価値の向上に重要であると考えております。この考え方にに基づき、従業員エンゲージメントを人的資本に関する重要な指標の一つと位置づけ、経営理念への共感度、仕事への満足度、社内風土や組織の状態、人事制度に対する理解・満足度等を把握するため、年2回、従業員エンゲージメントサーベイを実施しております。サーベイ結果として把握した従業員エンゲージメントスコアについては、会社別・組織別に分析し、組織上の課題の把握や改善施策の検討に活用するとともに、その推移を継続的にモニタリングし、従業員エンゲージメントの向上につなげてまいります。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は、以下のとおりです。当社グループの事業は、「流通小売事業」、「リテールAI事業」及び「その他事業」の3つの事業セグメントで構成されております。「中核事業である流通小売事業セグメント及び当社グループ共通のリスク」のほか、事業領域ごとに想定されるリスクをセグメント別に記載しております。

また、当社グループは、当社グループでコントロールできない外部要因や、事業上のリスクとして具体化する可能性が必ずしも高くはないとみられる事項を含め、投資家の投資判断上重要と考えられる事項については積極的に開示することとしておりますが、これらは当社グループの全てのリスクを網羅したものではなく、記載された事項以外の予見できないリスクも存在します。このようなリスクが現実化した場合には、当社グループの事業、経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があります。

当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生時の対応に努める方針ですが、当社グループの経営状況及び将来の事業についての判断は、以下の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

<中核事業である流通小売事業セグメント及び当社グループ共通のリスク>

(1) 店舗拡大及び店舗改装を含む事業規模の拡大と人材確保及び労働環境の変化

当社グループは、成長戦略として、重点地域におけるドミナント戦略及び未出店地域への出店強化や既存店舗の改装を通じた事業規模の拡大を進めてまいりますが、同業他社及び他業種との競合が激化した場合や戦略に合致する店舗用地の確保が困難となった場合、その他不動産価格や建築コスト、資金調達コスト等の上昇、国内景気及び個人消費の減退等、当社グループを取り巻く経済条件に変化が生じた場合、出店及び改装のペースが減速し、新規出店店舗及び改装店舗に係る売上又は利益が想定を下回る可能性があります。

また、当社グループでは、パート社員であるアソシエイト職を含めた積極的な人材採用を進め、並行して新入社員からマネジメント職まで様々な研修プログラムを実施しております。しかしながら、労働人口減少に伴う人材確保競争の激化により店舗数の拡大ペースに対応した人材の確保・育成が予定どおりに進まない場合や労働需給の逼迫等によって時間給単価が上昇した場合、想定を上回る費用が発生したり、店舗の出店や改装のペースが鈍化する可能性があります。

これらの要因によって、当社グループの成長戦略が想定どおりに実行できなかった場合、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 感染症の流行による影響

社会の経済活動に重大な影響を及ぼす規模で感染症の流行が発生又は拡大し、当社グループの店舗やプロセスセンター、取引先、仕入先、宿泊施設等において感染症の蔓延が生じた場合や感染拡大防止のために経済活動の制限が行われた場合には、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 消費者需要、天候及び季節性等事業を取り巻く外部環境

景気動向・消費動向等の経済情勢、消費者需要の変化、天候の変化及び季節性による需要の偏りといった不可避的な要因が当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

天候及び季節性のリスクとして、当社グループの店舗・施設の周辺地域において大地震や台風、津波等の自然災害、火災或いは予期せぬ事故等が発生した場合、店舗・施設への物理的な損害、その他当社グループの供給業者又は仕入・流通ネットワークに影響を及ぼす可能性があります。このような事象に備え、当社グループにおいては、不測の事態が生じた際の社内における迅速な情報共有と管理体制を構築し、適時適切に事態を収束させることができる体制を整えておりますが、想定を上回る事象の発生により当社グループの販売活動や流通・仕入活動が阻害された場合や、人的又は物的な被害があった場合には、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、流通小売業界は、国内外の景気動向、消費動向、物価動向、燃料・エネルギー価格の動向、為替動向等の経済情勢、消費者需要の変化により大きな影響を受けます。こういった変化に対し、当社は適時適切な価格戦略、在庫管理、販売力強化によりその影響を限定するよう努めておりますが、こうした外部要因の急激な変動等が生じ、これに対する十分な対応ができなかった場合、既存店の売上や収益性、新規出店・改装計画等に支障をきたし、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 仕入価格及び原油・原材料価格等の上昇

当社グループの流通小売事業ではプライベート・ブランド（PB）商品及び惣菜製造等で一部原材料の仕入をしております。それら仕入価格は、気温上昇や天候による需給の変化等により影響を受ける可能性があるほか、一部の原材料は海外子会社を通じて外貨で仕入れるため、為替変動による影響を受ける可能性があります。当社グループでは、特定の取引先や地域に依存することのないよう仕入の分散化を図っておりますが、想定外の異常気象等により原材料の仕入価格が高騰した場合、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、原油・原材料価格等の高騰により、流通小売事業において、包装資材として使用しているレジ袋やトレイ、フィルム等石油製品の仕入価格も上昇します。加えてエネルギー価格の上昇から各店舗で発生する水道光熱

費の上昇や物流面におけるガソリン等の価格上昇の影響を受けることから、原油価格等の高騰は店舗運営コスト及び物流コスト増の要因となります。さらに、宅配の増加に伴い、トラックドライバーの需要が近年増加している一方で、その担い手の減少が見込まれることやトラックドライバーの労働環境改善などの社会的要請により、トラックドライバーの人件費の上昇を受けて、物流コストが増加する可能性があります。これらの外部環境による価格変動を顧客への販売価格に適切な程度及び時期において転嫁できない場合や、顧客への価格転嫁により当社グループの競争力が低下する場合には、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法律等による規制

店舗の出店においては大規模小売店舗立地法、商品の販売においては景品表示法、食品表示法及び食品衛生法、商品の仕入れにおいては中小受託取引適正化法や物流効率化法、環境に関するリサイクル関連法等の様々な法的規制を受けております。また、当社グループは中国や韓国において関係会社を保有しておりますが、海外においては現地法令の適用を受けるほか、政治・経済・文化・宗教・習慣や為替等の様々な影響を考慮する必要があります。当社グループでは法規制の遵守に努め、許認可の取得又は更新を遅滞なく実施できる体制整備に努めておりますが、法令の改正や解釈の厳格化により主要な事業の遂行が制限される可能性があるほか、法規制の遵守に想定外のコストが必要となる可能性があります。また、当社グループが法令等に違反した場合、課徴金等のペナルティに加えて、当社グループの社会的信用が失墜するなど、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 個人情報保護法

当社グループは、流通小売事業をはじめ当社グループにおいて営む各事業のお客様の個人情報を数多く保有・管理しております。これらの情報の管理については、「個人情報保護規程」を定め漏洩が生じないように最大限の対策を講じ細心の注意を払っておりますが、不測の事態により、万一、外部漏洩等が発生した場合は、当該個人への賠償や当社グループの社会的信用の失墜等により、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 情報セキュリティ・システムトラブル

当社グループは、情報やコンピューター及びネットワーク等の情報システム（以下「情報資産」といいます。）を「ヒト・モノ・カネ」に続く第4の資産として位置付けております。情報資産を重要な資産とし保護するため、「情報セキュリティポリシー」を定め情報セキュリティ委員会において継続的にリスク分析・評価を行い管理しております。

しかしながら、想定外の自然災害や事故等により設備が甚大な損害を被った場合や、当社グループや当社グループの取引先へのコンピュータウィルスの不正侵入、サイバーアタック、従業員の過誤によるシステム障害等が発生した場合、社会的信用が毀損する等して、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループでは、業務効率化や新たな顧客価値の創出を目的として、生成AIをはじめとするAI技術の活用を拡大しております。AIの活用にあたっては、学習データやプロンプトへの入力を通じた個人情報・機密情報等の漏えい、AIが生成する情報の不正確性やバイアスに起因する誤った意思決定・顧客対応、第三者の知的財産権侵害等のリスクが想定されます。当社グループでは、AI利用に関する社内ガイドラインの策定及びデータの取得・管理・利活用に関するデータガバナンス体制の整備を進めておりますが、AI関連技術の急速な進展や国内外における関連法規制・ガイドラインの変化に対して十分な対応が図れない場合や、想定外のインシデントが発生した場合には、社会的信用の毀損、損害賠償責任の発生等により、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 訴訟及びレピュテーションリスク

当社グループは、法令を遵守した事業活動を行っており、グループリスクコンプライアンス委員会を組織するなど社内においても法令遵守の意識向上を図っておりますが、通常の業務遂行において、従業員による法令違反や不適正行為、契約を巡る紛争や労働紛争、損害賠償等、第三者からの訴訟その他法的手段の提起等、様々な法的手続きに服するリスクを有しております。長期的かつ多額の費用を要する訴訟や社会的影響の大きい訴訟等が発生した場合、金銭的な負担に加え、企業イメージの悪化等、社会的なレピュテーションの低下により、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 固定資産の減損

当社グループは、事業の用に供する設備や不動産をはじめとする様々な固定資産を保有しております。保有資産の将来キャッシュ・フローの減少などにより、減損損失の認識及び測定を実施した結果、固定資産の減損損失の計上が必要となった場合には、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 食品・商品の安全性・衛生管理

当社グループは、生鮮食品や惣菜をはじめとした食品を強みとして、お客様の多様なニーズにお応えするため生鮮食品から加工食品、日配食品まで幅広い商品を取り扱っており、「商品品質衛生管理規程」を定め当社流通小売事業における品質管理部門を中心に管理体制を構築しております。各店舗やセントラルキッチンにおいては規程の遵守状況について、食品衛生法及び食品表示法、HACCP、品質マネジメント認証に基づいた衛生管理がなされているかの定期的な点検を実施し、品質管理部においてはその実施状況の確認及び指導を行っております。また、内部監査室の店舗監査においては、そのサイクルと有効性を評価しております。さらに、外部機関による食品衛生法の遵守状況についての定期検査を受けるなど、安全性及び衛生管理の徹底を図っているほか、店舗や製造部門の従業員には衛生管理及びコンプライアンスに関する研修制度を設け社内独自の資格試験の受験を義務化する等安心・安全・適正にお客様へ提供するために様々な取組みを進めております。しかしながら、万一、食中毒や異物混入、原産地やアレルギー表記等の誤りなど、不適切な食品・商品の提供や表示がなされた場合や、食品・商品に関してSNS等における不適切な情報拡散がなされた場合には、当局による処分や措置の対象となり、また、販売自粛や商品回収、表示の是正等の措置や再発防止策の実施等に関して、多額のコストが発生する可能性があるほか、当社グループの商品に対する信頼の低下等につながるおそれがあります。当社グループでは、記載のとおり各部門の相互確認による管理体制及び社員教育体制によって最大限の品質管理を行っておりますが、これらの事象が発生した場合には、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 競合による影響

当社グループは流通小売業を基幹事業として営んでいますが、日本国内においては少子高齢化等によるマーケットの縮小が見込まれる一方で、同業他社のほか、競合業態であるスーパーマーケット、GMS、ドラッグストア等との間で激しい競争に晒されております。このような競争環境の下、当社グループでは、IT・AIにより顧客の購買動向の把握や分析等を推し進めるとともに、ローコストオペレーション・商品力強化により高い価格競争力を有することで、競合他社との差別化を図っております。しかしながら、競合他社によるディスカウント業態の多店舗展開や業種・業態をこえた競争が激化する場合、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) M&Aによる事業拡大について

当社グループは、事業規模の拡大及び事業領域の多角化を実現する手段の一つとして、M&Aを実施する可能性があります。しかしながら、その実施には多額の資金を必要とする場合があり、一時的に財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があるほか、実施後の事業の展開が計画どおりに進まない場合や、想定以上の支出を要する場合等には、それらの投融資活動により想定した効果を得られない可能性があります。

対象企業の選定にあたっては、国内外を問わず、対象企業の財務内容、契約関係、事業内容等について詳細なデューディリジェンス（投資案件評価）を実施し、リスクの低減に努めておりますが、M&Aの実施後に偶発債務の発生や未認識債務が判明した場合、その他買収前に想定し得なかった事象が判明した場合には、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 有利子負債について

当社グループは、M&A資金として金融機関より多額の借入を実施いたしました。今後、市場金利が大幅に上昇した場合、借入金に係る金利のうち、変動金利部分については、利息負担の増加により業績に影響を与える可能性があります。また、金融機関との間で締結している借入金の一部には財務制限条項が定められており、万一、当社グループの業績が悪化し、当該財務制限条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失し、当社グループの事業、財政状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) のれんの減損

当社グループは、2025年7月の株式会社西友の全株式取得に伴い、多額ののれんを計上しており、総資産に占める当該のれんの割合が高くなっております。当該のれんについては、将来の収益力を適切に反映していると判断しておりますが、収益力が低下した場合には減損損失を計上することとなります。

今後、シナジーの最大化に向けて各種施策を実施し、収益力の向上に努めてまいります。しかしながら、これらの施策や統合プロセスが想定どおりに進まず、当該のれんに係る減損損失を計上する場合は、当社グループの事業、財政状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 当社株式の流動性について

当社は、当社株式の流動性の確保に努めることとしておりますが、株式会社東京証券取引所の定める流通株式比率は当連結会計年度末時点において26.4%であります。今後は、当社の事業計画に沿った成長資金の公募増資による調達、大株主及び役員への一部売出しの要請、ストック・オプションの行使による流通株式数の増加分を勘案し、これらの組み合わせにより、流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

(16) 大株主との関係

当連結会計年度末現在、当社株式の大部分は、創業者かつ当社会長である永田久男並びに永田久男及びその親族の資産管理会社である株式会社ティー・エイチ・シー及び株式会社Heroic investmentにより保有されております。

かかる大株主が当社の事業その他に関して有する利益は他の株主の利益と異なる可能性があり、その保有方針や議決権の行使方針によっては、当社の株主総会決議の結果に重要な影響を及ぼすなど、当社グループの事業、財政状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

<リテールAI事業に関するリスク>

(1) 先行投資の発生及び損失の継続計上

当社グループは、リテールAI事業への先行投資を行っており、リテールAI事業では2024年6月期まで連続したセグメント損失を計上しておりました。これは、新規のプログラム開発や既存プログラムの改良のための開発投資や人件費、有形固定資産の取得等によるものです。一方で、流通小売事業においては、安定的に営業活動におけるキャッシュ・フローのプラスを計上しております。経営戦略上も、流通小売事業の売上高や収益性が継続的に成長・改善していく中で、リテールAI事業への積極的な投資を行っていくことを前提としております。

しかしながら、リテールAI事業においては、様々な実証実験の実施や新規事業の開発を行っておりますが、計画どおりにプログラム化や開発が進捗する保証はなく、また、既存又は開発予定のプログラムの普及・展開においても計画どおりに進捗する保証はありません。また、これらのプログラム開発に必要なエンジニア等を確保できる保証もありません。さらに、リテールテック市場は技術革新が著しいことから、今後リテールAI事業の成長のための先行投資が想定以上に発生する可能性もあります。これらの要因その他本「事業等のリスク」に記載のリスクの顕在化等により、想定していた事業計画を達成できなかった場合、リテールAI事業において安定した収益を得ることができず、投資した資金が回収できない等、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 法律による規制

当社グループは、リテールAI事業において、精密機械の製造やDXソリューションサービスを提供する事業を行っているため、電波法や個人情報保護法など、企業活動に関わる各種法令の規制を受けております。当社グループは、コンプライアンス体制の充実が重要であると考えており、法務担当部署が中心となり、法令遵守状況の確認や法令改正時の事業への影響度の見積りなどを行っております。

しかしながら、将来において、当社グループが提供するプログラム及びソリューションが法的規制に抵触する可能性を完全に否定することはできず、また、今後の法改正や法的解釈の変更等により、当社グループのプログラム及びソリューションの提供が困難になるような場合には、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) ハードウェアやソフトウェアの不具合

当社グループは、リテールAI事業において、IoTデバイスを小売店舗に導入することによるソリューションの提供やデータの取得を行っております。ハードウェア、ソフトウェアともに品質管理体制を確立し、プログラムやソリューションの提供を実施する中で、改善・改良を図るなど、製品の安全性確保やサービスの不具合の未然防止に努めております。

しかしながら、これらの不具合を将来に渡って完全に防止することは不可能であり、万一、大規模な製品の欠陥が生じたり、それに起因する損害が発生したりした場合、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) 競合について

当社グループは、リテールAI事業において、「オペレーション・ドリブン」を軸に置いて営業活動を行っており、導入・運用実績の観点でも世界トップレベルであると認識しております。一方で、リテールテック市場では国内外に多数の競合他社が存在します。今後リテールテック市場の成長に伴い、既存事業者との競争激化や、別業界から当該市場への事業者の新規参入等によって、競合他社に比して当社のプロダクトやソリューションの技術レベルや価格が劣後するような場合には、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 世界情勢、サプライチェーンに関するリスク

当社グループは、リテールAI事業において、Skip CartをはじめとしたIoTデバイスの仕入を中国から行っております。国内外における重大な感染症によるサプライチェーンへの影響や米中の貿易摩擦、日中の政治・外交問題等が発生した場合、又はそれらの仕入先との関係が悪化した場合等には、IoTデバイスの調達が滞ることや取引機会が縮小する可能性があります。また、世界的な半導体需要の逼迫等により、協力工場からの安定した製品や部品の調達が困難となる可能性もあります。

当社グループは、将来的な導入計画を見据え、協力工場との長期的関係の構築に努めるとともに、調達ルートの複数化などのリスクヘッジを検討しておりますが、これらのリスクが顕在化した場合、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を与える可能性があります。

(6) 知的財産権の管理について

当社グループは、関連法規に則り当社グループの活動が他社の著作権、特許権等の知的財産権を侵害すること、また、社内において業務で使用するソフトウェア等が他社の権利を侵害することがないように、社内にて調査確認を行うことでその防止に努めており、判断が困難な場合には弁理士及び顧問弁護士の意見を聴取する体制をとっております。また、当社グループの事業運営上重要な技術等に関しては、特許申請を行うなど、自社の保有する知的財産権の保護に努めております。

しかしながら、当社グループの事業領域に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であるため、意図せず他社の知的財産権を侵害してしまう可能性があります。この場合、特許権侵害や商標権侵害を理由とする損害賠償請求や差止請求を受けたり、知的財産権の使用に対する対価の支払い等が発生したりする可能性があります。これらの場合には当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社が保有している知的財産権が第三者により侵害された場合にも、リテールテックを活用した当社グループのビジネスモデルの優位性が失われてしまう可能性があるほか、法的措置を含めた対応を要し、人的又は物的コストが発生するなど、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響が及ぶ可能性があります。

<その他事業に関するリスク>

その他事業は主に旅館業及びゴルフ場運営事業などのリゾート事業を行っており、上記グループとしてのリスク事項以外に以下のリスクを認識しております。しかしながら、グループ全体における影響度としましては、低いものであると認識しております。

(1) 景気動向の変化について

リゾート事業においては、景気動向、特に個人消費の動向に大きな影響を受けます。経済情勢や為替情勢、天候及び季節性事情により旅行者が減少するなど景気の先行き不透明感につながる事象が払拭されない状況が中長期的に継続する場合には、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 労働力人口の減少に伴うサービスの質の低下への影響について

旅館業は労働集約的なサービスの提供を中心業務としておりますが、昨今の少子高齢化に伴う労働人口の減少により今後も中長期的な人手不足が継続したような場合には、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、顧客満足度向上及びリピート率向上のための従業員教育の実施や付加価値の提供による他社との差別化を図っておりますが、提供するサービスの質が低下した場合には顧客離れが起こり、当社グループの事業、財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」といいます。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当連結会計年度（2025年7月1日～2026年6月30日）における日本経済は、緩やかな回復基調にある一方、物価上昇の影響により家計の購買力の回復はなお途上にあり、消費者マインドは低水準にとどまっております。個人消費には持ち直しの動きがみられたものの、米国の通商政策や中東情勢をはじめとする地政学リスク、金融資本市場の動向等を背景に、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

小売業界においては、物価上昇を背景とした節約志向の高まりから、消費の二極化・選別消費が一段と鮮明になりました。すなわち、季節イベントや行事などが集まる機会には高付加価値商品の需要が底堅く推移した一方、普段の生活必需品においては価格感応度が一層高まり、選別消費が進みました。記録的な暑さや少雨などの異常気象の影響により、野菜や米穀類などの生鮮食品の価格が高騰したことや、原材料費やエネルギー価格、人件費等の上昇に起因したナショナルブランド商品の価格上昇などにより、消費者の生活防衛意識は一段と強まりました。

このような環境の中、当社は2025年7月1日付で西友の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。これにより、西友の優れた人材の融合と、人口集積地である関東を中心とした店舗ネットワークの大幅な拡大を実現し、売上高1兆円を超える流通グループとして強固な事業基盤を確立いたしました。今後は、小売業界におけるプレゼンスの一層の向上を図るとともに、地域の「生活必需品店」として、お客様に寄り添い続けるための基盤づくりを進めてまいります。

西友との融合にあたって、両社の強みであるプライベート・ブランド（PB）商品の相互展開を進めるなど、シナジー創出に向けた取り組みを迅速に進めております。

また、トライアルの強みである惣菜の販売強化と西友店舗での本格展開に向けて、両社が保有するプロセスセンターやセントラルキッチンの最適活用と稼働効率の向上に向けた体制整備を進めております。

既存事業においては、新規出店による店舗網の拡大や「食」の強化及び改装による既存店の成長力強化を進めております。

さらに、Skip Cart（決済機能付きレジカート）や、インスタサイネージ（電子看板）などIoTデバイスの導入推進によって、便利なお買い物体験の提供や、データの蓄積及び活用を進める取り組みを実施してまいりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高1,347,109百万円（前年同期比67.6%増）、営業利益30,371百万円（同43.9%増）、経常利益20,186百万円（同9.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益3,522百万円（同70.0%減）となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりです。

なお、売上高については、外部顧客への売上高の金額によっております。また、セグメント利益については、未実現利益の消去等及び全社費用を調整する前の金額によっております。

（流通小売事業）

流通小売事業は、『あなたの「生活必需品」。』をコンセプトとするトライアル店舗の運営及び『「西友が身近にあるしあわせ」をめざして』を使命に掲げる西友店舗の運営を行っております。

トライアル店舗の運営においては、できたての惣菜をはじめとする魅力的な商品ラインナップの拡充に加え、PB商品開発を強化しました。また、地域一番価格を目指した商品を目で伝える「エキサイティングプライス」の導入などの価格訴求施策や、POPを活用した売場強化などの価値訴求施策に注力しております。さらに、西友のPB商品「みなさまのお墨付き」の販売を推進するなど、お客様により良いお買い物体験を提供するための取り組みを進めました。

中長期的な成長を見据え、新規出店を推進し、メガセンター3店舗、スーパーセンター21店舗、smart2店舗、小型店7店舗を出店しました。

一方で、smart7店舗を閉鎖し、当連結会計年度末のトライアルの店舗数は、378店舗（うちFC3店舗を含む）となりました。

改装は、スーパーセンター16店舗、smart2店舗、小型店1店舗において実施しました。

西友店舗においては、食品を中心に日用品や住居品、衣料品まで幅広く取り揃えております。なかでも「みなさまのお墨付き」をはじめとするPB商品は多くのお客様から高い評価をいただいております。

トライアルとの融合を機に、「STAND TOGETHER 生活応援 厳選100」（現在は「スゴ×トーク」に名称を変更）と銘打ったキャンペーンを実施し、毎日の生活に欠かせない商品をお求めやすい価格で提供するなど、お客様起

点の売場づくりを推進しました。また、西友の店舗において、トライアルの惣菜・PB商品の販売や棚割りを導入するなど、新たな顧客ニーズの把握と支持獲得を目指す取り組みを進めております。

西友の店舗は、食品を主力とした「スーパーマーケット」と、食品から住居品・衣料品まで幅広く取り揃える大型の「ハイパーマーケット」の2つで構成されており、新たに245店舗（スーパーマーケット170店舗、ハイパーマーケット75店舗（LIVIN5店舗を含む））が、当社グループに加わりました。

当連結会計年度における西友の出店数は1店舗（スーパーマーケット）、閉鎖数は3店舗（ハイパーマーケット3店舗）となり、合計店舗数は243店舗となりました。

また、2025年11月、2026年2月及び4月に、西友の店舗を業態転換した新フォーマット「トライアル西友」を合計3店舗オープンしました。都市型GMSの再生モデル構築を目指し、トライアルと西友両社の強みを融合した売場づくりと商品提案を通じて、首都圏における「ワクワクするお買い物体験」の創出に取り組んでおります。

なお、改装店舗はありませんでした。

当連結会計年度末の当社グループの合計店舗数は、621店舗（うちFC3店舗を含む）となりました。

以上の結果、当事業の売上高は1,342,480百万円（前年同期比67.9%増）、セグメント利益は34,875百万円（同47.0%増）となりました。

（リテールAI事業）

リテールAI事業は、便利なお買い物体験の提供や店舗オペレーションの省力化を目指したリテールテクノロジーの開発及び導入拡大のための投資を継続実施しております。

Skip Cartの導入推進（2026年6月末時点の当社グループ外での導入も含む導入店舗数：288店舗、導入台数：24,031台）によって、決済時にレジの列に並ぶ必要がないなど、お客様視点の利便性が向上していると同時に、店舗のスループット（時間当たりのレジ通過客数・点数）が上昇しております。

また、小型店（TRIAL GO）において、レジ端末に設置されたカメラによる顔認証決済の実証実験を推進するなど、新しい時代の買い物体験を展開する取り組みを行っております。

以上の結果、当事業の売上高は918百万円（前年同期比6.8%減）、セグメント利益は657百万円（同1,083.4%増）となりました。

（その他事業）

その他事業は、不動産・リゾート事業を含んでおり、主にリゾート施設にて「食の強化」を体現する体験型施設としての認知度が高まりつつあります。

運営しているゴルフ場や旅館は、国内旅行の需要に加えて、アジアを中心とする訪日外国人観光客の需要を獲得することができました。

以上の結果、当事業の売上高は2,949百万円（前年同期比7.9%増）、セグメント利益は915百万円（同42.2%増）となりました。

財政状態の状況

（資産）

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べ507,540百万円増加し、807,824百万円となりました。これは主として、のれんが291,957百万円、建物及び構築物が50,992百万円、土地が41,455百万円、敷金及び保証金が30,554百万円、棚卸資産が29,899百万円、売掛金が15,262百万円増加したこと等によるものであります。

（負債）

当連結会計年度末における負債は、前連結会計年度末に比べ502,199百万円増加し、673,454百万円となりました。これは主として、短期借入金が340,900百万円、買掛金が76,550百万円、資産除去債務（固定負債）が24,877百万円増加したこと等によるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末に比べ5,341百万円増加し、134,369百万円となりました。これは主として、退職給付に係る調整累計額が1,952百万円、親会社株主に帰属する当期純利益を3,522百万円計上し、剰余金の配当を1,956百万円実施したことにより利益剰余金が1,565百万円増加したこと等によるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は、前連結会計年度に比べ3,424百万円減少し、68,901百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は92,055百万円（前年同期は4,446百万円の使用）となりました。主な増加要因は税金等調整前当期純利益18,266百万円、減価償却費24,250百万円、のれん償却額15,331百万円、仕入債務の増加額48,522百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は405,015百万円（前年同期は35,892百万円の使用）となりました。これは主に、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出が358,958百万円、有形固定資産の取得による支出が44,953百万円あったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により得られた資金は309,392百万円（前年同期は20,770百万円の獲得）となりました。これは主に、短期借入れによる収入が367,400百万円、長期借入金の返済による支出が41,122百万円、短期借入金の減少額が26,500百万円あったこと等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当社は生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

b．受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

c．販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)	前年同期比 (%)
	金額 (百万円)	
流通小売事業	1,342,480	167.9
グロサリー	375,558	166.7
デイリー	269,962	183.2
フレッシュ	425,254	186.7
生活	129,297	140.4
ハード	83,314	121.2
アパレル	30,168	135.5
その他	28,924	176.8
リテールAI事業	918	93.2
その他事業	2,949	107.9
合計 (注) 1 .	1,347,109	167.6

(注) 1．販売実績の合計額には、事業セグメントに配分していない収益761百万円を含んでおります。

2．セグメント間取引については、相殺消去しております。

3．「グロサリー」は菓子類などの加工食品、「デイリー」は卵や乳製品などの日配品、「フレッシュ」は生鮮四品(青果・精肉・鮮魚・惣菜)、「生活」は日用消耗品や家庭用品、「ハード」は家電製品などの耐久性商品、「アパレル」は衣料品を示しております。

4．最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績については、総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。

5．当連結会計年度より、従来「フレッシュ」に区分していた商品の一部を「デイリー」に変更しております。前年同期比は、前連結会計年度の数値を当該変更後の区分に組み替えて算定しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、本文における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般的に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されておりますが、この財務諸表の作成にあたっては、経営者により、一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性がともなうため、実際の結果は、これらと異なることがあります。

当社の連結財務諸表作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

イ 財政状態

財政状態につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

ロ 経営成績

経営成績につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

ハ キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの運転資金需要の主なものは、商品の仕入、販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。また、投資資金需要の主なものは、新規出店や改装に係る設備投資、事業の拡大及び多角化を目的としたM&A等によるものであります。

運転資金及び投資資金については、営業キャッシュ・フローによる充当を基本に、企業買収等の多額の資金需要に対しては金融機関からの借入等により資金調達を実施しております。

当連結会計年度において実施した株式会社西友の株式取得に係る資金については、金融機関からの借入及び自己資金により充当いたしました。当該借入は1年間のつなぎ融資であることから、2026年7月1日付でシンジケーション方式によるタームローンへのリファイナンスを実行し、長期・安定的な資金調達基盤を確保しております。

なお、当社グループは手元資金に加え、取引金融機関との間で当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しており、資金の流動性を確保しております。

5【重要な契約等】

(財務上の特約が付された金銭消費貸借契約)

当社は、2025年6月26日付で、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約を株式会社三菱UFJ銀行との間で締結しており、その内容は以下のとおりであります。

(1) 相手先の属性	都市銀行
(2) 期末残高	3,674億円
(3) 借入実行日	2025年7月1日
(4) 弁済期限	2026年7月1日
(5) 担保・保証	無担保、無保証
(6) 財務上の特約	各決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前年度決算期の末日における純資産の部の合計額の75%以上に維持すること。 決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、2期連続で営業損益の金額が0円未満となる状態を生じさせないこと。

なお、当該借入が1年間のつなぎ融資であることから、2026年6月23日開催の取締役会において、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとしたシンジケーション方式によるタームローン契約（以下「本契約」といいます。）を締結することを決議し、2026年6月26日付で本契約を締結いたしました。本契約には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合には、期限の利益を喪失します。

各決算期末日の連結貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の75%の金額以上に維持すること。

2期連続して決算期に係る連結損益計算書上の営業損失を計上しないこと。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

（子会社株式の譲渡）

当社は、2026年8月21日開催の取締役会において、株式会社西友の一部不動産流動化に伴う株式譲渡について決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

当社グループは、リテールAI事業にて研究開発活動を行っているため、ここではセグメント別の記載は省略し、リテールAI事業について記載しております。

リテールAI事業は、Skip Cartやデータ分析基盤システム（MD-Link）等の各種プロダクトの開発に加えて、それらを活用したデータマーケティングビジネスの展開に向けた研究開発活動を行っております。研究開発活動においてはプロダクト、ソリューション毎に組織を分け、経営責任の明確化を図っております。いずれのプロダクトやソリューションにおいても、テクノロジー主体ではなく、オペレーションに重きを置き、流通の現場でお客様や小売事業者、メーカー、ベンダー等が実際に活用できるものを「オペレーション・ドリブン」のコンセプトで開発を行っております。ハードウェアやソフトウェアの開発や要素技術開発、プロトタイプの作成、現場における実証実験などを研究開発活動と位置付けております。

当連結会計年度の研究開発費は、202百万円であり、主な研究開発活動は以下のとおりであります。

（1）Skip Cart

Skip Cartのプロダクト化に向けたハードウェアの開発、ソフトウェアの開発・機能改善・機能追加、現場における実証実験などを行っています。

- ・ハードウェア開発.....要件定義、企画・設計、サプライヤー選定、検査・動作確認、品質管理、認証取得
- ・ソフトウェア開発.....バックエンドシステム・ミドルウェアシステムの構築、UIの改善、レコメンドエンジンの開発、クーポン配信システムの開発、新規機能追加
- ・実証実験.....スキャン漏れ・ロス対策、利用率向上のための各種施策の実施、新規機能テスト

（2）データ分析基盤システム（MD-Link、e3-SMART等）、カメラソリューション、マーケティング

データ分析基盤システムの開発、カメラを活用した小売現場で活用できるソリューションの開発、データや店舗に実装されたデバイスを活用したワン・トゥ・ワンマーケティングのシステム開発、実験などを行っています。

- ・データ分析基盤システム.....新規機能の追加、処理速度の高速化
- ・カメラソリューション.....作業管理、欠品検知、防犯等のソリューションの開発、実験
- ・マーケティング.....広告配信基盤（リテールメディアプラットフォーム）の開発、Skip Cart等を活用したワン・トゥ・ワンマーケティングの実証実験、インスタサイネージ等を活用した店舗内メディアシステムの開発

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、当連結会計年度において、主力事業である流通小売事業の店舗網を拡大するために新店34店舗への投資、集客力及び収益性を高めるために19店舗の改装投資、西友の店舗を業態転換した新フォーマット「トライアル西友」3店舗への投資を行いました。また、リテールAI事業においては、新規のプロダクト開発や既存プロダクトの改良のための開発投資を積極的に行いましたが、過度な投資とならないように投資活動をコントロールしております。

当連結会計年度におけるセグメント別の設備投資の内訳は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度	前年同期比
流通小売	45,701 百万円	124.0 %
リテールAI	465	91.1
その他	2,481	262.8
計	48,648	127.0
消去又は全社	202	17.4
合計	48,850	123.7

また、当連結会計年度において、減損損失1,919百万円を計上しました。減損損失の内容については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結損益計算書関係) 」に記載のとおりであります。

2【主要な設備の状況】

当社グループは、流通小売事業及びリテールAI事業を中心としているため、主要な設備の状況としてセグメント区分毎の設備を示すとともに、地域別に開示する方法によっております。なお、リテールAI事業におきましては、所有している設備の帳簿価額が僅少であるため、記載を省略しております。

(1) 提出会社

重要性がないため、記載を省略しております。

(2) 国内子会社

2026年 6 月30日現在

セグメント の名称	会社名	事業所名 (主な所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置及 び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
流通小売 事業	(株)トライアル カンパニー (注) 3 .	北海道 メガセンタートライアル 伏古店(札幌市東区)他 33店舗 製造拠点 2 施設	店舗 製造拠点	12,021	1,110	1,664 (120,883)	1,106	15,903	280
		東北 スーパーセンタートライ アル 盛岡西バイパス店 (岩手県盛岡市)他21店 舗 製造拠点 2 施設	店舗 製造拠点	8,833	370	802 (41,711)	749	10,755	161
		関東 メガセンタートライアル 宇都宮店(栃木県宇都宮 市)他61店舗 物流・製造拠点 11施設	店舗 物流・製造拠 点	11,863	1,299	1,923 (116,543)	1,506	16,593	367
		中部 スーパーセンタートライ アル 南アルプス店(山 梨県南アルプス市)他19 店舗 製造拠点 1 施設	店舗 製造拠点	7,628	465	26 (1,688)	1,136	9,256	155
		近畿 スーパーセンタートライ アル りんくうタウン店 (大阪府泉佐野市)他39 店舗 製造拠点 3 施設	店舗 製造拠点	13,664	646	1,243 (70,405)	1,097	16,651	314
		中国・四国 スーパーセンタートライ アル 鳥取千代水店(鳥 取県鳥取市)他34店舗	店舗	11,043	638	2,402 (64,186)	1,394	15,478	286
		九州 メガセンタートライアル 新宮店(福岡県糟屋郡新 宮町)他146店舗 物流・製造拠点 16施設	店舗 物流・製造拠 点	35,480	3,236	9,344 (417,400)	3,600	51,662	1,169
		本社 (福岡市東区)	本社オフィス	1,040	21	383 (7,574)	47	1,492	2,207

セグメント の名称	会社名	事業所名 (主な所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置及 び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
流通小売 事業	(株)西友 (注) 4 .	東北 ザ・モール仙台長町店 (宮城県仙台市) 他18店舗 物流・製造拠点 2 施設	店舗 物流・製造拠 点	1,234	54	2,562 (23,428)	159	4,010	96
		関東 西友荻窪店(東京都杉並 区) 他133店舗 物流・製造拠点 8 施設	店舗 物流・製造拠 点	20,427	1,943	30,686 (67,030)	3,237	56,294	926
		中部 西友南新屋店(静岡県藤 枝市) 他70店舗 物流・製造拠点 4 施設	店舗 物流・製造拠 点	6,969	70	2,756 (69,801)	780	10,576	407
		近畿 西友長岡店(京都府長岡 京市) 他18店舗 物流・製造拠点 1 施設	店舗 物流・製造拠 点	2,718	129	2,259 (30,803)	206	5,312	122
	(株)青森トライ アル	TRIAL smart むつ新町店 (青森県むつ市) 他17店 舗	店舗	42	27	204 (12,479)	187	461	30
	(株)MLS	白鳥第一物流センター他 (福岡県田川市他)	事務所 物流センター	97	1,034	103 (6,573)	54	1,289	626

(注) 1 . 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、リース資産等の有形固定資産であり、建設仮勘定を含んでおりません。

2 . 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は含んでおりません。

3 . (株)トライアルカンパニーは、主に店舗等の物件の保有及び子会社への商品供給を担っており、店舗等の運営は、(株)トライアルストアーズが担い、テナントとして(株)こはく本舗及び(株)魚寅が入居しております。そのため、従業員数はこれら4社の合計を記載しております。また、本社等の従業員数には特定の地域へ区分ができない従業員を含んでおります。

4 . (株)西友の店舗に含まれるトライアル西友店舗は、(株)STリテールがその運営を行っております。そのため、従業員数はこれら2社の合計を記載しております。また、(株)トライアルカンパニーが保有しているトライアル西友店舗の固定資産の帳簿価額は、(株)西友の固定資産の帳簿価額に合算して記載しております。

(3) 在外子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

セグメントの名称	会社名	設備の内容		投資予定金額		資金の調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
流通小売事業	(株)トライアルカンパニー	新規出店の設備投資	土地及び建物等	28,017	4,288	自己資金	2026年2月～2027年2月	2026年7月～2027年3月	(注)
		店舗改装の設備投資	建物及び構築物等	2,580	-	自己資金	2026年6月～2027年6月	2026年7月～2027年6月	(注)
		店舗修繕の設備投資	建物及び構築物等	1,804	-	自己資金	2026年7月～2027年6月	2026年7月～2027年6月	(注)
		物流施設の設備投資	建物及び構築物等	14,717	-	借入金及び自己資金	2026年7月	2029年1月	(注)
		製造工場の設備投資	建物及び構築物等	5,781	-	自己資金	2026年7月～2027年6月	2026年7月～2027年6月	(注)
		飲料水工場の設備投資	建物及び構築物等	4,500	1,811	自己資金	2024年7月	2027年6月	(注)
		システム、IoTデバイス等のIT投資	ソフトウェア等	5,577	-	自己資金	2026年7月～2027年6月	2026年7月～2027年6月	(注)
	(株)西友	新規出店の設備投資	土地及び建物等	1,607	-	自己資金	2026年3月～2026年10月	2026年8月～2027年1月	(注)
		店舗改装の設備投資	建物及び構築物等	2,914	-	自己資金	2026年7月～2027年6月	2026年7月～2027年6月	(注)
		店舗修繕の設備投資	建物及び構築物等	5,775	-	自己資金	2026年7月～2027年6月	2026年7月～2027年6月	(注)
		システム、IoTデバイス等のIT投資	ソフトウェア等	1,616	-	自己資金	2026年7月～2027年6月	2026年7月～2027年6月	(注)
リテールAI事業	(株)Retail AI	ソフトウェア等の開発投資	ソフトウェア等	480	-	自己資金	2026年7月～2027年6月	2026年7月～2027年6月	(注)
その他事業	(株)トライアルエステート	不動産開発投資	土地及び建物等	8,496	3,480	借入金及び自己資金	2023年10月～2026年7月	2027年6月	(注)

(注) 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	320,000,000
計	320,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2026年9月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	122,848,400	122,865,400	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数 100株
計	122,848,400	122,865,400	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2026年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

[1] 第 4 回新株予約権

決議年月日	2020年 4 月 7 日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社取締役 1
新株予約権の数（個）	100 （注）1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 20,000 （注）1 . 3 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,150 （注）2 . 3 .
新株予約権の行使期間	2022年 4 月 8 日から2029年 6 月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,150 資本組入額 575 （注）3 .
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者の地位又はこれに準じた地位にあることを要する。ただし、定年退職若しくは任期満了による役員退任又は当社が特に認めた場合はこの限りでない。 新株予約権者が本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合は、相続開始後一年間に限り、その相続人による本新株予約権の行使を認める。ただし、1 個の新株予約権を分割して相続することはできない。なお、新株予約権者が本新株予約権の行使期間の到来前に死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本件新株予約権を譲渡し、又は質権及び担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2026年 6 月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年 8 月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 . 新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により株式数を調整されるものとする。かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合（新設会社又は承継会社が本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権に代わるこれらの会社の新株予約権を交付する場合を除く。）、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の行使により交付する株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を合理的な範囲で行うことができるものとする。

2 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数に乗じた金額とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行調整前株式数} \times \text{行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分に伴う調整を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

〔 2 〕 第 5 回新株予約権

決議年月日	2020年 6 月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社取締役 3 子会社従業員 46
新株予約権の数（個）	904[874] （注）1．
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 180,800[174,800] （注）1．3．
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,150 （注）2．3．
新株予約権の行使期間	2022年 6 月18日から2029年 6 月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,150 資本組入額 575 （注）3．
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者の地位又はこれに準じた地位にあることを要する。ただし、定年退職若しくは任期満了による役員退任又は当社が特に認めた場合はこの限りでない。 新株予約権者が本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合は、相続開始後一年間に限り、その相続人による本新株予約権の行使を認める。ただし、1 個の新株予約権を分割して相続することはできない。なお、新株予約権者が本新株予約権の行使期間の到来前に死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本件新株予約権を譲渡し、又は質権及び担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2026年 6 月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年 8 月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により株式数を調整されるものとする。かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合（新設会社又は承継会社が本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権に代わるこれらの会社の新株予約権を交付する場合を除く。）、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の行使により交付する株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を合理的な範囲で行うことができるものとする。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数に乗じた金額とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行調整前株式数} \times \text{行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分に伴う調整を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

〔 3 〕 第 6 回新株予約権

決議年月日	2021年10月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社取締役 7 子会社従業員 55
新株予約権の数（個）	1,076[1,072] （注）1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 215,200[214,400] （注）1 . 5 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,350 （注）2 . 5 .
新株予約権の行使期間	2023年10月23日から2031年10月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,350 資本組入額 675 （注）5 .
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の取締役、監査役、従業員の地位又はこれに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。 本新株予約権の行使は、1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2026年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 . 新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）3. に準じて決定する。

5. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

〔 4 〕 第 7 回新株予約権

決議年月日	2021年10月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社従業員 1
新株予約権の数（個）	13 （注）1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 2,600 （注）1 . 5 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,350 （注）2 . 5 .
新株予約権の行使期間	2023年10月23日から2031年10月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,350 資本組入額 675 （注）5 .
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の取締役、監査役、従業員の地位又はこれに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。 本新株予約権の行使は、1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2026年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年8月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 . 新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）3. に準じて決定する。

5. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

〔 5 〕 第 8 回新株予約権

決議年月日	2021年10月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 4
新株予約権の数（個）	200 （注）1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 40,000 （注）1 . 5 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,350 （注）2 . 5 .
新株予約権の行使期間	2023年10月23日から2031年10月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,350 資本組入額 675 （注）5 .
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の顧問、社外協力者の地位又はこれに準ずる地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。 本新株予約権の行使は、1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2026年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年8月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 . 新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）3. に準じて決定する。

5. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

〔 6 〕 第 9 回新株予約権

決議年月日	2021年10月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1 子会社従業員 20
新株予約権の数（個）	289 （注）1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 57,800 （注）1 . 5 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,350 （注）2 . 5 .
新株予約権の行使期間	2026年10月23日から2031年10月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,350 資本組入額 675 （注）5 .
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の取締役、監査役、従業員の地位又はこれに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。 本新株予約権の行使は、1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2026年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年8月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 . 新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）3. に準じて決定する。

5. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

〔 7 〕 第10回新株予約権

決議年月日	2021年10月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社取締役 2
新株予約権の数（個）	38 （注）1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 7,600 （注）1 . 5 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,350 （注）2 . 5 .
新株予約権の行使期間	2026年10月23日から2031年10月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,350 資本組入額 675 （注）5 .
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の取締役、監査役、従業員の地位又はこれに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。 本新株予約権の行使は、1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2026年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年8月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 . 新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）3. に準じて決定する。

5. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

[8] 第11回新株予約権

決議年月日	2022年 5 月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社従業員 70
新株予約権の数（個）	525[488] （注）1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 105,000[97,600] （注）1 . 5 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,350 （注）2 . 5 .
新株予約権の行使期間	2024年 5 月21日から2032年 5 月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,350 資本組入額 675 （注）5 .
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の取締役、監査役、従業員の地位又はこれに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。 本新株予約権の行使は、1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2026年 6 月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年 8 月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 . 新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）3. に準じて決定する。

5. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

[9] 第12回新株予約権

決議年月日	2022年 5 月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社従業員 10
新株予約権の数（個）	63[49] （注）1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 12,600[9,800] （注）1 . 5 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,350 （注）2 . 5 .
新株予約権の行使期間	2024年 5 月21日から2032年 5 月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,350 資本組入額 675 （注）5 .
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の取締役、監査役、従業員の地位又はこれに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。 本新株予約権の行使は、1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2026年 6 月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年 8 月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 . 新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）3. に準じて決定する。

5. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

[10] 第13回新株予約権

決議年月日	2022年 6 月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社取締役 4 子会社従業員 29
新株予約権の数（個）	1,520 （注）1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 304,000 （注）1 . 5 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,350 （注）2 . 5 .
新株予約権の行使期間	2024年 6 月21日から2032年 6 月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,350 資本組入額 675 （注）5 .
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の取締役、監査役、従業員の地位又はこれに準ずる地位であることを要する。ただし、任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。 本新株予約権の行使は、1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2026年 6 月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年 8 月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 . 新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

3 . 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）3. に準じて決定する。

5. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

[11] 第14回新株予約権

決議年月日	2022年 6 月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社従業員 1
新株予約権の数（個）	8 （注）1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 1,600 （注）1 . 5 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,350 （注）2 . 5 .
新株予約権の行使期間	2024年 6 月21日から2032年 6 月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,350 資本組入額 675 （注）5 .
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の取締役、監査役、従業員の地位又はこれに準ずる地位であることを要する。ただし、任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。 本新株予約権の行使は、1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2026年 6 月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年 8 月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 . 新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

3 . 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）3. に準じて決定する。

5. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

[12] 第16回新株予約権

決議年月日	2022年 6 月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 3 子会社取締役 2 子会社従業員 118
新株予約権の数（個）	2,448 （注）1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 489,600 （注）1 . 5 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,350 （注）2 . 5 .
新株予約権の行使期間	2027年 6 月21日から2032年 6 月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,350 資本組入額 675 （注）5 .
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の取締役、監査役、従業員の地位又はこれに準ずる地位であることを要する。ただし、任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。 本新株予約権の行使は、1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2026年 6 月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年 8 月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 . 新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）3. に準じて決定する。

5. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

[13] 第17回新株予約権

決議年月日	2022年 6 月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社取締役 2 子会社従業員 2
新株予約権の数（個）	82 （注）1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 16,400 （注）1 . 5 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,350 （注）2 . 5 .
新株予約権の行使期間	2027年 6 月21日から2032年 6 月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,350 資本組入額 675 （注）5 .
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の取締役、監査役、従業員の地位又はこれに準ずる地位であることを要する。ただし、任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。 本新株予約権の行使は、1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2026年 6 月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年 8 月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 . 新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

3 . 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）3. に準じて決定する。

5. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

[14] 第18回新株予約権

決議年月日	2022年 6 月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社従業員 1
新株予約権の数（個）	5 （注）1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 1,000 （注）1 . 5 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,350 （注）2 . 5 .
新株予約権の行使期間	2027年 6 月21日から2032年 6 月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,350 資本組入額 675 （注）5 .
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の取締役、監査役、従業員の地位又はこれに準ずる地位であることを要する。ただし、任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。 本新株予約権の行使は、1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2026年 6 月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年 8 月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 . 新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は200株であります。

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

3 . 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）3. に準じて決定する。

5. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

「15」第19回新株予約権

決議年月日	2022年 8 月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 1
新株予約権の数（個）	100 （注）1．
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 20,000 （注）1．5．
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,699 （注）2．5．6
新株予約権の行使期間	2024年 8 月24日から2032年 8 月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,699 資本組入額 850 （注）5．6
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の顧問、社外協力者の地位、又はこれに準じた地位であることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4．

当事業年度の末日（2026年 6 月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年 8 月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1．新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は200株であります。
当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

- 2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

- 3．新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において

本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

4. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）3. に準じて決定する。

5. 2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 2024年3月の当社の新規上場に伴う募集株式の発行における払込金額が、第19回新株予約権の行使価額を下回ったため、所定の調整条項に基づき行使価額の調整を行っております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年1月31日 (注) 1 .	97,201,948	97,690,400	-	100	-	19,208
2024年3月19日 (注) 2 .	21,200,000	118,890,400	16,938	17,038	16,938	36,147
2024年4月17日 (注) 3 .	3,427,900	122,318,300	2,738	19,777	2,738	38,886
2024年7月1日～ 2025年6月30日 (注) 4 .	55,000	122,373,300	35	19,812	35	38,921
2025年7月1日～ 2026年6月30日 (注) 5 .	475,100	122,848,400	424	20,237	424	39,346

(注) 1 . 株式分割(1:200)によるものであります。

2 . 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,700円

引受価額 1,598円

資本組入額 799円

3 . 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当価格 1,598円

資本組入額 799円

割当先 大和証券株式会社

4 . 新株予約権の行使による増加であります。

5 . 新株予約権の行使による増加と業績条件型譲渡制限付株式報酬及び譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加であり、業績条件型譲渡制限付株式報酬及び譲渡制限付株式報酬としての新株発行に係る発行価格及び資本組入額はいずれも以下のとおりであります。

発行価格 2,130円

資本組入額 1,065円

6 . 2026年7月1日から2026年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が17,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ10百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2026年6月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	17	34	405	142	85	34,655	35,338	-
所有株式数（単元）	-	36,738	22,205	859,429	113,844	529	194,420	1,227,165	131,900
所有株式数の割合（％）	-	2.99	1.81	70.03	9.28	0.04	15.84	100.00	-

(注) 自己株式75,918株は、「個人その他」に759単元、「単元未満株式の状況」に18株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2026年 6 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社ティー・エイチ・シー	福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 1 - 9 博多筑紫通りセンタービル 1 F	66,000,000	53.76
株式会社Heroic investment	福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 1 - 9 博多筑紫通りセンタービル 1 F	9,374,200	7.64
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内 1 丁目4 - 5)	2,260,586	1.84
永田 久男	福岡県宮若市	1,963,800	1.60
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目 8 - 1 赤坂イン ターシティAIR	1,652,200	1.35
GIC PRIVATE LIMITED - C (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	168 ROBINSON ROAD #37-01 CAPITAL TOWER SINGAPORE068912 (東京都千代田区丸の内 1 丁目4 - 5)	1,413,960	1.15
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋 1 丁目13 - 1)	1,406,681	1.15
株式会社PALTAC	大阪府大阪市中央区本町橋 2 - 46	1,200,000	0.98
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタン レーMUFG証券株式会社)	1585 Broadway New York, New York 10036, U.S.A (東京都千代田区大手町 1 丁目 9 - 7 大手町フィナンシャルシティ サウスタ ワー)	1,114,430	0.91
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13 - 1	1,094,664	0.89
計	-	87,480,521	71.25

(注) 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、
1,641,300株であります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年 6 月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 75,900	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 122,640,600	1,226,406	-
単元未満株式	普通株式 131,900	-	-
発行済株式総数	122,848,400	-	-
総株主の議決権	-	1,226,406	-

【自己株式等】

2026年 6 月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数 (株)	他人名義所有株 式数 (株)	所有株式数の合 計 (株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合 (%)
(株)トライアルホール ディングス	福岡県福岡市東区多 の津一丁目12番2号	75,900	-	75,900	0.06
計	-	75,900	-	75,900	0.06

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号及び会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	25	67
当期間における取得自己株式	-	-

会社法第155条第13号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式 (注)1.	4,724	-
当期間における取得自己株式 (注)1.2.	6,870	-

(注)1. 当事業年度における取得自己株式及び当期間における取得自己株式は、譲渡制限付株式報酬として割当てた普通株式の一部の無償取得によるものです。

2. 当期間における取得自己株式には、2026年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの譲渡制限付株式報酬として割当てた普通株式の一部の無償取得による株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)	4,000	11,460	-	-
保有自己株式数 (注)1.2.	75,918	-	82,788	-

(注)1. 当期間における保有自己株式数には、2026年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2026年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの譲渡制限付株式報酬として割当てた普通株式の一部の無償取得による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと考えております。中長期的な企業価値の向上に向けた成長投資及び財務健全性の確保を図りつつ、累進配当の方針に基づき、安定的かつ継続的な配当を実施することとしております。

剰余金の配当を行う場合、期末配当において年1回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としておりますが、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を、毎年12月31日を基準日として行うことができる旨を定款において定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり17円の配当を実施する予定であります。

内部留保の使途につきましては、新規出店や既存店舗の改装に加え、商品力及び生産性の向上に資するセントラルキッチンやプロセスセンター等の事業基盤への設備投資、DX投資、借入金の返済等に充当していく方針であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりで予定しております。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2026年9月25日 定時株主総会決議（予定）	2,087	17.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、お客様の役に立つために、流通小売業界における『ムダ・ムラ・ムリ』をなくすことが、社会の課題解決につながると考えており、『世界の誰もが「豊かさ」を享受できる社会をつくる。』を当社グループのパーパスとしております。また、株主・投資家を含むステークホルダーの皆様と協働することが、企業としての持続的な成長と企業価値向上の実現につながると考えております。そのためには、コンプライアンスの徹底、経営の透明性の確保とともに、迅速な意思決定によるスピード経営の実現が重要であり、その仕組みを構築し、機能させることがコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方となります。この基本的な考え方に基づき、コーポレート・ガバナンスの継続的な進化と充実に取り組みます。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a 企業統治体制の概要

当社は会社法上の機関として、株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。また機動的な業務執行を図るためマネジメントカンファレンスを設けております。さらにコーポレート・ガバナンスの充実のために、株主総会の充実、取締役会の一層の機能強化を図るとともに、各種諮問機関等を設けております。各機関の概要は以下のとおりです。

(a) 取締役会

取締役会は、代表取締役社長永田洋幸が議長を務め、「(2) 役員の状況」に記載されている全ての取締役で構成されており、毎月1回定期的に開催するほか必要に応じて臨時に開催しております。取締役会においては月次決算の報告及び会社法、取締役会規程に定められた事項に関する審議を行っております。業務執行の具体的内容や、その背景となる戦略検討及び重要事項の取組方針の審議が行われ、その結果に基づいて業務執行責任者が意思決定を行う仕組みとなっております。

(b) 監査役会

監査役は、毎月開催される取締役会等の重要な会議に出席することにより、各取締役の業務遂行状況を確認するとともに、業務遂行における経営上遵守すべき各法律においてコンプライアンスがなされているか適宜適切な意見を表明することで、牽制機能を果たしております。

監査役会は、常勤監査役上里剛志が議長を務め、「(2) 役員の状況」に記載の全ての監査役で構成されております。経営の透明性の向上と経営監視機能の強化を図るため、非常勤監査役2名を社外監査役としております。各監査役は経営全般、会計、企業法務等において専門的知見、経験等を有し、また、非常勤監査役2名を独立役員として選任することで、当社の経営・業務執行の意思決定につき、経営監視機能の客観性及び中立性は十分に確保できると判断し現状の体制を採用しております。

(c) 内部監査室

当社は事業部門から独立した内部監査室を設置しております。また連結子会社である㈱トライアルカンパニーの内部監査室及び㈱西友の内部監査部を設置しており、合わせて15名(当連結会計年度末時点)で構成されております。内部監査に当たっては、年間計画に基づいて事業所と本社部門を対象に業務全般に亘って監査を行い、監査結果は書面により社長に報告され、併せて常勤監査役にも原則として月に1回情報共有をし、必要に応じて取締役会への報告も行っております。被監査部門に対しては監査結果に基づく改善指示を行い、改善状況を遅延なく報告させて確認を行っております。また、常勤監査役と監査課題等について適宜情報共有を図っております。

(d) 会計監査人

当社は、PwC Japan有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。

(e) マネジメントカンファレンス

マネジメントカンファレンスは、代表取締役社長永田洋幸が議長を務め、常勤取締役、常勤監査役及び執行役員を中心として構成されており、迅速かつ効率的な意思決定を行うことを目的として、全社的に影響を及ぼす経営上の重要事項の審議・検討のほか、業績の進捗状況の確認及び各種重要連絡事項の共有等を行うものとして、毎月1回開催しております。

(f) 投資諮問委員会

M&A、不動産取得、IT投資等の重要な投資案件を審議するため、取締役会の下に任意の諮問機関として投資諮問委員会を設置しております。委員会は、財務、経営企画、リスク管理等を管掌する執行役員で構成し、委員長は経営戦略部門を管掌する執行役員が務めております。重要な投資案件は、同委員会に事前に諮問し、その答申を最大限尊重して取締役会で決定しております。

(g) 指名・報酬諮問委員会

経営陣幹部・役員の指名（後継者計画を含む）・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に任意の諮問機関として、独立社外取締役を過半数とし（常勤取締役1名（永田洋幸）、独立社外取締役2名（立本博文及び張相秀））、独立社外取締役張相秀を委員長とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。経営陣幹部・役員の選解任及び報酬等は、同委員会に事前に諮問し、その答申を最大限尊重して取締役会で決定しております。

(h) グループリスクコンプライアンス委員会

全社のリスク事象及びコンプライアンス事案の把握、重大なコンプライアンス事件・事故等の発生時における対応策等の検討など、リスク及びコンプライアンスに関する損失の最小化を目的として設置しており、原則として四半期に1回定例会議を開催するほか必要に応じて臨時に開催しております。

(i) 情報セキュリティ委員会

情報セキュリティに関する全社検討及びセキュリティ事件・事故等の発生時における対応策等の検討を目的として設置しており、原則として毎年4回定例会議を開催しております。

(j) ハラスメント委員会

ハラスメント案件の未然防止、案件の適切な対応・再発防止策の策定等を行うことを目的として設置しており、原則として毎週1回開催しております。

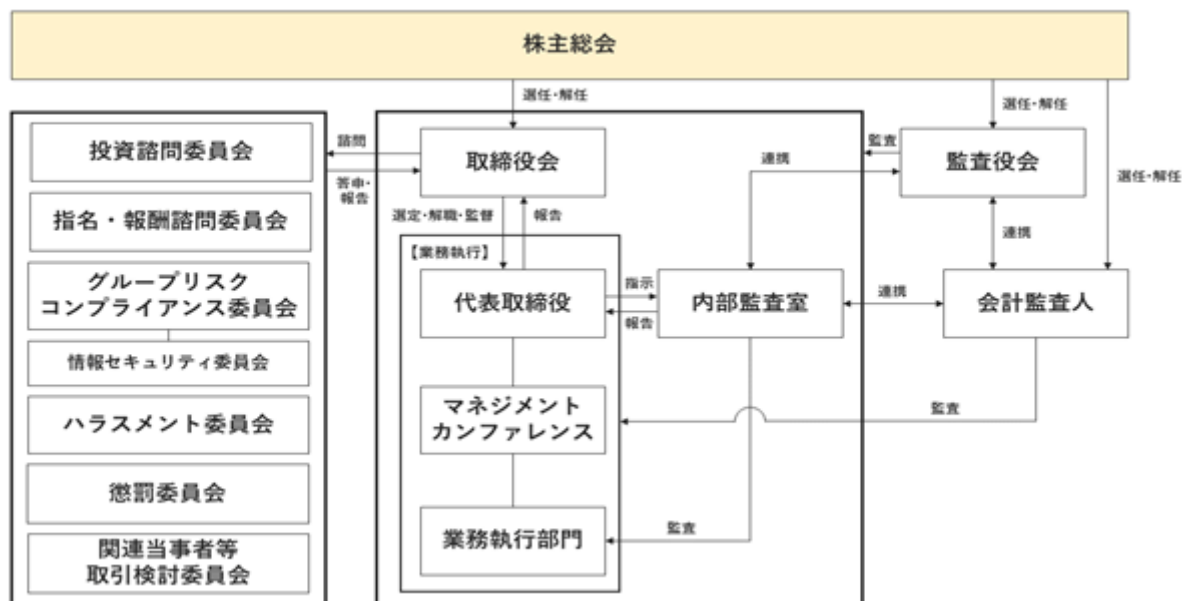
(k) 懲罰委員会

従業員による不祥事等の発生に際し、その関係者等に対し懲戒処分を科すことの要否、及び処分の軽重に関する意思決定にあたり公正な取扱いを行うことを目的として設置しており、必要に応じ、委員長がこれを招集し適宜開催することとしております。

(l) 関連当事者等取引検討委員会

関連当事者取引の事前把握並びに当該取引の必要性及び取引の妥当性を検証することを目的として設置しており、原則毎月1回開催しております。委員会はガバナンス部管掌役員を委員長とし、その他委員については取締役会の決議により選任された社外取締役又は監査役で構成することで、委員会の透明性を担保しています。

会社の機関・内部統制の関係は以下のとおりであります。



b 企業統治の体制を採用する理由

当社は、経営体制の透明性を確保するとともに、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実・強化を図ることを目的として、2021年9月に監査役会設置会社に移行いたしました。本有価証券報告書提出日現在において、取締役4名のうち、2名を社外取締役とすることにより、各専門分野における客観的な立場からの助言・提言を受けるとともに、取締役会の監督機能の強化を図っております。また、監査役3名のうち、2名を社外監査役とすることで経営監視機能の客観性、中立性を確保しております。これらに加え、社外取締役が過半数で構成される指名・報酬諮問委員会や、社内の取締役、監査役及び執行役員を中心とした経営会議体「マネジメントカンファレンス」を設置することにより、経営の透明性を確保しつつ、迅速な意思決定によるスピード経営が実現できる体制を構築しております。

企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの適切な構築・運用が業務執行の公正性及び効率性を確保するのに重要な経営課題であるとの認識から、取締役会において内部統制システムに関する基本方針を決議しております。

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ) 取締役は、当社及び当社子会社等（以下「当社グループ」という。）が共有すべきルールや考え方を表した「TRIALの行動指針」を通じて、トライアルグループにおける企業倫理の確立並びにその遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。
- ロ) 取締役会は社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- ハ) 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティポリシー運用規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティマネジメントの実施体制を確立する。情報セキュリティ委員会で審議し、当社グループ全体で横断的に推進する。
- ロ) 取締役、執行役員及び使用人がその職務の執行をするにあたり必要とされる稟議書、株主総会議事録、取締役会議事録その他の文書を当社の社内規程に従い作成する。
- ハ) 作成した文書（電磁的情報を含む）は「文書管理規程」に従い、保存及び管理をする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険の未然防止及び危機発生時の被害最小化を担うグループリスクコンプライアンス委員会の設置及び「グループリスク管理規程」を策定し、損失のリスク及び被害の低減に努める。また、事業部門ごとにリスクアセスメントを実施し、当社グループ全体の損失の危険を管理することを通じて、ステークホルダーに対する安心・安全の提供及びブランド価値の毀損防止はもとより、企業価値の向上にも努める。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ) 取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役の執行状況については四半期に1回取締役会に報告する。
- ロ) 業務執行については、あらかじめ定められた「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「関係会社管理規程」により、それぞれの業務執行において必要となる権限を付与して経営責任を明確化する。
- ハ) 当社はグループの中期経営計画を定め、当社グループの役職員に浸透を図るとともに、その実現に向け、事業分野別の目標数値を設定する。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ) 当社は、「TRIALの行動指針」を制定・施行し、使用人一人ひとりがコンプライアンスの重要性を認識し、お客様をはじめ、お取引先・株主・従業員等の当社グループをとりまくステークホルダーの要望に応えるため、法令等を遵守するよう徹底を図る。
- ロ) 代表取締役の直轄部署として内部監査室を設置し、内部監査を実施する。内部監査室監査により法令・定款及び社内規程に違反する事項が発見された場合、内部監査室は直ちに代表取締役社長に報告する。
- ハ) 使用人が法令・定款及び社内規程に違反する行為を発見した場合には、コンプライアンス推進者に通報できる社内体制を整備する。

6．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ) 取締役が、自己又は親会社、子会社、その他第三者のために当社と利益が実質的に相反するおそれのある取引を行う場合、取締役会でその取引内容の詳細について審議したうえ、取締役会で承認を得てから実施をする。
- ロ) 当社の役員や主要株主など関連当事者と取引を行う場合は、「関連当事者等取引管理規程」に則り、関連当事者等取引検討委員会での取引内容の詳細について審議したうえ、取締役会で承認を得てから担当部門は取引を実施する。なお、年1回各関連当事者等との年間取引実績の報告を行い、取引の合理性・相当性の精査を行う。取引に関する取締役会決議を行う場合は、当該取引に利害関係を有する取締役を特別利害関係人として除外したうえで決議するなどして、手続きの公正性を確保する。
- ハ) 内部監査室は、当社グループの業務の適正性について監査を行う。ただし、内部監査部門を有する子会社については、当該部門と連携して行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに補助使用人の当社取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ) 専属の使用人は設置せず、監査役は内部監査室長と協議のうえ、内部監査室所属のスタッフに監査業務に必要な事項を命令できるものとする。
 - ロ) 前項によって指名されたスタッフへの指揮命令権は監査役に移譲されたものとし、取締役、内部監査室等からの指揮命令は受けないものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
 - ロ) 監査役は、取締役会、グループリスクコンプライアンス委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
 - ハ) 当社は、子会社の取締役、執行役員及び使用人が、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うよう指導する。
 - ニ) 使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告できるものとする。
9. 監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 「内部通報規程」において、上記により監査役に対して報告を行った者に対する不利益取扱いを禁止する旨明記し、十分周知する。
10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理する。
11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
 - ロ) 監査役は月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
 - ハ) 内部監査室は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。
 - ニ) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。
- b リスク管理体制の整備の状況
- リスク管理体制につきましては、リスクを未然に予防することを含め、各業務部門における業務・経営・市場・信用等のあらゆる面のリスクを捉え、自然災害から人為的なリスク、社内外でのリスク等を正確に把握、分析、対処していく体系的なリスク管理体制の整備に取り組んでおります。
- また、グループリスクコンプライアンス委員会においてコンプライアンス体制の遵守状況に対する確認を四半期に1回定期的に行い、各業務部門における法令遵守及びリーガルリスク回避の徹底を図り、取締役会に報告しております。
- c 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる反社会的勢力とは一切関わらないという方針のもと、「TRIALの行動指針」及び「反社会的勢力対策規程」を当企業集団の役員・従業員へ周知・徹底し、反社会的勢力との関係排除に向け、当企業集団全体での企業倫理の浸透に取り組んでおります。
- 社内体制としては、民事介入暴力に関わるトラブルに対してはグループ法務部長を総括責任者として対応する体制をとっております。また、各部門に取引先と反社会的勢力の排除に関する条項を盛り込んだ契約書を締結することを指示し実行しております。また、反社会的勢力からの圧力に対抗するため、警察署や企業防衛対策協議会等の外部の専門機関との連携関係も構築しております。

取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の責任限定契約の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）2名、常勤監査役1名及び社外監査役2名と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額とし、また、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限りです。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるようにするためです。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

a 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元ができるよう、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

b 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

c 自己株式の取得

当社は、株主への機動的な利益還元ができるよう、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役会、指名・報酬諮問委員会の活動状況

当事業年度において取締役会を29回、指名・報酬諮問委員会を3回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	取締役会	指名・報酬諮問委員会
取締役副会長	亀田 晃一（注）	8回	-
代表取締役社長	永田 洋幸	29回	3回
取締役	石橋 亮太	29回	-
取締役	立本 博文	29回	3回
取締役	張 相秀	29回	3回
常勤監査役	上里 剛志	29回	-
監査役	橋本 道成	29回	-
監査役	薄鍋 大輔	29回	-

（注）亀田晃一は、2025年9月26日に退任しているため、退任前の役職名及び出席状況を記載しております。

取締役会は、原則として毎月1回開催するほか必要に応じて機動的に臨時に開催しております。取締役会における主な審議・決定事項は、株主総会に関する事項、財務に関する事項、株式に関する事項、取締役に係る事項、組織及び人事に関する事項、経営一般及び業務執行に関する事項等であります。

指名・報酬諮問委員会は、原則として毎年1回以上定例的に開催するほか必要に応じて臨時に開催しております。具体的な検討内容は、取締役等の指名に関する事項、取締役等の報酬に関する事項等であります。

(2) 【役員の状況】

イ) 役員一覧

男性7名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	永田 洋幸	1982年4月2日生	2009年8月 株式会社トライアルカンパニー入社 2012年5月 Trial Retail Engineering, inc. 経営企画部長 2018年11月 株式会社Retail AI代表取締役CEO就任 2020年9月 当社取締役就任 2021年10月 当社カンパニーコミュニケーション部長 2025年4月 当社代表取締役社長就任(現任) 2026年4月 株式会社トライアルカンパニー代表取締役社長就任(現任)	(注) 5 .	64,126,239 (注) 7 .
取締役	石橋 亮太	1972年11月15日生	1999年1月 株式会社ティーアールイー入社 1999年7月 株式会社トライアルカンパニー転籍 2004年8月 煙台創迹軟件有限公司董事長 2011年8月 株式会社トライアルカンパニー販売本部小型フォーマット事業部長 2015年6月 同社取締役就任 商品本部T C M統括 2016年12月 同社取締役副社長就任 2018年6月 同社代表取締役社長就任 当社取締役就任(現任) 2026年4月 株式会社トライアルテクノロジー代表取締役社長就任(現任)	(注) 5 .	161,700
取締役	立本 博文	1974年6月4日生	2002年10月 東京大学先端科学技術研究センター助手 2004年4月 東京大学経済学部ものづくり経営研究センター助教 2009年4月 兵庫県立大学経営学部准教授 2010年9月 MIT客員研究員(Sloan school of management) 2012年10月 筑波大学ビジネスサイエンス系准教授 2016年4月 筑波大学ビジネスサイエンス系教授(現任) 2019年1月 株式会社Retail AI社外取締役就任 2020年9月 当社社外取締役就任(現任) 2026年4月 株式会社トライアルテクノロジー社外取締役就任(現任)	(注) 5 .	-
取締役	張 相秀	1955年1月18日生	1981年6月 韓国産業経済研究院入職 1991年6月 サムスン経済研究所入所 2013年4月 亜細亜大学経営学部特任教授 2016年4月 亜細亜大学都市創造学部専任教授 2022年9月 当社社外取締役就任(現任)	(注) 5 .	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	上里 剛志	1972年4月7日生	1996年4月 株式会社福岡銀行入行 2018年12月 株式会社トライアル・シェアード サービス入社 財務経理本部財務部 副部長 2019年3月 株式会社トライアル開発 執行役員 副社長 2020年3月 当社グループ経営戦略部経営戦略室 副室長 2021年6月 当社常勤監査役就任(現任) 株式会社トライアルカンパニー監査 役就任(現任) 株式会社Retail AI監査役就任(現 任) 2025年11月 株式会社TRIALS(現 株式会社トラ イアルテクノロジー)監査役就任 (現任)	(注) 6.	-
監査役	橋本 道成	1978年4月2日生	2006年11月 最高裁判所司法研修所入所 2007年12月 弁護士登録 弁護士法人北浜法律事務所入所 2017年1月 如水法律事務所(現 弁護士法人如 水法律事務所)設立 代表(現任) 2020年6月 当社社外監査役就任(現任) 2020年11月 株式会社SENTAN Pharma社外取締役 2020年12月 ニッポンインシュア株式会社社外監 査役(現任) 2021年5月 株式会社キャム社外監査役(現任) 2021年8月 株式会社QPS研究所(現 株式会社 QPSホールディングス)社外取締役 (監査等委員、現任) 2026年6月 Delta-Fly Pharma株式会社社外監査 役就任(現任)	(注) 6.	-
監査役	薄鍋 大輔	1977年2月23日生	2008年12月 仰星監査法人入所 2012年9月 公認会計士登録 2015年6月 薄鍋公認会計士事務所設立(現任) 2015年11月 税理士登録 薄鍋大輔税理士事務所設立 2021年9月 当社社外監査役就任(現任) 2022年8月 木原税理士法人所属税理士 2024年8月 木原税理士法人社員税理士(現任)	(注) 6.	-
計					64,287,939

(注) 1. 取締役 立本博文は、社外取締役であります。

2. 取締役 張相秀は、社外取締役であります。

3. 監査役 橋本道成は、社外監査役であります。

4. 監査役 薄鍋大輔は、社外監査役であります。

5. 2025年9月26日開催の定時株主総会での選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで

6. 2024年1月4日開催の臨時株主総会での選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで

7. 代表取締役社長 永田洋幸の所有する株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社Heroic investmentが保有する株式と同氏及びその親族の資産管理会社である株式会社ティー・エイチ・シーが保有する株式数を含んでおります。

8. 当社では、迅速な意思決定と業務執行を可能とすることを目的に、執行役員制度を導入しております。執行役員は8名で、常務執行役員経営監査室長 田坂欣也、上席執行役員グループ経営財務部長 桐島一寿、執行役員広報部長 野田大輔、執行役員グループ人事部長 高橋宏侍、執行役員グループ経営戦略部長 上野雄太、執行役員グループ経営企画部長 小林大悟、執行役員ガバナンス部長 関杏太郎及び執行役員コーポレートカルチャー推進室長 緒方尚子で構成されております。

ロ) 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役立本博文氏は企業のオープン標準戦略やプラットフォーム戦略、経営学等の分野で長年研究を重ねており、専門性の高い知見と研究実績を有しております。これらにより、当社の経営に対する有益な助言・提言をいただけると判断し、社外取締役として選任しております。なお、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外取締役張相秀氏は、長年サムスン経済研究所にてサムスングループの人事制度の設計の責任者として活躍し、グローバルな人事組織に関する高い見識を有しており、当社の業務執行に対する有益な意見をいただけると判断し、社外取締役として選任しております。なお、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外監査役橋本道成氏は、弁護士として企業法務やコンプライアンスに精通していることから、法律的側面からの助言及び意見等を期待できると判断し、社外監査役として選任しております。なお、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外監査役薄鍋大輔氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、企業会計及び税務に関する知見を活かし有益な発言が期待できると判断し、社外監査役として選任しております。なお、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

< 社外役員の独立性判断基準 >

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、社外役員の独立性に関する基準を以下のとおり定めております。

社外役員及び社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断しております。

1. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者

「当社グループを主要な取引先とする者」とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社又はその子会社から受けた者をいう。

2. 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者

「当社グループの主要な取引先」とは、当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者をいう。

3. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

「多額の金銭その他の財産」とは、個人の場合は、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益をいう。法人、組合等の団体の場合は、過去3事業年度の平均で、その者の年間連結売上高の2%以上の支払いをいう。

4. 最近において上記「1」、「2」又は「3」に掲げる者に該当していた者

「最近」とは、1年以内をいう。

5. 就任の前10年以内のいずれかの時において、次の から までのいずれかに該当していた者

当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役

当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）

当社の兄弟会社の業務執行者

6. 次の から までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

上記「1」から「5」までに掲げる者

当社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）

（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）

当社の子会社の業務執行者

当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）

当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役

当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）

当社の兄弟会社の業務執行者

最近において前 ～ 又は上場会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

「重要でない者」とは、役員・部長クラス以外の者をいう。「近親者」とは、二親等内の親族をいう。

7. 当社グループの主要な借入先又はその業務執行者

「当社グループの主要な借入先」とは、当社グループに対して、当社の直近事業年度における連結総資産の2%を超える額の融資を行っている者をいう。

8. 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者をいう。）

「当社の主要株主」とは、当社の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。

9. 当社グループが主要株主である会社の業務執行者

「当社グループが主要株主である会社」とは、当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している会社をいう。

10. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者

11. 当社が多額の寄付を行っている先又はその業務執行者

「多額」とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額をいう。

八) 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、常勤監査役が会計監査人及び内部監査室と定期的に連携をとっており、社外取締役は、常勤監査役を含めた監査役と定期的に情報交換の場を持つことで、会計監査、内部監査及び監査役監査の活動状況及び監査結果の報告を受けて、必要に応じて意見を述べるなどの連携を図っております。

社外監査役は、監査役会へ出席し、会計監査人及び内部監査室と監査に関する打ち合わせ等を行い相互の連携を図っております。また、取締役会への出席並びに各取締役及び執行役員等との意見交換等の機会を通じて取締役の職務の執行状況を把握するとともに、監査役会において又は常勤監査役を通じて、決算・財務報告プロセスの適正確保の状況並びにリスク・コンプライアンス管理及び子会社統制等内部統制システムの整備・運用について報告を求めるなど、内部統制部門との連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役は取締役会に出席して、取締役の業務執行状況を監視しております。常勤監査役は、当初の監査方針及び監査計画に基づいて監査を行い、監査結果を代表取締役に通ずるとともに、非常勤の社外監査役2名にも説明を行い、意見交換を十分に行い、監査業務を遂行しております。非常勤監査役の2名はそれぞれ弁護士及び公認会計士等として豊富な実務経験と専門的知識を有しております。

当社は、2021年9月に設置した監査役会を原則として月1回開催し、必要に応じて随時開催することとしております。当事業年度において、当社は監査役会を合計13回開催しており、個々の監査役の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
上里 剛志	13回	13回
橋本 道成	13回	13回
薄鍋 大輔	13回	13回

監査役会においては、主に、監査役会で策定した監査方針及び監査計画に基づき、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会及び従業員からその職務の執行に関する説明を受け、重要な書類等を閲覧しております。また、監査役会では、決議事項の他に、常勤監査役が出席する子会社の取締役会等の会議体の内容、常勤監査役が行う取締役の業務執行状況の聴取及び重要な書類等の閲覧結果の報告等を行っており、当社グループの業務全般についても、常勤監査役を中心とした計画的且つ網羅的な監査を実施しております。

また、内部監査人及び会計監査人とお互いの適正な監査の遂行のために連携を図ることで、効果的に監査を実施しております。

内部監査の状況

当社の内部監査は、社長直轄の内部監査室を設置しており、連結子会社である㈱トライアルカンパニーの内部監査室及び㈱西友の内部監査部と合わせて15名（当連結会計年度末時点）が担当しております。内部監査に当たっては、年間計画に基づいて事業所と本社部門を対象に業務全般に亘って監査を行い、監査結果は書面により社長に報告され、併せて常勤監査役にも原則として月に1回情報共有をし、必要に応じて取締役会への報告も行っております。被監査部門に対しては監査結果に基づく改善指示を行い、改善状況を遅滞なく報告させて確認を行っております。また、常勤監査役と監査課題等について適宜情報共有を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

b. 継続監査期間

8年

c. 業務を執行した公認会計士

公認会計士 若山 聡満

公認会計士 水野 文絵

公認会計士 森本 健太郎

d. 監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士8名、その他28名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社が会計監査人を選定するにあたっては、会計監査人から、判断に必要な資料を入手しかつ説明を受け、会計監査人の監査計画、品質管理体制、適格性、独立性、信頼性及び報酬等を含めた職務執行状況を総合的に勘案の上、選解任や不再任の可否等について判断しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役は監査法人の評価を行っており、同監査法人について、会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生はなく、適正な監査の遂行が可能であると評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	40	-	59	-
連結子会社	61	-	165	-
計	101	-	225	-

上記以外に前連結会計年度の監査に係る追加報酬10百万円を当社より、会計監査人であるPwC Japan有限責任監査法人へ当連結会計年度中に支払っております。

b. 監査公認会計士等との同一ネットワークに対する報酬（a.を除く。）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	26	-	91
連結子会社	-	-	-	-
計	-	26	-	91

当社における非監査業務の内容は、PwC税理士法人による税務に係るアドバイザー業務であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等と協議の上、当社の事業規模・業務内容の特性から、監査日数・要員数等を総合的に勘案して決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

（４）【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役の報酬決定における審議プロセスの透明性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に任意の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。当社の役員報酬等の決定方針については、同委員会に事前に諮問し、その答申を最大限尊重して、取締役会で決定しております。当社の役員報酬等の決定方針は以下のとおりであります。

１．基本方針

当社取締役が、持続的な成長の実現に努め、株主の皆様と利益意識を共有して企業価値の向上を図ることができるよう、取締役の報酬等は中長期的な展望を持って挑戦を続けることを奨励するとともに、業績目標に対する意識を高め、企業価値向上への貢献を促すことができる内容とする。

取締役（社外取締役を除く。）の報酬等は、固定報酬である「基本報酬」（金銭報酬）、短期インセンティブとしての「業績連動報酬等」（金銭報酬）及び中長期インセンティブとしての「株式報酬」による構成とする。社外取締役及び監査役については、その職務に鑑み、原則「基本報酬」（金銭報酬）のみとする。

２．基本報酬

基本報酬は月次の固定報酬とし、事業規模、職責、従業員に対する処遇との整合性等を勘案した上で、他社水準も参考にして適切な水準となるように設定する。

3. 業績連動報酬等

業績連動報酬等は、短期業績と連動させることを基本に、企業価値向上に対する個人別の貢献度、事業環境の変化等を査定・評価した上で額を算定し、事業年度ごとの業績指標の達成意欲を高めることを目的として、基本報酬とは別に年1回支給する。

4. 株式報酬

株主の皆様との価値共有、中長期的な業績目標の達成・企業価値向上への貢献意欲を高めること等を目的として、取締役（社外取締役を除く。）の職責その他諸般の事情を勘案し支給する。

株式報酬は、業績条件型譲渡制限付株式報酬とする。支給する株式に一定の期間譲渡制限を設け、取締役（社外取締役を除く。）が、当社の取締役会が定める役務提供期間中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったこと、及び、当社取締役会が定める期間中の業績目標等（利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標、売上高の状況を示す指標その他当社の経営方針を踏まえた指標等）を達成したことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。なお、譲渡制限が解除されなかった株式は、当社が無償取得する。

5. 報酬構成の割合

取締役（社外取締役を除く。）の報酬構成の割合は、当社の事業特性やその時々経営課題、事業環境を踏まえて妥当性を判断する。

業績連動報酬等及び株式報酬は、その目的に鑑み、一律で支給・付与するものではない。

6. 報酬等の決定方法

取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会で承認を得た範囲内で、指名・報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会に諮り決定する。

監査役の報酬については、株主総会で承認を得た範囲内で、監査役の協議により決定する。

役員の報酬等に関する株主総会決議

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2016年6月17日であり、基本報酬については年額500百万円以内と決議しております。決議時点の取締役の員数は5名であります。また、2024年9月27日開催の定時株主総会において、業績条件型譲渡制限付株式に関する報酬額は、当該報酬枠の年額500百万円の枠内で、年額100百万円以内、業績条件型譲渡制限付株式報酬制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間40,000株（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものとする。）を上限とすることを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点で対象となる取締役（社外取締役を除く。）の員数は、4名であります。

監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2016年6月17日であり、年額30百万円以内と決議しております。決議時点の監査役の員数は1名であります。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会であり、個々の役員の職責や貢献、会社の業績等を勘案して決定しております。当事業年度におきましても、個々の役員の職責や貢献、会社の業績等を勘案して報酬を決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	102	78	13	9	3
監査役 (社外監査役を除く)	14	14	-	-	1
社外役員	29	29	-	-	4

(注) 株式報酬は、業績条件型譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、当該投資株式を専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する場合を純投資目的、それ以外の目的で当該投資株式を保有する場合を純投資目的以外の目的として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

当社は、当社グループの政策保有株式に関する方針を以下のとおり定めております。

1) 政策保有株式の縮減に関する方針・考え方

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、当該株式の保有が安定的な取引関係の構築や業務提携関係等の維持・強化につながり、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合に保有し、この目的に合致しない保有株式については縮減する方針としております。

2) 政策保有株式における保有の適否の検証

上記方針に則り、取締役会は毎年、すべての政策保有株式について個別銘柄ごとに、現在の取引状況や今後のビジネスの可能性、財政状態及び経営成績等を確認した上で、当該株式の保有の適否を検証します。

(株)トライアルカンパニーにおける株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)である(株)トライアルカンパニーについては以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」に記載のとおりであります。

ロ) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	5	1,184

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

ハ) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)		
(株)PALTAC	176,300	176,300	主に流通小売セグメントにおける生活用品等の仕入取引関係の維持・強化のため	有
	1,170	711		
アサヒグループホールディングス(株)	3,900	3,900	主に流通小売セグメントにおける酒類・飲料等の仕入取引関係の維持・強化のため	無
	6	7		
麒麟ホールディングス(株)	1,140	1,140	主に流通小売セグメントにおける酒類・飲料等の仕入取引関係の維持・強化のため	無
	3	2		
協和麒麟(株)	1,000	1,000	主に流通小売セグメントにおける医薬品等の仕入取引関係の維持・強化のため	無
	2	2		
サッポロホールディングス(株)	1,000	200	主に流通小売セグメントにおける酒類・飲料等の仕入取引関係の維持・強化のため 株式分割による増加 (注)2.	無
	2	1		

(注)1. 定量的な保有効果の算定は困難であります。保有の合理性については、個別銘柄ごとに、現在の取引状況や今後のビジネスの可能性、財政状態及び経営成績等を確認した上で、当該株式の保有の適否を検証しております。

2. サッポロホールディングス(株)は、2026年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。また、同社は、2026年7月1日付でサッポロビール(株)へ商号変更しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

c. 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

d. 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

提出会社における株式の保有状況

提出会社については、以下のとおりです。

a . 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

「 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」に記載のとおりであります。

ロ) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	4
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	715

ハ) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

b . 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

c . 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

d . 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

当社グループは、持続的な企業価値の向上を実現するための競争優位の源泉は「人材」と考えております。当社グループのパーパスである『世界の誰もが「豊かさ」を享受できる社会をつくる。』及びビジョンである「テクノロジーと、人の経験知で、世界のリアルコマースを変える。」の実現に向け、「挑戦と成果に報い、人と組織の成長を通じて社会を豊かにする」を人材戦略の基本方針として掲げております。

当社グループが目指す「リアル×テクノロジー」による流通小売業界の変革を実現するためには、店舗運営、商品、物流、テクノロジー等の各領域における専門性を有する人材に加え、これらの領域を横断して事業変革を推進する人材や、将来の経営を担う人材を継続的に確保・育成していくことが重要であると認識しております。

また、事業及び組織規模が拡大する中、多様な経験、専門性及び価値観を持つ人材が相互に力を発揮し、従業員一人ひとりが経営理念や事業の方向性を理解・共感しながら、自律的に挑戦し、その能力を十分に発揮できる組織を構築することが重要であると考えております。このため、誰もが「働きたい」と思える会社であること（Belonging）を人的資本経営の基盤に置き、公平な機会・配置・登用の仕組みの整備、働き方やポスト構造の見直し、管理職候補層の計画的な育成を通じた人材パイプラインの形成等を進めております。

こうした考え方のもと、事業戦略及び各事業領域のKPIと人材戦略の連動を図るため、事業部門と人事部門が連携しながら、「採用・配置」「育成」「評価」「報酬」を相互に連動させた人材マネジメントの構築を推進しており、以下の4つの柱を基本方針として各種施策を展開しております。

採用・配置（企業成長を支える人材の確保と適材適所の実現）

当社グループの持続的な成長に必要な人材を確保するため、従来の枠組みにとらわれない採用活動を推進し、各事業領域における専門性を有する人材や、事業変革を牽引する人材の獲得に取り組んでおります。

また、多様な人材がそれぞれの能力や経験を最大限発揮できるよう、適材適所の配置を推進しております。株式会社西友の知見やノウハウの融合によるシナジーの創出や、グループ内における機能・役割の最適化を進めることで、グループ全体の生産性向上と人材の活躍機会の拡大を図ってまいります。

育成（役割と期待を明確にした成長の道筋）

当社グループは、企業文化の継承を人材育成の基盤とし、従業員一人ひとりに求める役割や期待を明確にすることで、自律的に成長し、継続的に挑戦できる環境づくりを推進しております。

従業員それぞれの役割、専門性及びキャリアに応じた能力開発に加え、事業の高度化や新たな課題に対応する専門人材、事業変革を推進する人材、管理職候補層及び次世代経営人材を計画的に育成することで、当社グループの持続的な成長を支える人材パイプラインの構築に取り組んでおります。

また、人材の育成は当社グループ内にとどまるものではなく、流通小売業界のムダ・ムラ・ムリを削減し、業界全体の変革とともに進める「仲間」と共に成長していくことが重要であると考えております。福岡県宮若市に構築した流通DXの開発拠点等を活用し、メーカー、卸売事業者、他の小売事業者、広告代理店、IT企業等との共創を通じて、流通DXに関する知見や経験を有する人材の育成に取り組んでおります。

評価（挑戦と成果を適切に評価する仕組み）

当社の母体である株式会社トライアルカンパニーの社名には、「TRIAL」の「試み・試練」と、「COMPANY」の「仲間」という意味から、「挑戦し続ける仲間たち」という考え方が込められております。

当社グループは、「失敗は財産である」との価値観のもと、従業員一人ひとりの挑戦と成長を促す企業文化を大切にしております。この企業文化を支えるため、成果のみならず、その成果の創出に向けた挑戦や行動についても適切に評価し、成果を上げた人材が次の挑戦につなげられる評価制度の構築・運用に取り組んでおります。

報酬（挑戦と成果に対する還元）

当社グループは、流通小売業界のムダ・ムラ・ムリを削減し、生産性を向上させることで、従業員一人当たりの給与水準の向上と、売上高に対する人件費率の低減を両立する「給与は高く、人件費は低く」の実現を目指しております。

従業員の給与等については、各人の役割、職責、能力・専門性及び評価結果等を踏まえるとともに、当社グループの業績や外部労働市場の水準等を勘案して決定しております。

また、事業活動を通じて創出された成果を、その創出に貢献した従業員に適切に還元することで、従業員のさらなる挑戦と成長を促し、それが新たな事業成果につながる好循環の形成を目指しております。こうした評価と報酬の連動を通じて、人材への投資効果の最大化を図ってまいります。

以上の「採用・配置」「育成」「評価」「報酬」の4つの柱を相互に連動・循環させることで、人材の確保と成長、能力発揮、成果創出、成果の還元を一体的に推進してまいります。

また、多様な人材一人ひとりが継続的に成長し、自律的に挑戦しながらその能力を最大限発揮できる環境を構築することで、当社グループのパーパス及びビジョンの実現、持続的な企業価値の向上、ひいては社会全体の豊かさの向上につなげてまいります。

(2) 【従業員の状況】

連結会社の状況

2026年 6 月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
流通小売事業	8,488 (35,018)
リテールAI事業	519 (17)
その他事業	301 (195)
全社共通	126 (78)
合計	9,434 (35,308)

- (注) 1 . 従業員数は当社及び連結子会社から当社及び連結子会社外への出向者を除き、当社及び連結子会社外から当社及び連結子会社への出向者を含む就業人員数であります。従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間の平均雇用人員であります。なお、臨時従業員には、契約社員、嘱託及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
- 2 . 全社共通として記載されている従業員数は、特定の事業セグメントに区分できない部門に所属しているものであります。
- 3 . 流通小売事業の従業員数が前連結会計年度末と比べて大幅に増加した主な理由は、2025年 7 月 1 日付で株式会社西友を連結子会社化したためであります。

提出会社の状況

2026年 6 月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の 対前事業年度増減率 （％）
113(14)	40.9	2.5	11,379	11.0

- (注) 1 . 従業員数は当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人員数であります。従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間の平均雇用人員であります。なお、臨時従業員には、契約社員、嘱託及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
- 2 . 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3 . 提出会社の従業員は全て特定の事業セグメントに区分できない部門に所属しているため、合計人数のみ記載しております。

最大人員会社の状況

ア 当事業年度における従業員数が最も多い会社

株式会社トライアルカンパニー

2026年 6 月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の 対前事業年度増減率 （％）
4,686(328)	41.2	8.4	4,786	5.3

- (注) 1 . 従業員数は株式会社トライアルカンパニーから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から株式会社トライアルカンパニーへの出向者を含む就業人員数であります。従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間の平均雇用人員であります。なお、臨時従業員には、契約社員、嘱託及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
- 2 . 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

イ 上記アの次に従業員数が多い会社
株式会社西友

2026年 6 月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の 対前事業年度増減率 （％）
2,574(11,619)	46.7	18.6	5,787	15.1

- （注）１．従業員数は株式会社西友から当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から株式会社西友への出向者を含む就業人員数であります。従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間の平均雇用人員であります。なお、臨時従業員には、契約社員、嘱託及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
- ２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- ３．平均年間給与が減少となった要因は、主に業績連動賞与によるものであります。

労働組合の状況

当社グループには、主として西友労働組合（2026年 6 月30日現在、組合員数13,543名）があります。上部団体には、全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟及びSEIYUグループ労働組合連合会があります。なお、労使関係は安定しております。

使用人等のみに対して付与する新株予約権の内容

使用人等のみに対して付与する新株予約権の内容について「１ 株式等の状況 （２）新株予約権等の状況
ストックオプション制度の内容」に記載しております。

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

ア 提出会社

当事業年度				
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合（％） （注）１．	男性労働者の育児休業取得率 （％） （注）２．	労働者の男女の賃金の額の差異（％） （注）１．		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
22.8	0.0	52.2	61.4	71.9

- （注）１．「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
- ２．「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成 3 年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成 3 年労働省令第25号）第71条の 6 第 2 号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものであります。

イ 連結子会社

当事業年度					
名称	管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の額の差異(%) (注)1.		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
(株)トライアルカンパニー	6.9	16.7	47.8	64.1	79.2
(株)トライアルストアーズ	6.8	30.8	72.0	71.6	115.6
(株)西友	17.0	63.2	62.3	91.1	88.9
(株)こはく本舗	13.6	50.0	67.8	59.2	104.8
(株)MLS	10.0	63.6	52.5	72.4	113.8
(株)魚寅	2.9	33.3	44.7	71.4	95.1
(株)青森トライアル	0.0	-	59.6	71.4	93.3
(株)トライアルゴルフ&リゾート	16.7	-	63.8	79.8	79.2
(株)STリテール	7.7	-	45.0	63.6	93.4
(株)トライアルフードパーク	0.0	-	46.3	51.4	109.4
(株)Retail AI	20.0	-	73.5	72.4	539.0
(株)西友サービス	0.0	-	100.0	125.4	83.6

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものであります。

3. 連結子会社における各指標の数値について、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)又は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではない会社は、記載を省略しております。なお、(株)青森トライアルは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象であります。配偶者が出産した男性労働者が0名であるため、男性労働者の育児休業取得率を記載しておりません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年7月1日から2026年6月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年7月1日から2026年6月30日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、各種団体の主催するセミナー等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	72,325	68,901
売掛金	3,301	18,564
棚卸資産	¹ 56,612	¹ 86,512
その他	10,933	27,828
貸倒引当金	1	0
流動資産合計	143,172	201,806
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	141,984	329,477
減価償却累計額	52,668	189,169
建物及び構築物 (純額)	³ 89,316	³ 140,308
機械装置及び運搬具	17,116	29,298
減価償却累計額	10,030	17,874
機械装置及び運搬具 (純額)	7,086	11,423
土地	³ 23,046	³ 64,501
建設仮勘定	5,953	8,816
その他	43,834	73,660
減価償却累計額	32,688	57,819
その他 (純額)	11,146	15,841
有形固定資産合計	136,549	240,892
無形固定資産		
のれん	-	291,957
その他	2,762	11,135
無形固定資産合計	2,762	303,093
投資その他の資産		
投資有価証券	² 5,741	² 6,088
繰延税金資産	3,809	7,886
建設協力金	1,666	1,714
敷金及び保証金	5,829	36,384
退職給付に係る資産	-	8,859
その他	751	1,193
貸倒引当金	-	94
投資その他の資産合計	17,799	62,032
固定資産合計	157,110	606,017
資産合計	300,283	807,824

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	82,640	159,190
短期借入金	26,500	367,400 ⁵
1年内返済予定の長期借入金	3,027 ³	2,966 ³
未払金	11,291	16,857
未払法人税等	4,951	7,851
未払消費税等	-	5,180
契約負債	11,817	14,367
賞与引当金	816	2,215
ポイント引当金	822	967
資産除去債務	19	198
その他	9,178	22,496
流動負債合計	151,064	599,692
固定負債		
長期借入金	9,031 ³	24,064 ³
再評価に係る繰延税金負債	-	845
退職給付に係る負債	-	3,323
資産除去債務	9,274	34,151
その他	1,884	11,377
固定負債合計	20,190	73,762
負債合計	171,254	673,454
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,812	20,237
資本剰余金	23,612	24,042
利益剰余金	81,875	83,440
自己株式	105	100
株主資本合計	125,194	127,620
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	516	671
繰延ヘッジ損益	16	21
為替換算調整勘定	397	637
退職給付に係る調整累計額	-	1,952
その他の包括利益累計額合計	930	3,282
非支配株主持分	2,903	3,466
純資産合計	129,028	134,369
負債純資産合計	300,283	807,824

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
売上高	1 803,829	1 1,347,109
売上原価	2 638,987	2 1,026,818
売上総利益	164,842	320,290
その他の営業収入	2,761	17,090
営業総利益	167,603	337,381
販売費及び一般管理費	3, 4 146,497	3, 4 307,009
営業利益	21,106	30,371
営業外収益		
受取利息及び配当金	150	264
持分法による投資利益	460	244
助成金収入	113	291
投資有価証券売却益	72	399
固定資産受贈益	347	-
受取手数料	28	563
その他	345	593
営業外収益合計	1,518	2,357
営業外費用		
支払利息	70	4,270
為替差損	12	68
借入関連費用	-	6,745
固定資産除却損	38	282
賃貸借契約解約損	44	72
控除対象外消費税等	114	824
その他	142	279
営業外費用合計	423	12,543
経常利益	22,200	20,186
特別損失		
減損損失	5 2,371	5 1,919
特別損失合計	2,371	1,919
税金等調整前当期純利益	19,829	18,266
法人税、住民税及び事業税	8,564	12,022
法人税等調整額	924	2,120
法人税等合計	7,640	14,142
当期純利益	12,189	4,123
非支配株主に帰属する当期純利益	437	601
親会社株主に帰属する当期純利益	11,752	3,522

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
当期純利益	12,189	4,123
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	128	129
為替換算調整勘定	87	245
退職給付に係る調整額	-	1,952
持分法適用会社に対する持分相当額	93	24
その他の包括利益合計	309	2,351
包括利益	11,879	6,474
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	11,442	5,873
非支配株主に係る包括利益	437	601

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,777	23,242	71,952	529	114,443
当期変動額					
新株の発行	35	35			70
剰余金の配当			1,829		1,829
親会社株主に帰属する当期純利益			11,752		11,752
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		334		423	758
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	35	369	9,922	423	10,751
当期末残高	19,812	23,612	81,875	105	125,194

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調 整勘定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	711	10	517	-	1,240	2,503	118,187
当期変動額							
新株の発行							70
剰余金の配当							1,829
親会社株主に帰属する当期純利益							11,752
自己株式の取得							0
自己株式の処分							758
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	195	5	120	-	309	399	90
当期変動額合計	195	5	120	-	309	399	10,841
当期末残高	516	16	397	-	930	2,903	129,028

当連結会計年度（自2025年7月1日 至2026年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,812	23,612	81,875	105	125,194
当期変動額					
新株の発行	424	424			849
剰余金の配当			1,956		1,956
親会社株主に帰属する当期純利益			3,522		3,522
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		6		5	11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	424	430	1,565	5	2,425
当期末残高	20,237	24,042	83,440	100	127,620

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調 整勘定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	516	16	397	-	930	2,903	129,028
当期変動額							
新株の発行							849
剰余金の配当							1,956
親会社株主に帰属する当期純利益							3,522
自己株式の取得							0
自己株式の処分							11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	154	4	239	1,952	2,351	563	2,915
当期変動額合計	154	4	239	1,952	2,351	563	5,341
当期末残高	671	21	637	1,952	3,282	3,466	134,369

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	19,829	18,266
減価償却費	13,835	24,250
のれん償却額	-	15,331
減損損失	2,371	1,919
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	11
ポイント引当金の増減額(は減少)	98	145
賞与引当金の増減額(は減少)	90	18
受取利息及び受取配当金	150	264
支払利息	70	4,270
持分法による投資損益(は益)	460	244
固定資産受贈益	347	-
借入関連費用	-	6,745
売上債権の増減額(は増加)	2,151	3,218
棚卸資産の増減額(は増加)	10,324	10,898
仕入債務の増減額(は減少)	19,913	48,522
その他	1,491	467
小計	4,440	105,323
利息及び配当金の受取額	147	265
利息の支払額	73	3,872
法人税等の支払額	9,834	9,725
法人税等の還付額	872	63
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,446	92,055
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	33,960	44,953
有形固定資産の売却による収入	155	1,059
無形固定資産の取得による支出	1,545	2,125
投資有価証券の売却による収入	398	745
貸付けによる支出	230	100
貸付金の回収による収入	20	210
建設協力金の支払による支出	48	17
建設協力金の回収による収入	129	143
敷金及び保証金の差入による支出	796	1,274
敷金及び保証金の返還による収入	251	627
関係会社株式の取得による支出	116	200
事業譲受による支出	143	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	2 358,958
資産除去債務の履行による支出	5	172
その他	0	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	35,892	405,015

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	367,400
短期借入金の増減額(は減少)	26,500	26,500
長期借入れによる収入	-	18,000
長期借入金の返済による支出	4,087	41,122
借入関連費用の支払額	-	6,744
セール・アンド・リースバックによる収入	-	118
リース債務の返済による支出	3	7
配当金の支払額	1,829	1,956
非支配株主への配当金の支払額	37	37
ストックオプションの行使による収入	231	254
その他	3	12
財務活動によるキャッシュ・フロー	20,770	309,392
現金及び現金同等物に係る換算差額	53	143
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	19,621	3,424
現金及び現金同等物の期首残高	91,947	72,325
現金及び現金同等物の期末残高	1 72,325	1 68,901

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 38社

連結子会社の名称

(株)トライアルカンパニー

(株)トライアルストアーズ

(株)青森トライアル

(株)トライアルGO

(株)魚寅

(株)白鳥ロジスティックシステム

(株)西友

(株)西友プロキュアメント

(株)西友サービス

(株)STリテール

(株)トライアルスーパーセンター

(株)RIALT

(株)明治屋

(株)こはく本舗

(株)トライアルフードパーク

(株)MLS

(株)SU-PAY

(株)トライアルカーズ

(株)トライアル・インシュアランス・サービス

(株)トライアルテクノロジー

(株)TRYU

(株)Retail AI

拓鋭安(上海)科技有限公司

煙台創迹軟件有限公司

上海翔迹企業管理有限公司

(株)トライアルリアルエステート

(株)トライアル開発

(株)河村佐藤デザイン

(株)トライアルゴルフ&リゾート

(株)ティージェーアール阿蘇

(株)ティージェーアール大分

(株)トライアルツアーズ

(株)トライアルヒューマンベース

(株)熊本リゾート

(株)南阿蘇ゴルフリゾート

(株)トライアルベネフィット

(株)トライアルチャレンジド

(株)Fieldman

株式取得：

当連結会計年度において、(株)西友の全株式を取得したため、(株)西友及びその子会社である(株)西友プロキュアメント並びに(株)西友サービスを連結の範囲に含めております。なお、(株)西友は当社の特定子会社に該当いたします。

また、連結子会社である(株)トライアルゴルフ&リゾートは2026年6月1日付で(株)熊本リゾートの全株式を取得したため、(株)熊本リゾート及びその子会社である(株)南阿蘇ゴルフリゾートを連結の範囲に含めております。

新規設立会社及び組織再編：

当連結会計年度において、(株)STリテール、(株)トライアルツアーズ、(株)TRYU、(株)RIALT、(株)トライアルスーパーセンター及び(株)トライアルヒューマンベースを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

また、当社の連結子会社である(株)明治屋は(株)こはく本舗に商号を変更のうえ、単独株式移転により中間持株会社である(株)明治屋を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

さらに、当社の連結子会社である(株)西友、(株)トライアルカンパニー及び(株)STリテールは共同株式移転により中間持株会社である(株)TRIALSを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。なお、(株)TRIALSは2026年4月1日付で(株)トライアルテクノロジーに商号を変更しております。

加えて、(株)こはく本舗は2026年5月1日付で同社を存続会社、(株)Le Petit Nicoisを消滅会社とする吸収合併を実施しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 7社

持分法適用会社の名称

TRIAL.Korea Co.,Ltd.

F&G Retail Co.,Ltd.

(株)ムロオ

(株)サクラバ

(株)SalesPlus

(株)Retail-CIX

GALILEI Media(株)

当連結会計年度において、当社の連結子会社である(株)Retail AIは、(株)NTT AI-CIXとの合併会社である(株)Retail-CIXを新たに設立したため、持分法適用の範囲に含めております。また、(株)Retail AIは、フクシマガリレイ(株)との合併会社であるGALILEI Media(株)を新たに設立したため、持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用していない関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
拓鋭安（上海）科技有限公司	12月31日
煙台創迹軟件有限公司	12月31日
上海翔迹企業管理有限公司	12月31日
(株)熊本リゾート	5月31日
(株)南阿蘇ゴルフリゾート	5月31日

連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

□ 棚卸資産

商品

売価還元法による原価法、ただし物流センター在庫については総平均法による原価法、生鮮品については最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって算定）

一部の国内連結子会社においては、物流センター在庫については移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって算定）

原材料及び貯蔵品

主に最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主に定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、一部の国内連結子会社及び在外子会社は定額法を採用しております。

当社及び一部の国内連結子会社は取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却する方法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～50年
機械装置及び運搬具	2～17年
その他	2～20年

□ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっております。

ハ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

□ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ ポイント引当金

売上時以外に付与したポイントに関しては、顧客に付与されるポイントの使用による費用発生に備えるため、使用実績率等に基づき利用されると見込まれるポイントに対しポイント引当金を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

一部の国内連結子会社においては、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

□ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ 未認識数理計算上の差異の費用処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

イ 商品の販売に係る収益認識

当社グループの顧客との契約から生じる収益は、主に流通小売事業における商品の販売であります。商品の販売については、商品を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点において収益を認識しております。

ロ 自社ポイント制度に係る収益認識

当社グループは、トライアル電子マネーの会員に対して売上時に付与したポイントを履行義務として識別し、取引価格から将来顧客により行使されると見込まれる金額を控除しており、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外連結子会社の仮決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金利息

ハ ヘッジ方針

デリバティブ管理細則に基づき、金利変動リスクを一定範囲内でヘッジしております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

原則として、ヘッジ手段と元本、利息の受払条件、時期等の条件が同一の取引を締結することにより有効性は保証されております。なお、特例処理によっている金利スワップは、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な期間で均等償却しております。また、重要性の乏しいものについては、発生時に一括償却しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、当社を通算親会社としてグループ通算制度を適用しております。

ロ 法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

ハ 控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の期間費用としております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 株式会社西友に関するのれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	-	291,957

(注) 上記計上額には、株式会社熊本リゾートの取得に係るのれん732百万円が含まれております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は、株式会社西友の全株式を取得したことにより生じたのれんを計上しており、その効果の及ぶ期間にわたって定期的に償却しております。当該のれんについては、取得した事業に関連する資産グループにのれんを加えたより大きな単位で、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっているか、又は継続してマイナスとなる見込みである場合、経営環境の著しい悪化が認められる場合、資産の使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化が生じた場合、市場価格が著しく下落した場合、事業計画と実績との間に著しい乖離が生じている場合等の事象の有無に基づき減損の兆候を判定しております。当連結会計年度において減損の兆候の有無を検討した結果、減損の兆候は認められないことから、のれんに係る減損損失は計上しておりません。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損の兆候の判定において基礎となる事業計画には、販売施策やマーケティング投資、店舗運営の抜本的な見直し等の施策による客数の回復及びそれによる商品売上高の回復、売上高販管費率や設備投資額等の主要な仮定が含まれております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動等の影響を受ける可能性があり、当該仮定に変動が生じた場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、のれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	136,549	240,892
無形固定資産（のれんを除く）	2,762	11,135
減損損失	2,371	1,919

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位のグルーピングとして、各店舗又は事業部を基本単位とし、賃貸不動産及び遊休資産については、個々の物件単位ごとに減損の兆候の判定を行い、減損の兆候があると認められる場合には、減損損失の認識の要否を判断し、その結果、減損対象となった各資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損の兆候の判定は、経営環境の著しい悪化等により収益性の低下が認められる店舗等や営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる店舗等、市場価格が著しく下落した店舗等、用途変更又は閉店等をした店舗等を減損の兆候があるものと判定しております。

減損損失の認識の要否については、減損の兆候がある店舗等のうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合は減損損失の認識が必要と判断しております。

各資産の回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

店舗等の継続的使用によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを見積るにあたっての主要な仮定は、店舗毎又は事業部毎の販売戦略に基づく将来の商品売上高等であります。将来の商品売上高等については、過年度の実績をもとに、安定的な成長を見込み見積る方法に加え、中期事業計画に基づく販売施策、マーケティング投資等による客数の回復及びそれによる商品売上高の回復等を織り込んで見積っております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定については、過去の実績や現在における事業環境、中期事業計画等を反映した見積りによっておりますが、これらの見積りは将来の不確実な経済条件の変動等により影響を受ける可能性があり、回収可能価額を低下させる変化が生じた場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

3.繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位:百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	3,809	7,886

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループは、「税効果会計に係る会計基準」及び「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」等の基準に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、各社ごとに予測される将来課税所得の見積りに基づき回収可能性を判断し算出しております。将来課税所得の見積りについては、各社ごとの過去の実績をベースに個別の営業施策や顧客動向の変化等の影響を考慮し算定しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りは、当社グループの事業計画を基礎としており、事業計画には将来の新規出店の予測や店舗の改装、販売施策やマーケティング投資等による客数の回復及びそれによる商品売上高の回復等の主要な仮定が含まれております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などに伴い、課税所得の見積額が変動し、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日) 等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日)

(1) 概要

後発事象の定義、会計処理及び開示等の取扱いを定めるものであります。

後発事象の評価期間の末日は、原則として、財務諸表の公表の承認日とされました。

(2) 適用予定日

2028年6月期の期首より適用予定であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「投資有価証券売却益」、「受取手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた446百万円は、「投資有価証券売却益」72百万円、「受取手数料」28百万円、「その他」345百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「資産除去債務の履行による支出」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた5百万円は、「資産除去債務の履行による支出」5百万円、「その他」0百万円として組み替えております。

(追加情報)

(確定給付型退職給付制度の導入)

当連結会計年度において、株式会社西友及びその子会社2社を連結子会社化したことに伴い、同社が確定給付型の退職給付制度を採用していることから、当社グループとして新たに退職給付に係る会計処理を採用しております。なお、会計処理の方法は「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項 (4)退職給付に係る会計処理の方法」に記載のとおりであります。

(連結貸借対照表関係)

1 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
商品	56,332百万円	85,964百万円
原材料及び貯蔵品	279	547
計	56,612	86,512

2 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
投資有価証券(株式)	4,116百万円	4,585百万円
(うち共同支配に対する投資の金額)	-	169

3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
建物及び構築物	3,679百万円	3,309百万円
土地	4,128	4,164
計	7,808	7,474

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
1年内返済予定の長期借入金	2,750百万円	2,636百万円
長期借入金	5,660	4,038
計	8,410	6,674

4 当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行17行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
当座貸越極度額の総額	45,500百万円	34,500百万円
借入実行残高	26,500	-
差引額	19,000	34,500

5 財務制限条項

当社は、2025年6月26日開催の取締役会において、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約を株式会社三菱UFJ銀行との間で締結することを決議し、同日付で金銭消費貸借契約を締結し、2025年7月1日に借入を実行いたしました。当該契約には下記の財務制限条項が付されております。

- (1) 各決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前年度決算期の末日における純資産の部の合計額の75%以上に維持すること。
- (2) 決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、2期連続で営業損益の金額が0円未満となる状態を生じさせないこと。

なお、当該契約の契約金額及び借入残高は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2026年6月30日)
契約金額	367,400百万円
借入残高 短期借入金	367,400

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
	54百万円	411百万円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
給料及び手当	24,785百万円	38,432百万円
雑給	46,848	81,722
賞与引当金繰入額	603	2,215
ポイント引当金繰入額	822	967
退職給付費用	-	630
減価償却費	12,476	21,522
のれん償却額	-	15,331
賃借料	11,935	40,362

(表示方法の変更)

当連結会計年度において、販売費及び一般管理費のうち「賃借料」は、金額的重要性が増したため、主要な費目として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度においても主要な費目として表示しております。

4 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
	211百万円	202百万円

5 減損損失

前連結会計年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
店舗設備	北海道地区	建物及び構築物	438
	東北地区	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、その他	283
	関東地区	建物及び構築物、ソフトウェア、その他	682
旅館施設	九州地区	建物及び構築物	572
リテールAI	-	ソフトウェア	393

当社グループは、各店舗又は事業部を基本単位としてグルーピングしております。また、賃貸不動産及び遊休資産については、個々の物件をグルーピングの最小単位としております。

当連結会計年度において、経営環境の著しい悪化等により収益性の低下が認められる店舗等や営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる店舗等、市場価格が著しく下落した店舗等、用途変更又は閉店等をした店舗等について減損の兆候があるものとし、これらの店舗等のうち、減損の認識が必要と判断された店舗等について、各資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（建物及び構築物1,969百万円、機械装置及び運搬具2百万円、土地3百万円、ソフトウェア393百万円、その他1百万円）として特別損失に計上いたしました。当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のうちいずれか高い方により測定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローを3.7%で割り引いて算定しております。ただし、将来キャッシュ・フローがマイナスである資産グループについては、零として評価しております。また、正味売却価額は主要な物件については、不動産鑑定士による不動産鑑定評価、その他の物件については、固定資産税評価額等を基礎に算定しております。

当連結会計年度（自2025年7月1日 至2026年6月30日）

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
店舗設備	北海道地区	建物及び構築物、ソフトウェア	272
	東北地区	建物及び構築物、土地	36
	関東地区	建物及び構築物、ソフトウェア、その他	272
	中部地区	建物及び構築物、その他	607
	関西地区	建物及び構築物、ソフトウェア	201
	中国地区	建物及び構築物	19
	九州地区	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他	509

当社グループは、各店舗又は事業部を基本単位としてグルーピングしております。また、賃貸不動産及び遊休資産については、個々の物件をグルーピングの最小単位としております。

当連結会計年度において、経営環境の著しい悪化等により収益性の低下が認められる店舗等や営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる店舗等、市場価格が著しく下落した店舗等、用途変更又は閉店等をした店舗等について減損の兆候があるものとし、これらの店舗等のうち、減損の認識が必要と判断された店舗等について、各資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（建物及び構築物1,632百万円、機械装置及び運搬具15百万円、土地10百万円、ソフトウェア0百万円、その他260百万円）として特別損失に計上いたしました。当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のうちいずれか高い方により測定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローを3.2%で割り引いて算定しております。ただし、将来キャッシュ・フローがマイナスである資産グループについては、零として評価しております。また、正味売却価額は主要な物件については、不動産鑑定士による不動産鑑定評価、その他の物件については、固定資産税評価額等を基礎に算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	105百万円	588百万円
組替調整額	72	399
法人税等及び税効果調整前	178	188
法人税等及び税効果額	49	59
その他有価証券評価差額金	128	129
為替換算調整勘定：		
当期発生額	87	245
組替調整額	-	-
法人税等及び税効果調整前	87	245
法人税等及び税効果額	-	-
為替換算調整勘定	87	245
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	-	3,024
組替調整額	-	-
法人税等及び税効果調整前	-	3,024
法人税等及び税効果額	-	1,071
退職給付に係る調整額	-	1,952
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	49	25
組替調整額	143	0
持分法適用会社に対する持分相当額	93	24
その他の包括利益合計	309	2,351

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自2024年7月1日 至2025年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)1	122,318,300	55,000	-	122,373,300
合計	122,318,300	55,000	-	122,373,300
自己株式				
普通株式 (注)2, 3	370,900	1,297	297,028	75,169
合計	370,900	1,297	297,028	75,169

(注)1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加55,000株は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,297株は、譲渡制限付株式の無償取得1,277株と単元未満株式の買取り20株によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少297,028株は、譲渡制限付株式の交付174,628株とストック・オプションの権利行使122,400株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2024年9月27日 定時株主総会	普通株式	1,829	15.00	2024年6月30日	2024年9月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2025年9月26日 定時株主総会	普通株式	1,956	利益剰余金	16.00	2025年 6月30日	2025年 9月29日

当連結会計年度（自2025年7月1日 至2026年6月30日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式 （注）1	122,373,300	475,100	-	122,848,400
合計	122,373,300	475,100	-	122,848,400
自己株式				
普通株式 （注）2，3	75,169	4,749	4,000	75,918
合計	75,169	4,749	4,000	75,918

（注）1．普通株式の発行済株式の株式数の増加475,100株は、ストック・オプションの権利行使196,000株、譲渡制限付株式の交付279,100株によるものであります。

2．普通株式の自己株式の株式数の増加4,749株は、譲渡制限付株式の無償取得4,724株と単元未満株式の買取り25株によるものであります。

3．普通株式の自己株式の株式数の減少4,000株は、譲渡制限付株式の交付4,000株によるものであります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2025年9月26日 定時株主総会	普通株式	1,956	16.00	2025年6月30日	2025年9月29日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次の剰余金の配当に関する事項は、2026年9月25日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2026年9月25日 定時株主総会	普通株式	2,087	利益剰余金	17.00	2026年 6月30日	2026年 9月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
現金及び預金勘定	72,325百万円	68,901百万円
現金及び現金同等物	72,325	68,901

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自2024年7月1日 至2025年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2025年7月1日 至2026年6月30日)

株式の取得により新たに株式会社西友及びその子会社である株式会社西友プロキュアメント並びに株式会社西友サービスを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額及び取得のための支出(純額)との関係は以下のとおりであります。

流動資産	90,492百万円
固定資産	130,007
のれん	306,551
流動負債	49,447
固定負債	67,954
連結子会社株式の取得価額	409,650
連結子会社の現金及び現金同等物	50,739
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	358,911

株式の取得により新たに株式会社熊本リゾート及びその子会社である株式会社南阿蘇ゴルフリゾートを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額及び取得のための支出(純額)との関係は以下のとおりであります。

流動資産	39百万円
固定資産	592
のれん	736
流動負債	465
固定負債	832
連結子会社株式の取得価額	70
連結子会社の現金及び現金同等物	24
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	46

3 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
資産除去債務の計上額	750百万円	1,791百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として店舗設備及び車両運搬具等であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
1年内	2,604	17,948
1年超	10,991	38,453
合計	13,595	56,402

(金融商品関係)

１．金融商品の状況に関する事項

(１) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な安全性の高い金融商品に限定し、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。デリバティブ取引は、将来の金利の変動リスク回避を目的としております。

(２) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握に努め、リスク軽減を図っております。

建設協力金、敷金及び保証金については、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約に際し差し入れ先の信用状況を把握するとともに、定期的にモニタリングを行い、信用度を個別に管理しております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

有価証券は、譲渡性預金であり預入先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、運用方針に基づき、一定以上の格付を有する信用度の高い金融機関等に預入先を限定するとともに、取引の執行及び管理権限を明確に定め、適切な運用を行っております。なお、これらの取引は月内で完結させており、各月末に残高を残さない運用を行っております。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金及び設備投資、企業買収に係る資金の調達を目的としたものであります。長期借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、長期借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、金利スワップ取引は市場金利の変動によるリスクに晒されております。また、上記債務及びデリバティブ取引について、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクにも晒されております。そこで、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行い、デリバティブ取引の執行・管理につきましては、取引開始時に稟議書に基づき個別に取引の妥当性を審査するとともに、取引の実施及び残高を確認しております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次で資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。また、当座貸越契約等による資金調達方法の確保により、流動性リスクを低減しております。

(３) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 投資有価証券	1,439	1,439	-
(2) 建設協力金	1,666	1,471	194
(3) 敷金及び保証金	5,829	4,914	915
資産計	8,935	7,825	1,109
(1) 短期借入金	26,500	26,500	-
(2) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	12,058	11,730	328
負債計	38,558	38,230	328
デリバティブ取引	-	-	-

当連結会計年度（2026年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 投資有価証券	1,281	1,281	-
(2) 建設協力金	1,714	1,442	272
(3) 敷金及び保証金	36,384	31,457	4,926
資産計	39,380	34,181	5,198
(1) 短期借入金	367,400	367,400	-
(2) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	27,031	26,166	864
負債計	394,431	393,566	864
デリバティブ取引	-	-	-

（表示方法の変更）

「短期借入金」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より注記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度についても記載しております。

（注）１．「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

２．「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

３．市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(百万円)	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	4,302	4,806

4. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2025年6月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	72,325	-	-	-
売掛金	3,301	-	-	-
建設協力金	127	503	500	534
敷金及び保証金	320	792	1,194	2,295
合計	76,075	1,296	1,694	2,830

敷金及び保証金のうち1,227百万円については、現時点において償還予定日が確定していないため、償還予定額に含めておりません。

当連結会計年度（2026年6月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	68,901	-	-	-
売掛金	18,564	-	-	-
建設協力金	136	539	461	458
敷金及び保証金	4,169	12,560	5,005	8,253
合計	91,771	13,100	5,467	8,712

敷金及び保証金のうち6,395百万円、建設協力金のうち117百万円については、現時点において償還予定日が確定していないため、償還予定額に含めておりません。

5. 長期借入金、その他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2025年6月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	26,500	-	-	-	-	-
長期借入金	3,027	2,634	2,184	1,716	772	1,724
合計	29,527	2,634	2,184	1,716	772	1,724

当連結会計年度（2026年6月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	367,400	-	-	-	-	-
長期借入金	2,966	3,793	3,829	3,269	3,104	10,068
合計	370,366	3,793	3,829	3,269	3,104	10,068

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2025年6月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	1,439	-	-	1,439
資産計	1,439	-	-	1,439

当連結会計年度（2026年6月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	1,281	-	-	1,281
資産計	1,281	-	-	1,281

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2025年6月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
建設協力金	-	1,471	-	1,471
敷金及び保証金	-	4,914	-	4,914
資産計	-	6,386	-	6,386
短期借入金	-	26,500	-	26,500
長期借入金	-	11,730	-	11,730
負債計	-	38,230	-	38,230

当連結会計年度（2026年6月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
建設協力金	-	1,442	-	1,442
敷金及び保証金	-	31,457	-	31,457
資産計	-	32,899	-	32,899
短期借入金	-	367,400	-	367,400
長期借入金	-	26,166	-	26,166
負債計	-	393,566	-	393,566

（表示方法の変更）

「短期借入金」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より注記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度についても記載しております。

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式がこれに含まれます。

建設協力金

建設協力金の時価は、契約先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、契約先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

短期借入金

短期借入金の時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定し、レベル2の時価に分類しております。

また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

なお、1年以内に返済予定の長期借入金を含めた金額を記載しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2025年6月30日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,338	549	789
	小計	1,338	549	789
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	100	103	2
	小計	100	103	2
合計		1,439	652	786

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額185百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2026年6月30日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,184	203	981
	小計	1,184	203	981
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	97	103	6
	小計	97	103	6
合計		1,281	306	974

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額221百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自2024年7月1日 至2025年6月30日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	398	72	-
合計	398	72	-

当連結会計年度(自2025年7月1日 至2026年6月30日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	745	399	-
合計	745	399	-

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自2024年7月1日 至2025年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2025年7月1日 至2026年6月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(2025年6月30日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	3,000	275	(注)

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2026年6月30日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	1,000	175	(注)

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自2024年7月1日 至2025年6月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社グループの確定拠出制度への要拠出額は581百万円であります。

当連結会計年度(自2025年7月1日 至2026年6月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、主に確定拠出年金制度を採用しております。

一部の連結子会社においては確定給付制度及び確定拠出制度を採用しており、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度(積立型)及び退職一時金制度(非積立型)、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
退職給付債務の期首残高	- 百万円
勤務費用	254
利息費用	507
数理計算上の差異の発生額	1,001
退職給付の支払額	2,354
企業結合による増加	21,321
その他	0
退職給付債務の期末残高	18,726

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
年金資産の期首残高	- 百万円
期待運用収益	570
数理計算上の差異の発生額	2,022
事業主からの拠出額	95
退職給付の支払額	1,793
企業結合による増加	23,367
年金資産の期末残高	24,262

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	当連結会計年度 (2026年6月30日)
積立型制度の退職給付債務	15,402百万円
年金資産	24,262
	8,859
非積立型制度の退職給付債務	3,323
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,536
退職給付に係る負債	3,323
退職給付に係る資産	8,859
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,536

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
勤務費用	254百万円
利息費用	507
期待運用収益	570
確定給付制度に係る退職給付費用	191

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
数理計算上の差異	3,024百万円
合計	3,024

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2026年6月30日)
未認識数理計算上の差異	3,024百万円
合計	3,024

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2026年6月30日)
一般勘定	14%
債券	38
株式	30
オルタナティブ	18
その他	0
合計	100

(注)オルタナティブは、マルチアセット運用ファンドへの投資であります。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	当連結会計年度 (2026年6月30日)
割引率（注）	3.5%
長期期待運用収益率	2.5
予想昇給率	2023年8月31日を基準日として算定した年齢別昇給指数を使用しております。

(注)当連結会計年度の期首時点の計算において適用した割引率は2.5%でありましたが、期末時点において、割引率の算定の基礎となるイールドカーブを見直したことに伴い、割引率を3.5%に変更しております。

3. 確定拠出制度

当社グループの確定拠出制度への要拠出額は1,160百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

(ストック・オプション)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

該当事項はありません。

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2020年4月7日	2020年6月16日	2021年10月22日
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役1名	子会社取締役3名 子会社従業員46名	子会社取締役7名 子会社従業員55名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 20,000株	普通株式 276,200株	普通株式 401,800株
付与日	2020年5月15日	2020年6月17日	2021年11月30日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年4月8日～2029年6月19日	2022年6月18日～2029年6月19日	2023年10月23日～2031年10月21日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
決議年月日	2021年10月22日	2021年10月22日	2021年10月22日
付与対象者の区分及び人数	子会社従業員1名	社外協力者4名	当社従業員1名 子会社従業員20名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 10,000株	普通株式 50,000株	普通株式 61,400株
付与日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年10月23日～2031年10月21日	2023年10月23日～2031年10月21日	2026年10月23日～2031年10月21日

	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
決議年月日	2021年10月22日	2022年 5 月20日	2022年 5 月20日
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役 2 名	子会社従業員70名	子会社従業員10名
株式の種類別のストック・オプションの数（注1）	普通株式 7,600株	普通株式 142,000株	普通株式 14,000株
付与日	2021年11月30日	2022年 6 月30日	2022年 6 月30日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2026年10月23日～2031年10月21日	2024年 5 月21日～2032年 5 月20日	2024年 5 月21日～2032年 5 月20日

	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
決議年月日	2022年 6 月20日	2022年 6 月20日	2022年 6 月20日
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役 4 名 子会社従業員29名	子会社従業員 1 名	子会社従業員 3 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注1）	普通株式 385,200株	普通株式 1,600株	普通株式 5,200株
付与日	2022年 6 月30日	2022年 6 月30日	2022年 6 月30日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年 6 月21日～2032年 6 月20日	2024年 6 月21日～2032年 6 月20日	2024年 6 月21日～2032年 6 月20日

	第16回新株予約権（注２）	第17回新株予約権	第18回新株予約権
決議年月日	2022年６月20日	2022年６月20日	2022年６月20日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員３名 子会社取締役２名 子会社従業員119名	子会社取締役２名 子会社従業員２名	子会社従業員１名
株式の種類別のストック・オプションの数（注１）	普通株式 497,600株	普通株式 16,400株	普通株式 1,000株
付与日	2022年６月30日	2022年６月30日	2022年６月30日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2027年６月21日～2032年６月20日	2027年６月21日～2032年６月20日	2027年６月21日～2032年６月20日

	第19回新株予約権
決議年月日	2022年８月23日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者１名
株式の種類別のストック・オプションの数（注１）	普通株式 20,000株
付与日	2022年８月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年８月24日～2032年８月23日

- （注）１．株式数に換算して記載しております。なお、2023年１月31日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式を記載しております。
- ２．第16回新株予約権は、付与対象者124名（当社従業員３名、子会社取締役２名、子会社従業員119名）に対して普通株式497,600株を付与することを当社取締役会で決議しておりましたが、付与対象者１名の退職によって新株予約権総数引受契約書の締結に至らなかったことにより、付与対象者は123名（当社従業員３名、子会社取締役２名、子会社従業員118名）に対して普通株式491,600株を付与しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	20,000	230,400	317,600
権利確定	-	-	-
権利行使	-	49,600	102,400
失効	-	-	-
未行使残	20,000	180,800	215,200

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	10,000	40,000	57,800
権利確定	-	-	-
権利行使	7,400	-	-
失効	-	-	-
未行使残	2,600	40,000	57,800

	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	7,600	118,600	13,800
権利確定	-	-	-
権利行使	-	11,600	1,200
失効	-	2,000	-
未行使残	7,600	105,000	12,600

	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	329,800	1,600	3,200
権利確定	-	-	-
権利行使	23,800	-	-
失効	2,000	-	3,200
未行使残	304,000	1,600	-

	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	489,600	16,400	1,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	489,600	16,400	1,000

	第19回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	20,000
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	20,000

(注) 2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式を記載しております。

単価情報

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,150	1,150	1,350
行使時平均株価 (円)	-	2,988	3,688
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,350	1,350	1,350
行使時平均株価 (円)	3,985	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,350	1,350	1,350
行使時平均株価 (円)	-	3,385	2,406
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,350	1,350	1,350
行使時平均株価 (円)	3,706	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,350	1,350	1,350
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第19回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,699
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(注) 1. 2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式を記載しております。

2. 2024年3月の当社の新規上場に伴う募集株式の発行における払込金額が、第19回新株予約権の権利行使価格を下回ったため、所定の調整条項に基づき権利行使価格の調整を2025年1月30日付で行っております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
ストック・オプションの付与日時点において、当社株式は未公開株式であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。なお、本源的価値を算出する基礎となった自社の株式の評価方法はDCF方式等により算出しております。
5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法
基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。
6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- | | |
|---|----------|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 2,453百万円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | 430百万円 |

(譲渡制限付株式報酬)

1. 譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
販売費及び一般管理費	81百万円	280百万円

2. 譲渡制限付株式報酬の内容

(1) 業績条件型譲渡制限付株式報酬の内容

	2024年10月30日付与 業績条件型譲渡制限付株式
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役 3名 (社外取締役を除く。)
株式の種類別 の付与された 株式数	普通株式 7,500株
付与日	2024年10月30日
譲渡制限期間	2024年10月30日(払込期日)から2027年に開催される当社の定時株主総会開催日まで。
解除条件	対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあることを条件として、2024年の当社の定時株主総会開催日の前日から直近3ヵ月間の東京証券取引所の売買立会における日々の終値の平均値を用いて算出した当社の株式時価総額と、2027年の当社の定時株主総会開催日の前日から直近3ヵ月間の東京証券取引所の売買立会における日々の終値の平均値を用いて算出した当社の株式時価総額を比較して算出する成長率を、同期間の東証平均株価指数(TOPIX)(配当込み)の成長率と比べた倍率に応じて、所定の解除率に本割当株式の数を乗じた数の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位を喪失した場合(喪失と同時に取締役に再度就任する場合を除く。)、譲渡制限期間満了時点をもって、払込期日を含む月から当該喪失の日を含む月までの月数を36で除した数に、所定の解除率及び本割当株式の数を乗じた数の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。
付与日における公正な評価単価	3,420円

	2025年11月21日付与 業績条件型譲渡制限付株式
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役 2名 (社外取締役を除く。)
株式の種類別 の付与された 株式数	普通株式 7,800株
付与日	2025年11月21日
譲渡制限期間	2025年11月21日(払込期日) から2028年に開催される当社の定時株主総会開催日まで。
解除条件	対象取締役が、 譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあることを条件として、 2025年の当社の定時株主総会開催日の前日から直近3ヵ月間の東京証券取引所の売買立会における日々の終値の平均値を用いて算出した当社の株式時価総額と、2028年の当社の定時株主総会開催日の前日から直近3ヵ月間の東京証券取引所の売買立会における日々の終値の平均値を用いて算出した当社の株式時価総額を比較して算出する成長率を、同期間の東証平均株価指数(TOPIX)(配当込み) の成長率と比べた倍率に応じ、所定の解除率に本割当株式の数を乗じた数の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位を喪失した場合(喪失と同時に取締役に再度就任する場合を除く。)、譲渡制限期間満了時点をもって、 払込期日を含む月から当該喪失の日を含む月までの月数を36で除した数に、 所定の解除率及び 本割当株式の数を乗じた数の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。
付与日における公正な評価 単価	2,130円

(2) 譲渡制限付株式報酬の内容

	2024年10月30日付与 譲渡制限付株式	2025年1月30日付与 譲渡制限付株式
付与対象者の 区分及び人数	子会社取締役 7名 (社外取締役を除く。)	当社及び当社子会社従業員 160名
株式の種類別 の付与された 株式数	普通株式 8,696株	普通株式 158,432株
付与日	2024年10月30日	2025年1月30日
譲渡制限期間	2024年10月30日(払込期日) から2027年10月30日まで。	() 2025年1月30日(払込期日) から2028年1月30日まで。 () 2025年1月30日(払込期日) から2030年1月30日まで。 () 2025年1月30日(払込期日) から2032年1月30日まで。 () 2025年1月30日(払込期日) から2035年1月30日まで。
解除条件	譲渡制限期間中、継続して、当社グループの経営コースに所属していたことを条件として、各譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限を解除する。ただし、対象役職員が、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社グループの経営コースの地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、各譲渡制限期間の開始日から当該地位喪失までの期間を踏まえた合理的な数につき、それぞれ譲渡制限を解除する。	
付与日における公正な評価 単価	3,420円	3,420円

	2025年9月29日付与 譲渡制限付株式	2025年11月21日付与 譲渡制限付株式
付与対象者の 区分及び人数	子会社取締役 2名 (社外取締役を除く。)	子会社取締役 17名 (社外取締役を除く。)
株式の種類別 の付与された 株式数	普通株式 4,000株	普通株式 44,600株
付与日	2025年9月29日	2025年11月21日
譲渡制限期間	2025年9月29日(払込期日)から2028年9月29日まで。	()2025年11月21日(払込期日)から2026年10月21日まで。 ()2025年11月21日(払込期日)から2028年10月21日まで。
解除条件	譲渡制限期間中、継続して、当社グループの経営コースに所属していたこと等を条件として、各譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限を解除する。ただし、対象役職員が、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社グループの経営コースの地位を喪失した場合等、当該喪失の直後の時点をもって、各譲渡制限期間の開始日から当該地位喪失等までの期間を踏まえた合理的な数につき、それぞれ譲渡制限を解除する。	
付与日における公正な評価 単価	2,865円	2,130円

	2026年2月27日付与 譲渡制限付株式
付与対象者の 区分及び人数	当社及び当社子会社従業員 284名
株式の種類別 の付与された 株式数	普通株式 226,700株
付与日	2026年2月27日
譲渡制限期間	()2026年2月27日(払込期日)から2027年1月27日まで。 ()2026年2月27日(払込期日)から2028年1月27日まで。 ()2026年2月27日(払込期日)から2029年1月27日まで。 ()2026年2月27日(払込期日)から2031年1月27日まで。
解除条件	譲渡制限期間中、継続して、当社グループの経営コースに所属していたこと等を条件として、各譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限を解除する。ただし、対象役職員が、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社グループの経営コースの地位を喪失した場合等、当該喪失の直後の時点をもって、各譲渡制限期間の開始日から当該地位喪失等までの期間を踏まえた合理的な数につき、それぞれ譲渡制限を解除する。
付与日における公正な評価 単価	2,130円

3. 譲渡制限付株式報酬の数

	2024年10月30日付与 業績条件型譲渡制限付株式	2024年10月30日付与 譲渡制限付株式	2025年1月30日付与 譲渡制限付株式
前連結会計年度末(株)	7,500	8,696	157,155
付与(株)	-	-	-
無償取得(株)	-	1,370	1,954
譲渡制限解除(株)	-	-	-
譲渡制限残(株)	7,500	7,326	155,201

	2025年9月29日付与 譲渡制限付株式	2025年11月21日付与 業績条件型譲渡制限付株式	2025年11月21日付与 譲渡制限付株式
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	4,000	7,800	44,600
無償取得(株)	-	-	-
譲渡制限解除(株)	-	-	-
譲渡制限残(株)	4,000	7,800	44,600

	2026年2月27日付与 譲渡制限付株式
前連結会計年度末(株)	-
付与(株)	226,700
無償取得(株)	1,400
譲渡制限解除(株)	-
譲渡制限残(株)	225,300

4. 付与日における公正な評価単価の見積方法

恣意性を排除した価額とするため、譲渡制限付株式の付与に係る取締役会決議の前営業日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値としております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
繰延税金資産		
繰越欠損金(注)	1,202百万円	2,022百万円
未払事業税等	449	1,192
減損損失	1,568	12,099
減価償却超過額	1,800	1,982
資産除去債務	2,921	11,643
ポイント引当金	250	303
契約負債	660	745
賞与引当金	118	896
棚卸資産	221	215
未実現利益	300	305
グループ通算加入に伴う資産の評価益	336	1,543
退職給付に係る負債	-	1,100
未払賞与	-	1,967
株式取得関連費用	-	824
ソフトウェア	-	892
その他	571	1,936
繰延税金資産小計	10,402	39,671
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	1,170	1,833
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	3,474	19,939
評価性引当額小計	4,644	21,772
繰延税金資産合計	5,757	17,898
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	1,713	2,620
その他有価証券評価差額金	246	307
海外子会社の留保利益	63	100
退職給付に係る資産	-	2,933
全面時価評価法による評価差額	-	2,599
グループ通算加入に伴う資産の評価損	47	1,501
その他	12	127
繰延税金負債合計	2,082	10,190
繰延税金資産の純額	3,674	7,707
再評価に係る繰延税金負債		
再評価に係る繰延税金負債	-	845
再評価に係る繰延税金負債の純額	-	845

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「繰延税金負債」の「その他」に含まれていた「グループ通算加入に伴う資産の評価損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の主な原因別の内訳の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の主な原因別の内訳において、「繰延税金負債」の「その他」に表示していた59百万円は、「グループ通算加入に伴う資産の評価損」47百万円、「その他」12百万円として組み替えております。

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2025年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金	8	15	-	170	291	717	1,202
評価性引当額	8	15	-	170	291	685	1,170
繰延税金資産	-	-	-	-	-	32	32

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2026年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金	12	-	166	285	48	1,509	2,022
評価性引当額	12	-	166	285	48	1,320	1,833
繰延税金資産	-	-	-	-	-	188	188

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0	0.0
住民税均等割	0.9	2.8
評価性引当額の増減	2.2	13.6
税額控除	4.4	6.3
連結子会社の適用税率差異	3.8	10.2
持分法による投資利益	0.7	0.4
留保金課税等	5.6	2.2
のれん償却	-	25.6
その他	0.7	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.5	77.4

3. 法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従っております。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

(株式会社西友の株式取得)

当社は2025年3月5日開催の取締役会において、株式会社西友（以下「西友」といいます。）の全株式を取得し、完全子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2025年7月1日付で実行いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の概要

(1) 名称	株式会社西友
(2) 所在地	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
(3) 代表者の役職・氏名(注)	代表取締役社長 大久保 恒夫
(4) 事業内容	食料品、衣料品、住居用品などの小売チェーンの運営
(5) 資本金	100百万円
(6) 設立年月日	1946年12月14日
(7) 当該会社の連結子会社の名称	株式会社西友プロキュアメント 株式会社西友サービス(特例子会社)

(注) 2025年7月2日開催の西友の取締役会において、代表取締役の異動を決議いたしました。これにより、榎木野仁司氏が代表取締役社長に就任いたしました。

(2) 企業結合を行った主な理由

西友は、関東エリアを中心に駅に近接した好立地の店舗を多く保有しており、強固な事業基盤を有しています。また、PBを中心とした商品力、自社保有の製造拠点、メーカーをはじめとしたお取引先との強固な関係を保持しています。

今回の西友の完全子会社化により、当社グループの基盤である九州に加えて人口集積地である関東エリア、中部エリア及び関西エリアでの事業基盤確立を迅速且つ効率的に実現することが可能となり、連結売上高1兆円超の小売グループが誕生します。なお、西友と当社グループの店舗は地域的に重複が少なく、商圈のカニバリゼーションによる退店等といったディスシナジーについては認識していません。また、「みなさまのお墨付き」、「食の幸」をはじめとした西友のオリジナル商品及びプロセスセンターやセントラルキッチン等の製造拠点を獲得することで、当社グループ全体の「食」の強化と生産・物流の最適化にも貢献が期待できます。また、西友が展開するEC事業も当社のEC事業が更なる飛躍をする上でのシナジーを期待しています。

リテールAI事業では、メーカーとのデータ連携による流通業界の「ムダ・ムラ・ムリ」の解消や、当社グループが自社開発するタブレット決済機能付きのレジカート「Skip Cart」の導入によるお買い物体験の向上、リテールメディアの収益化を重点施策としています。西友と当社グループの顧客データの一体化、Skip Cartやインスタサイネージ等の各種デバイスの導入台数増加によって、業界横断の「ムダ・ムラ・ムリ」の解消がより促進され、西友と当社グループのみならず、メーカーや卸、物流企業を含めたサプライチェーン全体の効率化・収益性の改善が実現可能と考えております。

西友が当社グループの中核会社の1社として加わることで、当社グループの企業価値をさらに向上することに加えて、「リテールDX」を通じ、流通業界全体の変革に向けた取り組みを推進してまいります。

(3) 企業結合日

2025年7月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合後の企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として当該株式を取得することによります。

2. 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年7月1日から2026年6月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	409,650百万円
取得原価		409,650百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	2,623百万円
-----------	----------

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんのご金額 306,551百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	90,492百万円
固定資産	130,007百万円
資産合計	220,499百万円
流動負債	49,447百万円
固定負債	67,954百万円
負債合計	117,401百万円

7. 支払資金の調達及び支払方法

本株式取得の資金については、銀行借入及び自己資金により充当しております。

(株式会社熊本リゾートの株式取得)

当社の連結子会社である株式会社トライアルゴルフ＆リゾートは、2026年4月16日付で株式会社熊本リゾートの全株式を取得する株式譲渡契約を締結し、2026年6月1日付で実行いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の概要

(1) 名称	株式会社熊本リゾート
(2) 所在地	熊本市中央区水前寺公園7番43号
(3) 代表者の役職・氏名(注)	代表取締役社長 奥羽 徹也
(4) 事業内容	ゴルフ場の経営、旅館の経営等
(5) 設立年月日	2024年6月5日
(6) 当該会社の連結子会社の名称	株式会社南阿蘇ゴルフリゾート

(注) 2026年6月1日付の臨時株主総会の決議により、代表取締役の異動を決定いたしました。これにより、牧草光一氏が代表取締役社長に就任いたしました。

(2) 企業結合を行った主な理由

旅館、ゴルフ場の保有・運営を行うリゾート事業規模拡大のため、今回の「南阿蘇カントリークラブ」取得により、「南阿蘇カントリークラブ」のこれまでの歴史と、当社のリゾート運営ノウハウを融合させることで、阿蘇エリアにおける事業基盤のさらなる強化を図ります。

(3) 企業結合日

2026年6月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合後の企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として当該株式を取得することによります。

2. 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
2026年6月1日から2026年6月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	70百万円
取得原価		70百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	4百万円
-----------	------

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん 736百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

15年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	39百万円
固定資産	592百万円
資産合計	631百万円
流動負債	465百万円
固定負債	832百万円
負債合計	1,297百万円

7. 支払資金の調達及び支払方法

本株式取得の資金については、自己資金により充当しております。

(共通支配下の取引等)

(連結子会社である株式会社トライアルカンパニーとの吸収分割)

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 : 当社の連結子会社である株式会社トライアルカンパニーの研修所、社員寮等の全社的な資産の管理事業

事業の内容 : 研修所、社員寮等の全社的な資産の管理事業

(2) 企業結合日

2025年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社連結子会社である株式会社トライアルカンパニーを分割会社として、当社を分割承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

結合後の企業の名称に変更はありません。

(5) その他の取引の概要に関する事項

当社グループの経営資源を統合して事業運営の効率化を図り、当社グループの企業価値の向上を目指します。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行っております。

(連結子会社である株式会社TRIALSとの吸収分割)

当社は、当社の連結子会社である株式会社TRIALSが営む株式会社トライアルカンパニーの管理事業を吸収分割の方法により承継する吸収分割契約を2026年2月24日付で締結し、2026年4月1日付で吸収分割(以下「本件分割」といいます。)を実施いたしました。

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 : 株式会社TRIALSが営む株式会社トライアルカンパニーの管理事業

事業の内容 : 株式会社トライアルカンパニーの管理事業

(2) 企業結合日

2026年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社TRIALSを吸収分割会社として、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

結合後の企業の名称に変更はありません。

(5) その他の取引の概要に関する事項

吸収分割会社は、2026年2月24日付で吸収分割会社の完全子会社である株式会社トライアルカンパニーとの間で吸収分割契約を締結しており、2026年4月1日を効力発生日として、本件分割の効力発生に先立ち、吸収分割会社の株式会社西友及び株式会社STリテールの管理事業に関して有する権利義務を株式会社トライアルカンパニーへ承継させております。

当社グループの経営資源を統合して事業運営の効率化を図り、当社グループの企業価値の向上を目指します。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行っております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

- 1．当該資産除去債務の概要
- 店舗用の土地・建物の事業用定期借地権及び定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
- 2．当該資産除去債務の金額の算定方法
- 使用見込期間を取得から3年～50年と見積り、割引率は0.0%～4.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- 3．当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
期首残高	8,469百万円	9,293百万円
企業結合による増加額	-	23,597
有形固定資産の取得に伴う増加額	750	739
見積りの変更による増減額(は減少)	-	1,051
時の経過による調整額	77	147
資産除去債務の履行による減少額	4	480
期末残高	9,293	34,350

- 4．当該資産除去債務の金額の見積りの変更
- 当連結会計年度において、当社グループの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。
- この見積りの変更による増加額1,051百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。
- なお、当該見積りの変更が当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(公共施設等運営事業関係)

1. 公共施設等運営権の概要

連結子会社であります㈱トライアルカンパニー及び㈱こはく本舗が運営権者となり、実施する公共施設等運営事業は以下のとおりであります。

対象となる公共施設等の内容	宮若市内の農産物及び農産加工品等の展示紹介、生産、販売、観光情報の発信を目的とした、宮若市農業観光振興センターの運営。 宮若市内の農産物等の利活用によるサービスの提供及び地産地消の推進、新たな特産品の開発支援を目的とした、産地産直レストランの運営。
実施契約に定められた運営権対価の支出	運営期間にわたり分割して毎年支払
運営権設定期間	2022年3月9日から2051年3月31日までの29年間
残存する運営権設定期間	2026年7月1日から2051年3月31日まで

2. 公共施設等運営権の減価償却の方法

公共施設等運営権については、運営権設定期間（29年）に基づく定額法により償却しております。

3. 更新投資に係る事項

(1) 主な更新投資の内容及び当該更新投資を予定している時期

以下の内容について、2026年7月1日から運営権設定期間まで、順次更新の見込みであります。

- ・農業観光振興センターの運営に必要な施設及び施設運営に必要となる設備等の更新工事
- ・産地産直レストランの運営に必要な施設及び施設運営に必要となる設備等の更新工事

(2) 更新投資に係る資産の計上方法

更新投資を実施した時に、当該更新のうち資本的支出に該当する部分に関する支出額を資産として計上します。

(3) 更新投資に係る資産の減価償却の方法

公共施設等運営権更新投資については、更新投資の経済的耐用年数（当該更新投資の物理的耐用年数が公共施設等運営権の残存する運営権設定期間を上回る場合は、当該残存する運営権設定期間）に基づく定額法により償却します。

(4) 翌連結会計年度以降に実施すると見込まれる更新投資のうち資本的支出に該当する部分の内容及びその金額

翌連結会計年度以降、運営権設定期間においては、順次、必要となる更新投資を行う予定です。

具体的な内容については以下のとおりであります。

- ・農業観光振興センター及び産地産直レストランの施設の運営等に必要となる機能維持を目的とした投資等

なお、翌連結会計年度においては、更新投資のうち資本的支出に該当する部分については、未定であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自2024年7月1日 至2025年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計
	流通小売	リテールAI	計		
グロサリー	225,293	-	225,293	-	225,293
デイリー	147,330	-	147,330	-	147,330
フレッシュ	227,713	-	227,713	-	227,713
生活	92,082	-	92,082	-	92,082
ハード	68,733	-	68,733	-	68,733
アパレル	22,257	-	22,257	-	22,257
情報サービス	-	445	445	-	445
その他	16,362	540	16,903	3,070	19,973
計	799,773	985	800,759	3,070	803,829
その他の営業収益(注) 2	1,062	-	1,062	-	1,062
顧客との契約から生じる収益	800,836	985	801,822	3,070	804,892
その他の収益(注) 3	539	-	539	1,158	1,698
外部顧客への営業収益	801,376	985	802,362	4,228	806,590

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産・リゾート事業を含んでおります。

2. 「その他の営業収益」は、店舗運営における管理手数料収入であります。

3. 「その他の収益」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく収益であります。

当連結会計年度(自2025年7月1日 至2026年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計
	流通小売	リテールAI	計		
グロサリー	375,558	-	375,558	-	375,558
デイリー	269,962	-	269,962	-	269,962
フレッシュ	425,254	-	425,254	-	425,254
生活	129,297	-	129,297	-	129,297
ハード	83,314	-	83,314	-	83,314
アパレル	30,168	-	30,168	-	30,168
情報サービス	-	486	486	-	486
その他	28,924	432	29,356	3,710	33,066
計	1,342,480	918	1,343,398	3,710	1,347,109
その他の営業収益(注) 2	1,223	-	1,223	-	1,223
顧客との契約から生じる収益	1,343,704	918	1,344,622	3,710	1,348,333
その他の収益(注) 3	14,227	-	14,227	1,639	15,866
外部顧客への営業収益	1,357,931	918	1,358,850	5,349	1,364,199

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産・リゾート事業を含んでおります。

2. 「その他の営業収益」は、店舗運営における管理手数料収入であります。

3. 「その他の収益」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく収益であります。

4. 当連結会計年度において一部商品にフレッシュからデイリーへ区分変更があったため、前連結会計年度の数値については当連結会計年度の区分に組み替えて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,170	3,301
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,301	18,564
契約負債（期首残高）	9,644	11,817
契約負債（期末残高）	11,817	14,367

契約負債は商品等の販売時に顧客に付与したポイント及び当社グループの電子マネーに事前入金された前受金等であり、期末時点において履行義務が充足していない残高であります。契約負債は収益の認識に伴い取崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、サービスの提供形態別のセグメントから構成されており、「流通小売事業」、「リテールAI事業」の2つを報告セグメントとしております。

「流通小売事業」は、主に『あなたの「生活必需品」。』をコンセプトとするトライアル店舗及び『「西友が身近にあるしあわせ」をめざして』を使命に掲げる西友店舗を展開しております。

「リテールAI事業」は、主に店舗のスマートストア化に向けた研究開発、スマートストアに係る製品販売及び業務受託を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益とその他事業セグメントの利益の合計は、営業利益の数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は、主に市場価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結損益計 算書計上額 (注) 3
	流通小売	リテール AI	計				
売上高							
外部顧客への売上高	799,773	985	800,759	2,734	803,493	335	803,829
セグメント間の内部売上高又は振替高	52	4,213	4,266	4,544	8,811	8,811	-
計	799,825	5,199	805,025	7,279	812,304	8,475	803,829
セグメント利益又は損失()	23,726	55	23,782	643	24,426	3,320	21,106
セグメント資産	231,367	2,603	233,970	7,071	241,042	59,241	300,283
その他の項目							
減価償却費	13,652	111	13,763	236	13,999	164	13,835
のれん償却額	-	-	-	-	-	-	-
持分法適用会社への投資額	3,973	142	4,116	-	4,116	-	4,116
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	36,856	510	37,367	944	38,312	1,163	39,475

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産・リゾート事業を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1) 外部顧客への売上高の調整額335百万円は、事業セグメントに配分していない売上高であります。

(2) セグメント間の内部売上高又は振替高の調整額 8,811百万円は、セグメント間取引消去 8,811百万円であります。

(3) セグメント利益又は損失()の調整額 3,320百万円は、未実現利益の消去等 151百万円、全社費用の純額 3,168百万円であります。

(4) セグメント資産の調整額59,241百万円は、セグメント間、その他及び振替高の消去 2,514百万円、各報告セグメント、その他に配分していない全社資産61,756百万円が含まれております。全社資産は、主に余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資産(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。

(5) 減価償却費の調整額 164百万円は、セグメント間の消去等 329百万円、全社費用165百万円であります。

(6) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,163百万円は、セグメント間の消去等 542百万円、全社資産1,705百万円であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自2025年7月1日 至2026年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結損益計 算書計上額 (注) 3
	流通小売	リテール AI	計				
売上高							
外部顧客への売上高	1,342,480	918	1,343,398	2,949	1,346,348	761	1,347,109
セグメント間の内部売上高又は振替高	49	5,213	5,263	6,468	11,731	11,731	-
計	1,342,530	6,132	1,348,662	9,417	1,358,079	10,970	1,347,109
セグメント利益又は損失（ ）	34,875	657	35,532	915	36,447	6,075	30,371
セグメント資産	760,842	3,633	764,476	12,440	776,917	30,906	807,824
その他の項目							
減価償却費	23,910	98	24,008	223	24,232	18	24,250
のれん償却額	15,327	-	15,327	4	15,331	-	15,331
持分法適用会社への投資額	4,281	304	4,585	-	4,585	-	4,585
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	442,777	465	443,242	3,700	446,943	202	447,145

（注）1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産・リゾート事業を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) 外部顧客への売上高の調整額761百万円は、事業セグメントに配分していない売上高であります。
- (2) セグメント間の内部売上高又は振替高の調整額 11,731百万円は、セグメント間取引消去 11,731百万円であります。
- (3) セグメント利益又は損失（ ）の調整額 6,075百万円は、未実現利益の消去等 308百万円、全社費用の純額 5,767百万円であります。
- (4) セグメント資産の調整額30,906百万円は、セグメント間、その他及び振替高の消去 3,112百万円、各報告セグメント、その他に配分していない全社資産34,019百万円が含まれております。全社資産は、主に余資運用資金（現金及び預金）、長期投資資産（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。
- (5) 減価償却費の調整額18百万円は、セグメント間の消去等 304百万円、全社費用322百万円であります。
- (6) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額202百万円は、セグメント間の消去等 593百万円、全社資産795百万円であります。
- (7) 当社グループは当連結会計年度において、株式会社西友及びその子会社、株式会社熊本リゾート及びその子会社を連結の範囲に含めており、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、企業結合に伴う資産の増加が含まれております。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高の金額が連結損益計算書の売上高の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高の金額のうち、連結損益計算書の売上高の金額の10%を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）

（単位：百万円）

	流通小売	リテールAI	その他	全社・消去	合計
減損損失	1,405	393	572	-	2,371

当連結会計年度（自2025年7月1日 至2026年6月30日）

（単位：百万円）

	流通小売	リテールAI	その他	全社・消去	合計
減損損失	1,919	-	-	-	1,919

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）

（単位：百万円）

	流通小売	リテールAI	その他	全社・消去	合計
当期末残高	-	-	-	-	-

当連結会計年度（自2025年7月1日 至2026年6月30日）

（単位：百万円）

	流通小売	リテールAI	その他	全社・消去	合計
当期末残高	291,224	-	732	-	291,957

（注）のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自2024年 7 月 1 日 至2025年 6 月30日）

記載すべき事項はありません。

当連結会計年度（自2025年 7 月 1 日 至2026年 6 月30日）

記載すべき事項はありません。

（イ）連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自2024年 7 月 1 日 至2025年 6 月30日）

記載すべき事項はありません。

当連結会計年度（自2025年 7 月 1 日 至2026年 6 月30日）

記載すべき事項はありません。

（ウ）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自2024年 7 月 1 日 至2025年 6 月30日）

記載すべき事項はありません。

当連結会計年度（自2025年 7 月 1 日 至2026年 6 月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 （百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
役員及びその近親者	永田 久男	-	-	当社会長	（被所有） 直接 1.6 間接 0.6	当社会長	土地・建物の購入 （注）	195	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）価格その他の取引条件は、不動産鑑定評価額を基に決定しております。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自2024年 7 月 1 日 至2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自2025年 7 月 1 日 至2026年 6 月30日)
1 株当たり純資産額	1,031円30銭	1,066円23銭
1 株当たり当期純利益	96円23銭	28円76銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	95円52銭	28円55銭

(注) 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2024年 7 月 1 日 至2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自2025年 7 月 1 日 至2026年 6 月30日)
1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	11,752	3,522
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	11,752	3,522
普通株式の期中平均株式数 (株)	122,121,989	122,470,961
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (株)	907,219	895,636
(うち新株予約権 (株))	(907,219)	(895,636)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当 たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概 要	-	-

(重要な後発事象)

(既存借入金のリファイナンス)

当社は、2025年7月1日付で実行した既存借入(以下「本既存借入」といいます。)のリファイナンス(以下「本リファイナンス」といいます。)を目的として、2026年6月23日開催の取締役会において、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケーション方式によるタームローン契約(以下「本契約」といいます。)を締結することを決議し、2026年6月26日付で契約を締結し、2026年7月1日付で借入を実行いたしました。本リファイナンスは、本既存借入が1年間のつなぎ融資であり、2026年7月1日にその満期日を迎えることから実施したものであります。

	タームローン	タームローン
借入金額	317,400百万円	50,000百万円
借入実行日	2026年7月1日	
借入期間	10年	
借入金利	全銀協日本円 TIBOR(3ヵ月)+スプレッド	
返済方法	2026年9月を初回とする、3ヵ月毎の元金均等返済	
担保	無担保	
アレンジャー	株式会社三菱UFJ銀行	
コアレンジャー	株式会社みずほ銀行	-
エージェント	株式会社三菱UFJ銀行	
貸付人	国内金融機関	
利払方法	毎年3月、6月、9月及び12月の末日に後払い	
財務上の特約	本契約に付される財務上の特約は以下のとおりであります。 各決算期末日の連結貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の75%の金額以上に維持すること。 2期連続して決算期に係る連結損益計算書上の営業損失を計上しないこと。	

(注) 本契約に係る借入金のうち一部については、将来の金利変動リスクを回避し、金利コストを確定させる目的で、金利スワップを実施しております。

(子会社株式の譲渡)

2026年8月21日開催の当社取締役会において、当社の連結子会社である株式会社トライアルカンパニーが保有する、当社の連結子会社(孫会社)である株式会社西友(2026年11月1日付で株式会社Unicornに商号変更予定。以下、「対象会社」といいます。)の全株式をUnicorn合同会社(以下「買主」といいます。)へ譲渡すること(以下「本株式譲渡」といいます。)を決議いたしました。なお、本株式譲渡に先立ち、対象会社は、2026年11月1日付で、流動化対象店舗不動産に係る不動産賃貸事業及び不動産管理事業以外のすべての事業を、当社の連結子会社(孫会社)である株式会社STリテールに吸収分割の方法により承継させる予定であり、当該事業は本株式譲渡後も当社グループに残る予定です。また、同日付で株式会社STリテールは「株式会社西友」に商号変更する予定です。本株式譲渡により、対象会社は当社の連結子会社から除外される予定です。

1. 株式譲渡の概要

(1) 譲渡先企業の名称

Unicorn合同会社

(2) 譲渡対象会社の名称、事業内容および当社との取引内容

名称 : 株式会社西友(2026年11月1日付で株式会社Unicornに商号変更予定)

事業内容 : 食料品、衣料品、居住用品などの小売チェーンの運営(2026年11月1日付で不動産の賃貸、管理事業へ変更予定)

当社との取引内容 : 経営指導

(3) 株式譲渡を行う主な理由

2026年8月21日付の「株式会社西友の一部不動産流動化に伴う子会社(孫会社)間の吸収分割、子会社(孫会社)の商号変更及び子会社(孫会社)の異動に伴う株式の譲渡に関するお知らせ」にて公表したとおり、当社グループの流通小売事業における「トライアル」と「西友」の融合を加速し、シナジー効果を高めながら、事業効率も高めると同時に、不動産流動化による資金調達を図ることにあります。

(4) 株式譲渡日

2026年12月1日(予定)

(5) 譲渡株式数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の所有株式数

譲渡株式数 : 99,234,000株(議決権所有割合:100%)

譲渡後の所有株式数:0株(議決権所有割合:0.00%)

なお、譲渡価額については、先方希望により非開示とさせていただきます。

(6) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金とする株式譲渡

2. 分離する事業が含まれている報告セグメント

流通小売事業(本株式譲渡は実質的に対象会社の不動産の一部売却であり、当該不動産をすべてリースバックすることを前提としているため、これに伴う店舗閉鎖はありません。)

(令和8年熊本地震による影響について)

2026年7月28日に発生いたしました「令和8年熊本地震」による店舗設備及び倉庫の損壊、電力・ガスの供給停止、原材料等の供給遅延等により、2026年9月24日現在、当社グループの一部の店舗及び施設が営業を停止しております。被害を受けた資産の主なものは、建物及び構築物、工具、器具及び備品及び商品等の棚卸資産であり、被害額については現在調査中であります。

また、当該震災が翌連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に及ぼす影響については、現時点では金額を合理的に見積ることは困難であります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	26,500	367,400	1.27	-
1年以内に返済予定の長期借入金	3,027	2,966	0.67	-
1年以内に返済予定のリース債務	2	4	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	9,031	24,064	1.60	2027年～2044年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	5	167	-	2027年～2036年
合計	38,567	394,602	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、一部のリース債務において、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	3,793	3,829	3,269	3,104
リース債務	12	8	7	8

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(百万円)	674,117	1,347,109
税金等調整前中間(当期)純利益(百万円)	14,429	18,266
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益(百万円)	4,057	3,522
1株当たり中間(当期)純利益(円)	33.17	28.76

(企業結合に係る暫定的な会計処理の確定)

当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、中間連結会計期間の関連する各項目については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の数値を記載しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	55,759	26,172
短期貸付金	1 74,758	1 86,037
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	271	295
未収入金	1 750	1 4,388
前払費用	368	804
その他	1 117	1 308
貸倒引当金	-	736
流動資産合計	132,025	117,270
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,624	5,235
減価償却累計額	337	1,003
建物(純額)	3,286	4,232
構築物	188	272
減価償却累計額	42	102
構築物(純額)	145	170
機械及び装置	40	43
減価償却累計額	2	11
機械及び装置(純額)	38	31
車両運搬具	46	81
減価償却累計額	25	47
車両運搬具(純額)	21	33
工具、器具及び備品	167	257
減価償却累計額	68	145
工具、器具及び備品(純額)	99	111
土地	174	605
建設仮勘定	-	5
有形固定資産合計	3,766	5,189
無形固定資産		
ソフトウェア	19	11
その他	-	4
無形固定資産合計	19	16
投資その他の資産		
投資有価証券	588	4
関係会社株式	20,056	431,971
関係会社長期貸付金	8,849	10,064
長期前払費用	731	647
繰延税金資産	48	68
その他	583	560
貸倒引当金	-	4,725
投資その他の資産合計	30,857	438,592
固定資産合計	34,643	443,797
資産合計	166,669	561,067

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	26,500	4 367,400
1年内返済予定の長期借入金	47	93
未払金	1 589	1 5,590
未払費用	1 34	1 458
未払法人税等	113	12
前受金	-	5
預り金	1 67,141	1 104,862
前受収益	1 29	56
賞与引当金	34	35
流動負債合計	94,490	478,514
固定負債		
長期借入金	782	16,689
資産除去債務	13	272
その他	1 6	1 509
固定負債合計	802	17,471
負債合計	95,292	495,985
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,812	20,237
資本剰余金		
資本準備金	38,921	39,346
その他資本剰余金	334	340
資本剰余金合計	39,255	39,686
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,238	5,258
利益剰余金合計	12,238	5,258
自己株式	105	100
株主資本合計	71,202	65,082
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	174	-
評価・換算差額等合計	174	-
純資産合計	71,376	65,082
負債純資産合計	166,669	561,067

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当事業年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
営業収益		
関係会社受取手数料	1 2,844	1 3,383
関係会社受取配当金	1 1,848	1 9,476
その他	1 150	1 224
営業収益合計	4,843	13,084
営業総利益	4,843	13,084
販売費及び一般管理費	1, 2 3,476	1, 2 4,660
営業利益	1,367	8,424
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1 686	1 1,143
固定資産売却益	63	-
助成金収入	14	7
投資有価証券売却益	-	385
その他	3	15
営業外収益合計	767	1,552
営業外費用		
支払利息	1 622	1 5,363
借入関連費用	-	6,745
貸倒引当金繰入額	-	5,461
控除対象外消費税等	107	775
その他	5	28
営業外費用合計	735	18,375
経常利益又は経常損失()	1,399	8,398
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	-	421
特別利益合計	-	421
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	1,399	7,977
法人税、住民税及び事業税	112	3,012
法人税等調整額	22	59
法人税等合計	135	2,953
当期純利益又は当期純損失()	1,534	5,023

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額 金	評価・換 算差額等 合計	
		資本 準備金	その他資 本剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
当期首残高	19,777	38,886	-	38,886	12,533	12,533	529	70,668	213	213	70,882
当期変動額											
新株の発行	35	35		35				70			70
剰余金の配当					1,829	1,829		1,829			1,829
当期純利益					1,534	1,534		1,534			1,534
自己株式の取得							0	0			0
自己株式の処分			334	334			423	758			758
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									38	38	38
当期変動額合計	35	35	334	369	294	294	423	533	38	38	494
当期末残高	19,812	38,921	334	39,255	12,238	12,238	105	71,202	174	174	71,376

当事業年度（自2025年7月1日 至2026年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額 金	評価・換 算差額等 合計	
		資本 準備金	その他資 本剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
当期首残高	19,812	38,921	334	39,255	12,238	12,238	105	71,202	174	174	71,376
当期変動額											
新株の発行	424	424		424				849			849
剰余金の配当					1,956	1,956		1,956			1,956
当期純損失（　）					5,023	5,023		5,023			5,023
自己株式の取得							0	0			0
自己株式の処分			6	6			5	11			11
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									174	174	174
当期変動額合計	424	424	6	430	6,980	6,980	5	6,120	174	174	6,294
当期末残高	20,237	39,346	340	39,686	5,258	5,258	100	65,082	-	-	65,082

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3	～	50年
構築物	8	～	40年
機械及び装置			10年
車両運搬具	2	～	6年
工具、器具及び備品	2	～	15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社からの経営指導料及び受取配当金であります。経営指導に関する契約においては、子会社に対する経営・企画等の指導を履行義務として識別しております。当該履行義務は時の経過に伴って充足されるため、契約期間にわたって一定の均等額で収益を認識しております。なお、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

当社は、当社を通算親会社としてグループ通算制度を適用しております。

(2) 法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示

当社は、グループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従っております。

(3) 控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	20,056	431,971
関係会社株式評価損	-	0

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

市場価格のない関係会社株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合に、実質価額が著しく低下したと判断し、概ね5年以内での回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、関係会社株式評価損を計上しております。当社が有する市場価格のない関係会社株式の一部には、取得価額に超過収益力が反映されている株式430,109百万円が含まれており、当該株式の評価においては、超過収益力を加味して実質価額の判定を行っております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

超過収益力の減少の有無の判定において基礎となる事業計画には、販売施策やマーケティング投資、店舗運営の抜本的見直し等の施策による客数の回復及びそれによる商品売上高の回復、売上高販管費率や設備投資額等の主要な仮定が含まれております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等の影響を受ける可能性があり、主要な仮定に変動が生じた場合、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. 関係会社貸付金の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
短期貸付金	74,758	86,037
1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	271	295
貸倒引当金（流動）	-	736
関係会社長期貸付金	8,849	10,064
貸倒引当金（固定）	-	4,725

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

関係会社に対する貸付金については、貸付先ごとに回収可能性を個別に検討し、回収不能と見込まれる金額を貸倒引当金として計上しております。当事業年度において、主に、子会社である株式会社Retail AIに対する関係会社長期貸付金6,430百万円について個別に回収可能性を検討した結果、貸倒引当金4,725百万円を計上しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

貸倒引当金の算定においては、関係会社の支払能力を検討し、回収不能見込額を見積っております。当該支払能力は、関係会社の経営状態、債務超過の程度、今後の収益及び資金繰りの見通し等を考慮して総合的に判断しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定については、将来の経済状況及び経営環境の変化により影響を受ける可能性があり、主要な仮定に変動が生じた場合、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

3. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	48	68

上記の前事業年度の繰延税金資産48百万円は、繰延税金資産133百万円と繰延税金負債85百万円の相殺後の金額であります。

また、上記の当事業年度の繰延税金資産68百万円は、繰延税金資産159百万円と繰延税金負債91百万円の相殺後の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」3. 繰延税金資産の回収可能性（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」の内容と同一であります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記されたものを除く）

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
短期金銭債権	75,462百万円	90,547百万円
短期金銭債務	67,636	110,280
長期金銭債務	4	409

2 保証債務

次の関係会社の金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
(株)トライアルリアルエステート	860百万円	817百万円
(株)トライアルゴルフ&リゾート	1,083	1,030
計	1,944	1,848

3 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行14行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
当座貸越極度額の総額	40,000百万円	31,000百万円
借入実行残高	26,500	-
差引額	13,500	31,000

4 財務制限条項

連結財務諸表「注記事項（連結貸借対照表関係）」5 財務制限条項」の内容と同一であります。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当事業年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
営業取引による取引高		
営業収益	4,812百万円	13,058百万円
販売費及び一般管理費	1,459	1,519
営業取引以外の取引による取引高	1,181	2,225

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当事業年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
給料及び手当	788百万円	1,037百万円
外注費	1,014	763
減価償却費	152	312
賞与引当金繰入額	34	22
支払手数料	87	591
おおよその割合		
販売費	0.1%	3.9%
一般管理費	99.9	96.1

(表示方法の変更)

当事業年度において、販売費及び一般管理費のうち「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、主要な費目として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度においても主要な費目として表示しております。

前事業年度において、主要な費目として表示しておりました「租税公課」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度において記載を省略しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度においても記載を省略しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2025年6月30日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	19,039
関連会社株式	1,016

当事業年度(2026年6月30日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	430,954
関連会社株式	1,016

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
繰延税金資産		
関係会社株式	351百万円	391百万円
未払事業税等	44	-
賞与引当金	6	7
貸倒引当金	-	1,712
株式報酬費用	23	107
控除対象外消費税等	26	81
資産除去債務	4	85
繰越欠損金	30	718
その他	6	56
繰延税金資産小計	493	3,160
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-	649
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	360	2,351
評価性引当額小計	360	3,000
繰延税金資産合計	133	159
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	3	77
その他有価証券評価差額金	79	-
その他	2	13
繰延税金負債合計	85	91
繰延税金資産(負債)の純額	48	68

(表示方法の変更)

前事業年度において、繰延税金資産の「その他」に含めていた「資産除去債務」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の主な原因別の内訳の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の主な原因別の内訳において、繰延税金資産の「その他」に表示していた10百万円は、「資産除去債務」4百万円、「その他」6百万円として組み替えております。

前事業年度において、繰延税金負債の「その他」に含めていた「資産除去債務に対応する除去費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の主な原因別の内訳の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の主な原因別の内訳において、繰延税金負債の「その他」に表示していた5百万円は、「資産除去債務に対応する除去費用」3百万円、「その他」2百万円として組み替えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
法定実効税率	30.5%	- %
(調整)		
受取配当金益金不算入	40.4	-
法定実効税率の変更による影響	0.1	-
その他	0.4	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.7	-

(注) 当事業年度においては、税引前当期純損失が計上されているため記載を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理並びに税効果会計の会計処理及び開示

当社は、グループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

（企業結合等関係）

（取得による企業結合）

（株式会社西友の株式取得）

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（共通支配下の取引等）

（子会社である株式会社トライアルカンパニーとの吸収分割）

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（共同株式移転による中間持株会社の設立）

当社の子会社である株式会社西友及び株式会社トライアルカンパニー並びに株式会社STリテールは2025年10月15日に共同株式移転の方法により新たに完全親会社を設立し、3社が完全子会社となる株式移転計画書に同意いたしました。

当該契約に基づき、2025年11月4日に中間持株会社である株式会社TRIALSを設立いたしました。

なお、株式会社TRIALSは2026年4月1日付で株式会社トライアルテクノロジーに商号を変更しております。商号変更につきましては、財務諸表「注記事項（企業結合等関係）（共通支配下の取引等）（子会社間の株式交換）」に記載する取引の実施後に行っております。

1. 取引の概要

（1）結合当事企業の名称及び事業の内容

株式移転完全子会社

株式会社西友

（事業の内容：食料品、衣料品、住居用品などの小売チェーンの運営）

株式会社トライアルカンパニー

（事業の内容：店舗物件の保有及び子会社への商品供給他）

株式会社STリテール

（事業の内容：新フォーマット「トライアル西友」の企画・管理・運営）

（2）企業結合日

2025年11月4日

（3）企業結合の法的形式

共同株式移転による中間持株会社の設立

（4）結合後の企業の名称

株式会社TRIALS

（5）その他取引の概要に関する事項

当社グループの経営資源を統合して事業運営の効率化を図り、当社グループの企業価値の向上を目指します。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（子会社である株式会社TRIALSとの吸収分割）

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(子会社間の株式交換)

当社の子会社である株式会社TRIALS及び株式会社Retail AIは株式会社TRIALSを株式交換完全親会社とし、株式会社Retail AIを株式交換完全子会社とする株式交換契約を2026年3月24日付で締結し、2026年4月1日付で株式交換(以下「本株式交換」という。)を実施いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

株式交換完全親会社

株式会社TRIALS

(事業の内容: リテールAIセグメントにおける経営戦略の策定、経営管理及び指導)

株式交換完全子会社

株式会社Retail AI

(事業の内容: リテールAIプロダクトの開発及び導入)

(2) 企業結合日

2026年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社TRIALSを株式交換完全親会社とし、株式会社Retail AIを株式交換完全子会社とする株式交換

(4) 結合後の企業の名称

株式会社TRIALS

(5) その他取引の概要に関する事項

本株式交換は、財務諸表「注記事項(企業結合等関係)(共通支配下の取引等)(子会社である株式会社TRIALSとの吸収分割)」に記載する取引の実施後に行っております。

当社グループの経営資源を統合して事業運営の効率化を図り、当社グループの企業価値の向上を目指します。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、財務諸表「注記事項(重要な会計方針)

4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(既存借入金のリファイナンス)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高(百万円)
有形固定資産							
建物	3,624	1,611	-	5,235	1,003	227	4,232
構築物	188	84	-	272	102	19	170
機械及び装置	40	2	-	43	11	7	31
車両運搬具	46	35	0	81	47	14	33
工具、器具及び備品	167	90	1	257	145	35	111
土地	174	430	-	605	-	-	605
建設仮勘定	-	526	521	5	-	-	5
有形固定資産計	4,242	2,781	523	6,499	1,310	303	5,189
無形固定資産							
商標権	-	4	-	4	0	0	4
ソフトウェア	40	-	-	40	29	8	11
ソフトウェア仮勘定	-	4	4	-	-	-	-
水道施設利用権	-	1	-	1	1	0	0
無形固定資産計	40	11	4	47	31	8	16

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	-	5,461	-	5,461
賞与引当金	34	35	34	35

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7 月 1 日から 6 月30日まで
定時株主総会	9 月中
基準日	6 月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日 6 月30日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、官報にて掲載して行う。 公告掲載URL https://trial-holdings.inc
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当社定款の定めにより、単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- （１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利
- （２）取得請求権付株式の取得を請求する権利
- （３）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第11期）（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）2025年9月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年9月26日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

（第12期中）（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）2026年2月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

2025年9月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（譲渡制限付株式報酬としての新株発行）の規定に基づく臨時報告書であります。

2025年10月22日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（譲渡制限付株式報酬としての新株発行）の規定に基づく臨時報告書であります。

2025年10月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の4並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結及びこれに伴う営業外費用の計上）の規定に基づく臨時報告書であります。

2026年6月23日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（関係会社受取配当金の計上）の規定に基づく臨時報告書であります。

2026年6月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動を伴う子会社株式譲渡）の規定に基づく臨時報告書であります。

2026年8月21日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（関係会社に対する貸付金に係る貸倒引当金繰入額の計上）の規定に基づく臨時報告書であります。

2026年9月1日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年9月24日

株式会社トライアルホールディングス

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若 山 聡 満

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 野 文 絵

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 本 健太郎

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライアルホールディングスの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライアルホールディングス及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は、2026年7月1日に満期日を迎える既存借入金のリファイナンスを目的として、2026年6月26日付でシンジケーション方式によるタームローン契約を締結し、2026年7月1日付で同契約に基づく借入を実行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社西友の株式取得により生じたのれんの減損の兆候判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項「（企業結合等関係）」に記載されているとおり、会社は2025年7月1日付で株式会社西友（以下「西友」）の全株式を409,650百万円で取得し、これによりのにれん306,551百万円を計上した。 当該企業結合に係る取得原価は西友の事業計画を基礎として算定された株式価値に基づいており、事業計画には販売施策やマーケティング投資、店舗運営の抜本的見直し等の施策による客数の回復及びそれによる商品売上高の回復、売上高販管費率、設備投資額等の複数の仮定が含まれている。 のにれんの減損の兆候判定においては、当初見込まれていた超過収益力が維持されているかどうかを検討する必要がある。減損の兆候判定の基礎となる事業計画には経営者による主観的な判断を伴う重要な仮定が含まれており、不確実性を伴うこと、のにれんの帳簿価額の金額的重要性が高いことから、当監査法人は西友の株式取得により生じたのにれんの減損の兆候判定を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、西友の株式取得により生じたのにれんの減損の兆候判定の妥当性の検討にあたり、主として以下の監査手続を実施した。 ・のにれんの評価に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・株式価値評価において用いられた事業計画の合理性を検討した。事業計画の合理性を検討するにあたり考慮された重要な仮定を理解するために経営者及び経理責任者への質問を実施した。 ・事業計画に含まれる重要な仮定である売上高成長率について、経営統合後の実績との比較やグループの他の店舗の売上趨勢との比較、スーパーマーケット業界の動向の理解により、合理性及び実現可能性を検討した。 ・事業計画に含まれる重要な仮定である販管費率について、過去の財務数値に基づく割合との比較や今後の売上高成長率との整合性を検討した。 ・事業計画に含まれる重要な仮定である設備投資額について、売上高の増加のための施策に見合う投資が計画に反映されているかどうかを検討した。 ・見積りに用いられた事業計画と、取締役会で承認された中期経営計画との整合性を検討した。 ・株式価値評価において用いられた評価手法、基礎データ及び仮定の適切性について、当監査法人のネットワーク・ファームの専門家を利用し、株式価値評価の妥当性を検討した。 ・当初見込まれていた超過収益力が維持されているかどうかを検討するために、株式価値評価に用いられた事業計画と当連結会計年度の実績の乖離状況を検討した。

店舗固定資産の減損の兆候及び減損損失の認識の判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は当連結会計年度末の連結貸借対照表において、有形固定資産240,892百万円、のれんを除く無形固定資産11,135百万円を計上しており、これらは総資産の31.2%を占めている。また、注記事項「（重要な会計上の見積り）2.固定資産の減損」に記載のとおり、当連結会計年度の連結損益計算書において、固定資産に係る減損損失1,919百万円を計上している。 減損の兆候の判定は、経営環境の著しい悪化等により収益性の低下が認められる店舗等や営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる店舗等、市場価格が著しく下落した店舗等、用途変更又は閉店等をした店舗等を減損の兆候があるものと判定している。 また、減損損失の認識の要否については、減損の兆候がある店舗等のうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合は、減損損失の認識が必要であるとしている。 会社の連結子会社は多数の店舗を運営しており、減損の兆候の判定において、減損の兆候があるにも関わらず適切に兆候が識別されない場合、減損損失の認識が網羅的に行われないリスクがある。また減損の兆候があるとされた店舗等について、割引前将来キャッシュ・フローの見積りには将来の商品売上高等の重要な仮定を含んでおり、特に商品売上高の回復を見込む場合、当該見積りは経営者の主観的な判断を伴うものである。 当該リスクの重要性及び固定資産の帳簿価額の金額的重要性を考慮し、当監査法人は店舗固定資産の減損の兆候及び減損損失の認識の判定に係る妥当性が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、店舗固定資産の減損の兆候及び減損損失の認識の判定を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 ・店舗別損益情報の作成及び当該情報に基づく固定資産の減損の兆候判定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性について評価した。 ・減損の兆候があるとされた店舗固定資産の割引前将来キャッシュ・フローの見積りに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性について評価した。 (2) 減損の兆候判定の妥当性の検討 ・店舗資産の用途変更や店舗閉鎖の計画等を把握するため、経理担当役員及び経理責任者への質問及び取締役会議事録等の閲覧を実施した。 ・店舗別損益情報について、関連する基礎資料との突合により、その正確性及び網羅性を検討した。 ・本社費等の配賦基準について経理責任者へ質問するとともに、配賦対象となる費用の集計、配賦計算の正確性及び配賦額の網羅性について、再計算及び関連する基礎資料との突合を実施した。 ・減損の兆候に関する判定資料が網羅的かつ正確に作成されていることを確かめるため、基礎資料との突合や再計算を実施した。 (3) 減損損失の認識の判定の妥当性の検討 ・将来キャッシュ・フローの見積期間について、主要な資産の経済的残存使用年数と比較した。 ・減損の兆候があるとされた店舗の固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積りについて、重要な仮定である売上高の成長率に関する経営者の仮定の妥当性を評価するために、経営者による計画を理解した上で、当該計画に基づいて実施された施策に関する討議及び関連する資料の閲覧、実績値の閲覧、独自に入手した外部統計情報との比較を通じて、経営者の仮定の合理性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社トライアルホールディングスの2026年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社トライアルホールディングスが2026年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026年9月24日

株式会社トライアルホールディングス

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 若 山 聡 満
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 野 文 絵
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 本 健太郎
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライアルホールディングスの2025年7月1日から2026年6月30日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライアルホールディングスの2026年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は、2026年7月1日に満期日を迎える既存借入金のリファイナンスを目的として、2026年6月26日付でシンジケーション方式によるタームローン契約を締結し、2026年7月1日付で同契約に基づく借入を実行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項「（重要な会計上の見積り）1.関係会社株式の評価」に記載のとおり、会社は当事業年度末の貸借対照表において、関係会社株式431,971百万円（総資産の77.0%）を計上しており、一部には取得価額に超過収益力が反映されている株式430,109百万円（総資産の76.7%）が含まれている。 会社は市場価格のない関係会社株式について、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」、移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」及び移管指針第12号「金融商品会計に関するQ&A」に従い、株式の発行会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合に実質価額が著しく低下したと判断しているが、超過収益力を反映した価額で取得した株式の評価については、超過収益力を加味して実質価額の判定を行っている。著しい低下がある場合は、おおむね5年以内の回復可能性を評価することにより、減損判定を実施している。当事業年度において、会社は、超過収益力を反映した価額で取得した関係会社株式の実質価額の著しい下落はないとしている。 超過収益力が維持されているかどうかの判定は事業計画を基礎として実績値との比較により行われているが、立案された事業計画の合理性を含め、超過収益力の判断には経営者の主観的な判断を伴うこと、超過収益力を反映した価額で取得した関係会社株式の金額的重要性に鑑み、当監査法人は関係会社株式の評価の妥当性を監査上の主要な検討事項と判断した。	当監査法人は、関係会社株式の評価について、主として以下の監査手続を実施した。 ・関係会社株式の減損に関する会社の判定資料を閲覧し、実質価額の算定手続や超過収益力を加味した減損判定に関する経営者の判断の根拠を理解した。 ・経理担当役員への質問及び取締役会議事録の閲覧等を通じて、株式会社西友の経営環境を理解し、超過収益力の毀損や財政状態の悪化を示唆する状況の有無について検討した。 ・超過収益力を反映した価額で取得した関係会社株式について、超過収益力の基礎となる事業計画の合理性を評価した上で、実績値と比較した。 ・超過収益力を含む実質価額を財務数値等より再計算し、当該実質価額と帳簿価額を比較した。

株式会社Retail AIに対する関係会社貸付金の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項「（重要な会計上の見積り）2.関係会社貸付金の評価」に記載のとおり、会社は当事業年度末の貸借対照表において、子会社である株式会社Retail AI（以下「RAI」という。）に対する関係会社長期貸付金6,430百万円を計上しており、また当該貸付金に対する貸倒引当金4,725百万円を計上している。 会社は、貸倒引当金の算定において、関係会社の支払能力を検討し、回収不能見込額を見積っている。当該支払能力は、関係会社の経営状態、債務超過の程度、今後の収益及び資金繰りの見通し等を考慮して総合的に判断されるため、貸倒引当金の計上要否の判断及びその金額の決定に係る会計上の見積りには、経営者の主観的な判断を伴う。 以上から、当監査法人はRAIに対する関係会社貸付金の評価の妥当性を監査上の主要な検討事項と判断した。	当監査法人は、関係会社に対する貸付金のうち、RAIに対する貸付金の評価の妥当性を検証するため、主として以下の監査手続を実施した。 ・RAIに対する貸付金の評価に関連して経理担当役員への質問及び引当金計上金額の根拠となった資料を閲覧し、適切な承認プロセスを経ているかどうかを確かめた。 ・RAIの財政状態及び経営成績を理解するために、経理担当役員への質問、取締役会議事録等の閲覧を実施し、入手した決算数値との間に矛盾や不整合がないかどうかを検討した。 ・RAIに対する貸付金の回収可能性の検討において、判断材料となる経営成績、財政状態、事業活動の状況、今後の返済原資の見通し等について、経理担当役員へ質問するとともに、関連資料を閲覧し、支払能力が総合的に判断されていることを検討した。 ・今後の収益及び資金繰りの見通しに関して、取締役会承認済予算との整合性を検討するとともに、会社の経営者が利用した売上予測等の重要な仮定について、経理責任者へ質問するとともに、過去実績を利用した分析等により、合理性を検討した。 ・過年度に策定された取締役会承認済予算と実績を比較し、経営者による見積りの精度を評価した。 ・貸倒見積高について、会社が作成した算定根拠資料を基に、見積方法を検討し、計算の正確性を検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。